

平成25年第6回（6月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	頁
1	5	岩田 清	1. デマンド型乗合タクシー利用者の声と見えてきた課題 2. 軌道に乗りつつある辰野病院について 3. 教育問題について	3
2	4	三堀 善業	1. 教育について	19
3	12	宮下 敏夫	1. 福寿苑民間移管について 2. 町国民健康保険事業健全化への取組について	33
4	3	根橋 俊夫	1. 第2グレイスフル辰野の小規模多機能型居宅介護サービス撤退にともなう今後の対応等について 2. TPP参加による町民生活、町内経済等への影響と町の対応について 3. アベノミクス、消費税増税がもたらす町民生活、町内経済、町財政等への影響と町の対応について	47
5	7	熊谷 久司	1. 市町村合併と道州制について 2. ウォーターパークの早期撤去にむけて 3. 中央道辰野パーキングへの階段の問題	65
6	9	堀内 武男	1. 男女共同参画の実態と雇用計画について 2. 荒神山公園再整備計画の推進状況について	79
7	8	永原 良子	1. 辰野町障害者計画・障害福祉計画について	94

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	頁
8	2	成瀬恵津子	1. 風疹の感染症予防対策について 2. 辰野図書館の管理について	105
9	10	船木 善司	1. 町長選について 2. 辰野病院問題について	119
10	11	中谷 道文	1. 町の観光資源の掘り起こしと充実に向けて	135
11	1	宇治 徳庚	1. 開かれた学校への教育行政の課題について	149

平成25年第6回辰野町議会定例会議録(8日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成24年6月10日 午前10時
3. 議員総数 13名
4. 出席議員数 13名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	宮下敏夫
13番	篠平良平		

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	林龍太郎
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	中村良治	まちづくり政策課長	山田勝己
住民税務課長	向山光	保健福祉課長	一ノ瀬元広
産業振興課長	飯沢誠	水処理センター所長	一ノ瀬保弘
会計管理者	宮原修二	教育次長	百瀬辰夫
辰野病院事務長	赤羽博	福寿苑事務長	宮原正尚
消防署長	林国久	両小野国保診療所事務長	河手潤子
社会福祉協議会事務長	守屋英彦		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 武井庄治

議会事務局庶務係長 赤羽裕治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第3番 根橋俊夫

議席第4番 三堀善業

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。相変わらず空梅雨が続いておりますが、先日サッカー日本代表がオーストラリアと熱戦を繰り広げ、最後の最後まであきらめない執念の戦いで見事に5大会連続でのワールドカップ出場を果たしました。来年6月のブラジル大会で揺るぎない実力を備え、ひのき舞台での活躍に期待したいと思います。今日は朝早くから議会傍聴、大変ありがとうございます。また、5月24日の議会報告会には大勢の皆さんにご出席いただき、貴重なご意見を賜り、心より感謝申し上げます。定足数に達しておりますので、第6回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。4日正午までに通告がありました一般質問通告者11人全員に対し、質問を許可いたします。質問答弁を含めて一人50分以内として進行してまいります。また町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いをいたします。質問順位は抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	5番	岩田	清	議員
質問順位	2番	議席	4番	三堀	善業	議員
質問順位	3番	議席	12番	宮下	敏夫	議員
質問順位	4番	議席	3番	根橋	俊夫	議員
質問順位	5番	議席	7番	熊谷	久司	議員
質問順位	6番	議席	9番	堀内	武男	議員
質問順位	7番	議席	8番	永原	良子	議員
質問順位	8番	議席	2番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	9番	議席	10番	船木	善司	議員
質問順位	10番	議席	11番	中谷	道文	議員
質問順位	11番	議席	1番	宇治	徳庚	議員

以上の順に質問を許可してまいります。なお、質問順位1番、岩田議員より一般質問に関わる説明資料の提出に対し、これを許可してまいります。あらかじめ説明資料をお手元に配布してありますので、ご確認ください。質問順位1番、議席5番、岩田

清議員。

【質問順位 1 番 議席 5 番 岩田 清 議員】

○岩田（5番）

おはようございます。今回トップバッターを仰せつかりましたが、この社会を取り巻く不透明感と閉塞状況の中、身近な喫緊の町民から寄せられた課題など3点を質問させていただきたいと思います。我が国の現状を俯瞰（ふかん）しますと原発事故の後遺症はその傷口を更に深刻に深め、そしてアベノミクスに沸いた株価上昇もダッチロール状態の乱高下を繰り返し、T P P問題の行く末はいまだ五里夢中といった状態でございます。さて先ごろ、厚労省より2040年の人口動態について推計が発表されました。それによりますと我が辰野町は上伊那郡内では飯島町に次いで人口減少率が高く、2万1000人から31.5%も減少して1万4,000人台という数字が出ております。更に注目すべきことは高齢化率でございます。現在30%でございますけれども10%増えまして40.2%。これは想像しますと10人の町民のうち4人は65才以上という、こういう驚くべき高齢化社会が出現するということでもあります。この超高齢化社会では、日頃の買い物や通院を自らの力でできない「交通弱者」が増加することが予測されております。その意味でこの4月に「デマンド型乗合タクシー事業」をパイロット的に採用したことは評価したいと思います。ところが、早くも幾つかの課題が利用者の声として私のもとに届いております。2、3点順次質問したいと思いますので、お答えいただきたいと思います。まずですね4月、5月の利用状況と利用方法ですね。これが周知徹底されているか。続きまして利用者数は当初見込んだ計画数のおりになっているかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

○町 長

皆さんおはようございます。傍聴の皆さん方も大勢早朝からお出かけいただきまして、関心を持っていただけること感謝を申し上げる次第でございます。それでは一般質問でございますので、質問順位第1番の岩田議員の質問からお答えをしてみたいと思います。今、デマンド型タクシーということで、今年の4月からスタートさせていただきました。これも昔は路線バスが辰野にも特に谷が7つもある所でありましてから不便さを欠くことのないようにということで、伊那バス等々がやっていただいたわけでありまして、これほどこの日本中全部そうでありましてけれども、車社会に入りまして利用者が大分減ってきたということで、町内路線バスはほとんど運行が不可能

になってまいりました、採算ベースの問題であります。同時にまた辰野から伊那松島、それから伊那まで通っていましたがバスも全て廃止と、こういうことでもあります。その間、2人のバスからワンマンバスにも経費を削減したようではありますが難しい。これに対しまして車の運転できて車が自由に使える方は良いんですが、使えなくなった人、あるいはお年寄りで免許のない方、免許を返上した方。あるいは、まだ免許の年齢に達しない学生の皆さんとか、等々いろいろあるわけであります。これに対しまして辰野町は住民の、あるいは区のとまった声として続けておりますが小野の飯沼線、そして川島線、これは町とその地区とも連携し住民の皆さん方の負担も一部お願いし、町も補助する中で運行をさせてるところであります。しかるに先ほど言いましたように伊那は7谷という言葉があるわけですが、辰野は小さく7谷やっておりますので、それぞれの所、あるいは公共交通のない所、とても大変な状態にあることは事実であります。町独自でもってその町内の全体を回る路線バスというようなことで散々検討してみましたが、とても不可能であります。それは20台も30台もバスを1人、2人乗っても構わないと運行すれば別ですけれども、とてもやはり財政の問題があってそれはできない。いろいろ検討した結果、このデマンド型が良いだろうということでもあります。スタートを切ったわけでもありますけれども、ご質問の内容は当初計画どおりいっているかどうかということでもあります。計画の大きなテーマは「まず小さく始めて大きく育てよう」というふうなことが合言葉になっております。このことは、また住民の皆さん方もこういったデマンド型のタクシー、乗り合いタクシー、慣れないことでもありますので、当初は少ない人数からスタートしていきだろろうというふうなことであり、また場所だとかいろいろ待合所とか行き先とかいうことも、また検討していかなくちゃならないとこういうことをございます。現在、利用者お一応登録いただくわけでもありますので、辰野町の場合は449名の登録がございます。中にしょっちゅう利用する方、まだたまにしか利用しない方、これからの方、いろいろ含まれているわけでもあります。4月は21日間の運行でありまして230名の皆さんが利用をされております。5月に入りましては246名、若干増えているかな。1日平均4月が11名。そして5月が11.7名とこういうことでもあります。行き先等は病院でもあり、病院が一番多いんですが、商業施設へ来る。あるいは行政施設、役場へ来るとかそういったことの方もありますし、またいろいろと金融機関へ来るとか、また必要である話し合いに行かなくちゃいけないからと、いろんなことありますが一番多いのは病院で82.6%。商業

施設が11.5%。ほかということであります。滑り出しは当初計画で何名という形を先ほど算定したわけではなくて小さく始めて大きく育てるということでありますから、スタートはまあまあかなと、こんなことであります。

○岩田（5番）

私がまちづくり課からいただいた資料によりますと、4月が230人、5月が246人と今、町長答弁されたように1日あたり11人前後。これ行き帰りですので実際には利用している人は5、6人かなということでございますけれども、これが300円でこの範囲なら行けるということでございますけれども、この運行ダイヤが午前3便、午後3便ということになって6便ということになっているわけですが、これ時間の関係もあるので3番も続けてお話しますけれども、これ町中の乗降地点が16箇所となっております利用者にとっては町中に住んでいて利用対象地区、要するに逆のケースがあるのでお聞きしますと、要するに「帰りだけ利用しても良いよ」というのを、帰りが行きになるケースというのがございまして、例えば羽北地区の医院や介護施設へ行きたいと思い、朝方電話で予約して「オーケー」の返事をいただいた後、断りの電話が入って利用者が困惑した話で苦情がございました。結局電話を受けた担当者も利用対象区などについてまだ十分な理解がなされてなかったのか、このへんのところはちょっと分かりませんが、この一日6便となっておりますけれども実行しているのは4便とも聞いてますけれども、そのへんのところのいきさつ、それからですね改善方法について伺いたいと思います。

○町長

辰野町としては全く新たなことを始めたわけであります。そういうことの中で職員、あるいはまた辰野タクシーに契約いたしておりますので、その運転手さん、また乗る利用する皆さん方、若干の不慣れはあろうかと思えます。しかし今後そういった不慣れのために起こるトラブル等はできるだけ少なくするように話していきたいと思えます。これ、羊羹切ったようにはピシっといきませんので、やはり電話で予約を受けて電話の調整をして、それからそちらの方へ行く。その時間帯に乗っていただく。帰りもまたそういうことで既定の時間内の中にお帰りをいただくと、こういうことであります。これは自分でタクシーを予約して行きたい所へ思い切って行くと、こういうものではありませんので、それほどのまた便利さはないでしょうけれども、相当公共交通機関のない場所の皆さん方からは喜ばれているのも事実であります。詳しくは課

長の方からお答え申し上げます。

○まちづくり政策課長

ここ2箇月間で、クレームや問い合わせの件がありました。内容につきましては予約時の手続きミスを気にする苦情が5件。またタクシーの運行ですね、を気にする苦情、例えば遅配だとか配車ミス、これが8件。客の都合だとか理解不足が7件。システムの改善要望が7件。一般的問い合わせが1件。といったような内容になってます。議員、問い合わせの件につきましても一番最初、当初まだ職員の中で理解不足を起こしているものもおりまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。そういうことのないようにですね、今後は注意してまた利用される方が高齢者が多いものですから、予約システムにおきまして懇切丁寧に説明をいたすように今、指示をしてるところでありますのでよろしく願いいたします。

○岩田（5番）

今、課長が順次改善していくということで納得してます。まだパイロット的な形ですので難しいと思いますけれども、ここにですねデマンド型乗り合いタクシーの案内ということ非常に丁寧に書いてあるんですね。分かるんですけども、これ私が読んでも大変盛りだくさんな内容になってますんで簡単に手続きとですね、それから乗り方のポイントだけをね、もっと高齢者向けに分かりやすくするパンフが欲しいかなと思いますので検討していただきたいと思います。それから先ほど辰野タクシーさんに契約しているということで、そういう弾力的な運用ができないかということで社長にも伺ったわけですけども、これは運送業法、運送法ですね道路運送法によりまして契約地点AからBという形のを契約すると、これは町と契約してあればそれ以外へ行くのは契約違反となると。ですからなかなかそういうふうな情緒的にですね「こちらちょっと融通利かせろ、というようなわけにはいかないよ」というお話も伺ってます。それで私のもう一つの提案なんですけれども、居住地側に何箇所かの乗降ポイントの設置ができないかという提案でございますけれども、契約上可能かどうか、課長に伺いたいと思いますけど。

○町 長

課長の方から細部をお答えいたします。これは先ほど言いましたように普通で自分でお呼びしてタクシーに乗ってるほど自由ではありません。さりとて路線バスのように定期でそこへ行けばいつでも乗れるというものでもありません。できるだけ利用度

を上げるようには努力いたしますが、住民の皆さん方の本当の不便さをできるだけ公共交通機関のない所の皆さんを主体に中央へ来ること。中央へ出て来ること等を主体にして行ったものであります。これは辰野町の公共交通このデマンドタクシーの会合で決めておりますので、また路線だとか方向変えるにはそこで決定し、しかもこれは国からの補助を受けております。地域公共交通の確保維持改善事業ということでもありますので、変えたりいろんなことをすれば当然国の認可を、認可は取れておりますが了解を取らなきゃならないとこういうことでもあります。その裏には今議員もおっしゃられましたように、タクシー会社とて今までの営業をしたいわけであります。デマンド型でもってものすごく便利にしてタクシーの分野までどんどん食い込むこと自体はもうタクシー会社の社長もそれはできない。陸運局もそれは駄目である。同時に国の方も許可をしない。その狭間の中でどれだけ住民の皆さん方の希望に応えられるかと、こういうことでもあります。課長の方からお答えを申し上げます。

○まちづくり政策課長

現在のダイヤは 113 箇所あります居住地側の乗降場所から、当該交通の目的ある日常の通院、買い物、用足しを満たす町中停留所16箇所とを結んでます。居住地側から町中側には運行できますが、町中から居住地側、逆にですね、それとあと居住地側の停留所間、また町中の停留所間は利用できないようになってます。これにつきましては公共交通アンケートを住民の皆さんにしまして、一番需要の多い方法を今一番取っているわけであります。先ほど町長言いましたように全国事例を見ましてもデマンド運行そのものがタクシー事業との競合事業でありまして、双方の合意点を見出しながら交通会議などの場で運行エリアを決めて利害関係者の合意をもって、道路運送法第4条の許可を得ているという経過もありますので、お願いしたいと思います。

○岩田（5番）

なかなかですね、民間のそういうタクシー会社との従前の乗り物との競合とかそういうことについてやはり制約があるかなということを感じました。私が先ほど言ったケースは町長の近くの家の方が逆に外側の居住地側へ行くというケースですので、そういうケースの場合はタクシー券とかそういう形のものでまた対応しなきゃいけないかなとも思っておりますけれども、いずれにしてもですね6月にまた交通制約の委員会が開かれるということですので、そのへんも含めましてですねこの16箇所113箇所ですか、このへんのところのね点検をお願いしたいと思います。

デマンドタクシーについてはこのくらいにしたいと思っておりますけれども、2番目に新築移転した辰野病院についてでございます。議会としても「経営改善委員会」などで様々な要望や提案をしましてまいりました。コンサルタントの導入、それから電子カルテ、機能評価など実現に向けて動き始めた分野もありますが、新病院がきっちり動き始めたということでこの町会議員が委員になっておりました委員会は、経営改善委員会は4月に解散しました。経営も改善しつつあると言えども今後新築建物の起債の返還も始まり、まだまだ厳しい状況が続く中、しっかりとした運営が望まれるわけでございますけれども、さてですね経営改善委員会でも何回も俎上に上がった3点に絞って質問したいと思っております。まず町長再三おっしゃってました亜急性期型の病床を増床して収入増につなげるという方針についての現状等がどうかということでございます。旧病院と比較して数字を示していただきたい。また、そのほかにですね亜急性期型の患者の確保のみならず病院連携が重要ということで、私も今年になってほかの病院も紹介させていただいたりしましたけれども、なかなかですね話はできても協力を具体化して数字に表すということは大変難しいと拝察しています。この点につきましてですね、その亜急性期型を含みまして病院の収入増につながるような形の施策、どうなっているのでしょうか。

○町 長

岩田議員の次の質問にお答え申し上げます。昨年10月1日に開院、移転新築になりました辰野病院の件についてでございます。地域医療再生計画ということで上伊那で結びまして、そのおかげで今の病院構築には国の方から1銭も補助金がない。結局国の方は病院が多すぎるから減らしたいという政策が取られてるだろうと思っておりますが、医療費が37兆円も超えてきてしまった。どうしたら良いかというようなことの中での辰野の病院の新築移転であります。環境は相変わらず医師不足。最近ではかてて加えて看護師不足ということで日本中の傾向であります。大都会を除きます。特に西日本、九州、関西から九州にかけてはまだ少し潤沢のようですが、長野県も含め東北にかけて北海道にかけてはとても大変な状況が続いております。そういう中で地域医療再生計画を結んで第三次医療までやってくれるのをどこにしよう。そこで治るまで患者さんがいると今度は上伊那郡中から皆が押し寄せますので、今後はベッドを塞いじゃって本当の急性期の皆さんが入れない。じゃあ亜急性期の状態で上伊那の場合は辰野病院と昭和伊南病院が主に亜急性期も引き受けていこうという形の中です。

それで、辰野病院の場合は今 100 床ということではありますが、その中の30床を亜急性期病床として利用するように一応配備はいたしております。現在はまだまだ利用度自体が50%、55%前後ではありますが数字はまた事務長の方から申し上げますが、これも医師の方も不足ではあります、今の現在のこの亜急性期病床の若干の満床までいかないのは医師はまだまだ受けても良いということではありますが、それを担う看護師が不足している。それで今ぎりぎりいっぱい。たまには看護師の能力超えてお受けをしているとこういう形であります。現在は伊那中央病院の第三次的な手術ほかをされた方の亜急性期、それから辰野は諏訪にも近いわけありますので、諏訪赤十字病院の方からも依頼されて患者さんが亜急性期を受けるようになっておりますが、もういっぱい状態ではありますが、看護師をこれから増やしていけば、もう少し入院の皆さん方も亜急性期でもとれるだろうということでもあります。辰野病院は亜急性期だけでなくほかの先生によっては手術もされたりして、いろんな第三次医療にかかることもどんどんやっていますが主に、主に亜急性期を、地域医療再生計画の中では担当する病院の位置づけとこういうことでございます。ご理解をいただきたいと思いません。事務長の方からお答えを申し上げます。

○辰野病院事務長

亜急性期病床の関係ですが、先ほど町長が申しましたとおり現在30床でやっております。9月までの旧病院の方では15床、最終的には15床になったわけですが、10月の新病院に合わせまして受け入れの方を多くしようってということで、30床ってということでやりました。利用率ですが、その月ごとによって変わりますが大体9月まででいきますとやはり70%ぐらいです。10月から、それ過ぎになりますと、なから55%ぐらいの利用率なんです、9月までは15床のうちの70%ということで9人から10人ぐらい。10月以降につきましては30床のうちの55%ということで平均すれば16人から17人ぐらいの受け入れをしております。したがってまして収入の方につきましてはその分増える状況になります。以上です。

○岩田（5番）

55%前後ということでございますけれども、入院患者を取らなければ病院の収入も増えないということは我々もお聞きしてますので、更なる努力を要望しましてこの項を終わりたいと思います。引き続き、最近相談を受けました利用者の声について1、2ありましたので質問したいと思います。まず1人はですね初診でしたので電話でまず

診ていただけるかどうか問い合わせた事例でございますけれども、電話受付の方は多分事務の方が出たとかと思いますけれども大変丁寧で「担当科に問い合わせ折り返し返答する」旨の返事を頂いたと。ところがですね2時間半待っても電話がなく、再度こちらから電話すると、これ看護婦さんの方に伺ったのかどうか「『これから電話するところだった云々』という言い訳をして、非常に不愉快だ」と。もうひとつのケースは、80代の方でこれは時間があるもので、それにしてもという話なんですけれども受付をですね9時にしまして、その間、何にも問い合わせなかったっていうのも不思議なんですけれども、お年寄りなのでそうなったかなと思いますけれど、12時になっても呼ばれずにそして昼ごろになって受付行ったら、ようやく対応していただいて結局ですね午後になったと。私もですね辰野病院に月1回通院してましてけれども、大体30分は覚悟して、1時間はやむを得ないなど、ここらへんが許容範囲だと思いますけれども、どうも3時間というのも納得できないし、今のですね担当科の方で結局できないというならできないという話を即答できないことはどうなっているのか、こういうものですね、コミュニケーションっていうのはどうなっているのか、それを伺いたいと思います。

○町 長

大綱をお答え申し上げます。毎日何百人という患者さんを診察し、適宜入院あるいはまた、通院とこういう形で先生方も本当に少ない人数の中で多くの患者さんを診ていただいて看護師さんたちも頑張ってるわけでありまして。たまたま岩田議員の方へはそういった良くない方の苦情、苦情に属するものが入っているようでありまして、良い話っていうのは聞こえないんでしょうかね。苦情もあることはよく分かります。何百人の中の本当の一部だと思いますが、しかしそれも町としては、あるいは病院としてはあってはならないことでありまして。したがってよくよくまた医師にも、また看護師にも、また受付の担当のものにもそういうことを申し上げ、涙ぐんだから良いっていうことじゃありませんので、できるだけそういったことは皆無になるように努力するようにまた申し付けをしていきたいとこんなふうに考えております。大局的にはそういうことでありまして。細かくは事務長の方からお答えします。

○辰野病院事務長

今の岩田議員の方から言われてまして、長い時間待たせたとか、電話の方の対応の方でやはりちょっと、待たせてしまっているということ、本当に患者様に嫌な思いをさ

せたってということは申し訳なく思っております。町長言われましたとおり、ちょっと毎日何百人、200人の患者さん診ている中でたまたまそんなようなことで、ついうっかりとかそういうことがあってこと、本当に言い訳になってしまいますがこれにつきましてはやはり常々「患者さんをあまり待たせないように」とかそういうことは言っております。過去にありました患者満足度調査の中でもやはり30分から1時間が待つのが限度だということでお話を聞いております。やはり職員の方には常々マナー研修とか、待たせたら声がけをするようには申しております。再度そのへんを徹底しまして、長く、待っている患者さんにつきましては声がけしてその後どんな状況なのか、またいろんなこと確認をですね、例えば電話で再度連絡するというのを看護師の方にももう一度確認するような、そういう体制を作りながら患者様の方により良い環境っていうか、病院にかかっていたくような環境を作っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○岩田（5番）

町長が言われたとおりだと思いますし、ただしあれですね、サービス業っていうのは10回良くてもあるいは100回良くて1回2回そういうことがあると、私の方にも良い声は届いてます。だけどもそういうことが一つのですね評判につながるということをですね自覚していただくと同時に、電話受付の場合、受付の場合はそういうものに対してマニュアルというかチェックをしていただいて、そういうシステムを作ればそういうことがですね、落ちがなくなるという形だと思いますので、何百人も診ておられれば本当にそういうこともあると思いますけれども、善処していただきたいと思ひます。さて、病院の3番目の項になりますけれども、昨年10月にオープンして、新病院の中にはですねもう、建物使用して不具合な所が出てきてメンテナンスしている個所や設備も幾つかあるとは推察します。建物というものはそういうものですがけれども、ところがですね私が去年の10月からいろいろな声の中でちょっとおかしい、変だと思われるところがいくつかありますので、素人ながら私、写真撮ってきたんでございますけれども参考にしながらちょっと見ていただきたいと思ひますけれども。まずですね、立派な病院なんですけれども、言われたのは諏訪から有賀峠下りれこられた方、それから塩尻の方、逆にね、この方なんですけれども、まずAの方ですね病院の屋上の看板を撮った写真を見ていただければ分かると思うんですけれども、Aの1、2、3はこれ薬局側ですね、交差点にある。薬局側から撮りまして1は普通に

撮ったやつで、2はズーム、3はズームいっぱい撮ったんですけども、この辰野病院ていうのが分からないんですね、全然。これ先ほど言いましたように諏訪から来た方、それから塩尻から来た方も「病院とどこにも出てないんだけど」というような話で、塩尻から来た方はこの4番のAの4こちらのときめきの街の側の新設の道路の側から本当に近隣で撮ったんですけども、これでもちょっとよく分からないんですね。看板ていうのは分からなければPRの効果もないし、判別できなければあんまり意味ないんですけども、これデザイン的な何か意味があってこういう形の沈んだ色にしているのかということでございます。それからですね、続いてBなんですけどね、この病室のエレベーターへ行く右側の腰壁がずっと浮いていまして、ブルーの紙テープでずっと張ってあった。この春先、春先というか年が明けても張ってあったもんですから、私が改善委員会でも再三やっているんですけども。この前直したという話を伺いましたもんで、行ってみましたがけれどもこのようにですね、右側の木質サイディングが浮いたままで、この2、3月までのブルーテープ止めてあった所をですね、ベージュ色の砥の粉のようなシーリング材を詰めただけで、なんともこれ新築の病院とも思えず、美観も悪いと。私も多少建築関係に携わったことがありますんで、これは多分コーナー全部を張り替えればですね、そんなに対した面積でもないし、できるはずなんですけれども、どうしてこれはクレームを付けて直さないのか。それから3番目ですね、これは私も当初から指摘しましたがけれども何か外国産のメーカーという鳴り物入りの高品質な椅子ということを最初伺ってましたけれども、もう新設当初からですね背もたれ部分のビニールレザーが膨れていて、当初3割以上これが不良で膨れていました。それでこの膨れというのはですね、そこからですね空気が入ってますので、当然擦り切れることは勿論、美観的にも問題と。私も他市町村にある総合病院の待合を見て歩くんですが、こういうような椅子はないんですよ。これ民法上の瑕疵担保責任やですね、製造責任のPL法というのを引き合いに出すまでもなく、補修できないならね返品しなきゃいけないと思いますけれども、このへんも含めてですね、ちょっと総合的にお答えいただきたいと思います。

○町 長

次の質問にお答えする前に実は先ほどの返事が遅くなるということでもあります。救急の場合には、その限りでない対応法がありますので、ご安心いただきたいんですが「こういった患者さんどうでしょうか」といっていやそんなに急性期ではない状態でお

伺った時、丁度私がいた時にもそういう話がありました。私もずっと見てたんですが、じゃあ先生に聞いてみようと。で先生が手術中っていうこともあるんですね。手術中で相当集中、それこそ集中して手術をしている時に聞けないと。受けた方も看護師さんたちが本当に急性で本当に待たなしの状態かどうか判断しながら、先生にお伺いする。先生もすぐに答えてくれない時もあるんですね。どうするか、次の患者さんどうするのってこういうことがあって、全ての権限は町長でなくて医師にありますので、どうしてもそういうことが起こってくる可能性があります。途中の方がもし忘れてたってということならば大変なことです、そうでなくても起こり得ます。ということは各科が複数、5人も6人もで例えば整形なら整形、外科なら外科、内科なら内科が10人とか6人ぐらい体制でやってる時はまた別ですが、午前中、外来やられましたら最も外来の患者さんの数によって午後まで入っちゃう時もあるんですけれども、じゃあ手術の日であれば、じゃあどうするのかと、というようなこともありまして、同時にまた先生が研修されてるといようなことで1時間、2時間空けられてる時もあります。そんなようなこともありますので、しかしご指摘の点はいて、すぐ答えられる状態でどうだったかというご質問だろうと私は思っておりますので、気をつけるように努力をしたいと思います。次の質問であります。よく、まあ本当に細かい所まで気がついていただいてご質問いただいて感謝をいたしますが、まずは看板の問題であります、これは私は岩田議員と全く同感でありまして、あれができてあがる前にあの色ができてきました。いよいよ後1箇月ぐらいで開院という時に一番最終的になった。非常にあれお金がかかっている、あの看板であります。しかしそれは建築家の方で請負業者の方であればサービスでやりましたので非常にお金をかけてありますが町が高いものを発注したんじゃなくてサービスで町の指定どおり看板を出した。それで一番見えない理由は私も何度も伊那中へも行ってみたり、あちこち行って看板見たりどっかの病院へ行くと帰りにいろんな所を見たりしてやっております。一番、鮮明でいつでもできるだけ見えるというのはフラットの所へペンキでもって書いた看板が一番見えます。同時に夜になればそれへこう外から照明するということころです。伊那中あたりも辰野と同じように浮き出しにしてあります。辰野はその文字を浮き出しすぎているのかなというふうな感があるんですね。その影があって見えにくいんですね。それで、橙色にああいった下地の所ということになってきましてあまり橙色の病院は確かにないんです。みんな青とかグリーンとか、グリーンもないんですね。大体青が多い

です。それで何か業者の方の都合と言いますか、ああいったメーカーの方にああいったものを造るメーカーの方にブルーだと光っちゃうというようなことで、艶消し版がないと。なんだかんだで結局、橙しかしょうがない。しかし今から発注控えて、また製造させられますと開院に間に合わないと、こういうことになっちゃいまして、それでもあれでも大分改良をしたわけでありまして。文字の下の英語で書いてあるような所は、英語ってローマ字で書いてある所、あれが極小さかったもんですから、あれを引き伸ばして大分改良はサービスの看板でありましたけれども、町がいろいろ間に合うものは改良させてありますが、今後どういうものなのか、また皆さんと協議してどうしてもっていうことになれば業者に頼んで、どっちみちただだからもう1回ただでやれというような形の中で色を変えたり浮き出しの字の、相当出てますよねあれ字が、フラットの所からぐっと出てこういう字が書かれている。そして明るい時であっても光線の関係によって影が出ちゃう。それが見にくいだらうということでありまして。結構、それでも業者が頼んだ看板屋さん。業者がお金を払ったわけでありまして、いろいろ病院ばかりでなくてあの手この手の看板をやってるプロがやったようでございます。ちょっとプロのいき過ぎかなと、同感にちょっと感じているところであります。また事務長の方から答えてもらいながら、私としてはまたいつか色を変えるなりいろんな方法をもう一度考えてみなきゃいけないというふうに思います。次はビニールレザーの問題であります、そういったこともあります、逐次それは改良し直さなきゃならんというふうに思います。一番外側のビニールレザーと中の受けのウレタン、その間隙の中でこうなるんであろうと。一緒に貼り付けて動かせばそういうことはあんまり少ないだろうと、こんなことも分かっておりますが事務長の方からお答えを申し上げます。ほか、壁の板、その他等が少し浮き上がってきている所があるというようなことで私も点検いたしました、これは業者がすぐ直します。また直してもまたなると、おかしいなということで、できるだけ自然木を使っておりますので少しねじれたり動いたり、そういうことは若干のことはありますが、そんなに何度も同じ所がなるわけがない。やはり新しい病院でこれ職員側の方にも責任と言いますか、気をつけなきゃいけない所あるんですけれども結局湿度の問題も大分あるようです。湿度をどこにするべきかっていうのは、大体基準が決まっておりますが、実際にその建物の中で暮らす、入院する、いろんな皆さん方の意見の中でこう決めて、また医者の方、部屋の中での湿度の時はこれまた別ですけれども一般的にはお医者さんたちの考え方の

中でやりますが、少し乾燥させすぎていたかなということで、不慣れな部分の段階であらうと一応は思っております。事務長の方からお答えを申し上げます。

○辰野病院事務長

それではまず、病院の屋上の看板であります。こちらにつきましてはやはり見えにくくってということを指摘されまして、今の状態になるまでに2回ほど手直しさせていただいております。1回目につきましては文字をちょっと細くしまして直したんですがまだ見えにくくってということで、看板の縁に初め、当初銀色の枠があったんですけどもそこも外せてしまうってということで、反射しないような白色のものに替えました。で、今そういう状態に現在なっておりますが、やはりどうしても朝日が当たりますと先ほど町長が申しましたとおり、影ができて実際見えにくくってというのは十分承知しております。こちらにつきましてはもう一度ちょっと業者の方と検討させていただきたいと思っております。また2番目の壁板の所ですが、こちらやはり職員の病院の湿度調査ですね、空調の中で湿度を調整するのを今の病院の方でやっているんですが、当初不慣れだっということ、湿度をすごく抑えてしまって乾燥しきってしまったってというのが実情です。そのために木の木材が反ってきてしまって、貼り付けていたのを反ったってということでそのために割れてしまったってことであります。その中で1回改修したんですが、また再度ちょっと反ってきたってということで現在調整っていか、一応見ている段階でその中では反りが終わったところで改修しようということ、やっております。先ほど申しましたその緑色のテープですが、ささくれだっていた部分あったもんですから、一応簡易的にはちょっと緑のテープで押さえていたんですがやはりご指摘のとおり醜いということで、テープ剥いだ中でちょっと少し手直しはしております。この問題につきましては、先ほど申しましたとおりに空調の問題、また電気の問題、建築本体の問題ってということで、いろいろ不具合はあったってということで丁度7月に、昨年7月に病院完成しましてここで1年を迎えることとなります。その中で建築本体の業者、機械設備の業者、また電気設備の業者が一斉に総点検をしまして不具合の所につきましては調整なり修理なりするってということで話はしてあります。また最後の椅子の背板の部分でございますが、今町長言われましたとおりビニールレザーの強度が、張りが強かったってということで、これやはり格好付けじゃないんですけれども、どうしても輸入の製品を使っております、そこに当初椅子のところにウレタンを貼ってその上からビニールレザーを張っているんですけれども、

その強度のウレタンの椅子に腰掛けられて戻った時の反発ですね、そのウレタンの反発力とビニールレザーの反発力の違いで浮いてしまっているのが原因です。これにつきましては岩田町議さんの方で指摘されていただきまして、3回ほど手直しさせていただきました。1回目が2月10日。で2回目が3月23日。で3回目が4月20日をやったんですが、さらにまだ浮いているっていう状況です。こちらにつきましては、もう1度総点検するっていうことで業者と打ち合わせして、まだ日にちは決まっておりますが、もう一度やり直したいと思っております。以上です。

○岩田（5番）

いずれにしても、元請や製品納入の保障期間っていうのは通常、請負契約でいくと1年というような形がきますので、早急に善処していただきたいとこういってでございます。特にですね椅子などはですね完成時と出荷時のメーカーチェック、受け取った時の販売店チェック、設計、あるいは業者、あるいは元請業者の検査、施主検査と5つの検査が全てクリアしなければ納入した時点からもう膨れているんですからね、そのへんのところにちょっと私はちょっと不思議に思います。いずれにしても善処していただきたいと思えます。

あと時間がなくなってまいりましたけれども、教育問題についてできるだけ質問したいと思えます。去る5月27日、県教育委員会の「教職員の不祥事に係る公表ガイドライン検討会議」が教職員を懲戒処分にした場合は公表が原則と定めたとの記事がありました。その前にですね、この1月27日、県教育委員会の定例会で「懲戒処分等の指針」に関し、被害者側が求めた場合は処分自体も非公表にできるという山口前教育長が変更を発表したばかりであって、我々県民にとってもこの経緯は非常に分かりにくいので、教育長分かった範囲で説明いただきたいと思えます。更にですね併せて、そのガイドラインでは学校や市町村の教育委員会が不祥事を県教委に報告しなければ、県教委で公表しないというケースがあり得るとも解釈できますけど、この点についても伺いたい。また教育委員会ではこのガイドラインを受けましてどのような議論がなされているか、このへんを質問させていただきたいと思えます。

○教育長

ただ今の教員の不祥事の公表ガイドラインというご質問についてお答えをしたいと思います。元々ですね、県の教員の不祥事の公表っていうか不祥事についてですね、懲戒処分等の指針というものがございます。これはですね教員の非違行為に対してで

すねどんな処分をするか、ということが決められている指針でございます。こんなことをするとこなる、こうするとこうなるというふうに決められております。大きく言いますとですね、一番重いものは免職、それから停職、それから減給、戒告という順であります。それよりもう少し軽いものは市町村教育委員会で訓諭、厳重注意、口頭注意という形で処分がなされるというふうに決められております。そのあとにですね、これをどういうふうに公表するかということも決められています。公表基準というふうになってます。ガイドラインとよく言われているのは、正しく言うと公表基準ということでもあります。公表基準の中にはですね、公表の仕方、こういうふうに公表をなささいということが書かれております。それはですね、県の教育委員会で処分をした場合にですね、氏名、それから学校名、それから事件の内容ですね、事由について発表をするとこういうふうに決められております。但し、但し書きがあります。但し、わいせつな事件においては、被害者が公表しないように求めている場合は氏名と学校名を伏せて、職種と校種に変えて発表すると。つまり何とか小学校の教諭とか、何々中学校の教頭とかそういう言い方で発表をするということでもあります。そしてですね事由も概略化をして発表すると。そしてしかもですね処分が決定した後、発表すると、これが従来から決まっている懲戒処分の指針であります。ところがですね今、議員さんもおっしゃられましたように昨年の秋、特別支援学校の寄宿舎でわいせつ事件がおこりました。その件につきましてですね、被害者の親の方からですね再三にわたってこれを公表しないようお願いするというのを県教委に何回かにわたって申し出があったということでもあります。そこで県教委は今、議員さん言われましたように今年の1月の議会、県教育委員会でですね、この指針の一部を変更しようということに変更をしました。その変更内容は被害者がですね、わいせつ事件についてですね、被害者が求めた場合は処分したこと自体も公表しないと。しかも非公開にできるということですね。それを決めたわけでありまして。ところがこの決めたことに対してですね「それはおかしいじゃないか」と。「それは隠しているということにならないか」ということですね。「処分内容を隠匿、隠避している」と、こういうことで非常に反論があったわけでありまして。これは阿部知事もそういう表現をされましたし、不祥事をなくすための倫理委員会というのを作ってあったわけでありまして、この倫理委員会もそれはおかしいじゃないかということで、強く反対をしたわけでありまして。そこで県の教育委員会は教職員の不祥事に係る公表のガイドライン検討委員会という

委員会を設置して、この委員会がどうしたらいいかを検討をしたわけでありまして。3回、4回の検討を済ませて、ついこの5月の終わり頃でありますけれども先頃1月に県の教育委員会で決めた公表しないことができるという部分を元へ戻して公表をするということですね。従来どうりの公表をするということになったわけでありまして。しかも処分をした後で公表するというふうには今まではなっていたわけですがけれども、事態によってはつまり先に刑事事件やなんかで新聞に出てしまっているような場合につきましては、処分の前にも公表をすることができるというような形に直したわけでありまして。したがって現在は従来どおり。そしてさらに処分前でも公表することがあり得るとこういう状況になっているというのが現在の状況であります。

○議長

質問時間が1分を切りましたので質問、答弁とも簡潔にお願いします。

○岩田（5番）

3番の教育委員会の公開ということについては今回ちょっと質問できませんけれど、最後にですねこうやって県をあげてですね、一所懸命やっている時にですね、この前古村教育長は「一部の不謹慎なそういう人たちの事件」ということを表現されましたけれども、教職の研修制度の中に性の問題が、要するに先ほど言われた倫理という建前に固執しているといつまでたっても解決しないと思います。タブー視せず自分たち自身をコントロールしていくという踏み込んだ学習と研修が必要ではないかと。今までは大人でいく過程で自然と体得できたことが、経験がモラルを教えない時代に入っていることを認識すべきではないでしょうか。最後にですね、このへんにつきまして教育長の見解をお伺いしまして質問を終わりたいと思います。

○教育長

おっしゃられるとおり、本当に度重なる不祥事で大変心を痛めているところでございます。おっしゃいますように研修は先ごろの事件もですね、研修を何回もやっているにも拘わらず不祥事が出てくるというような状況でありますので、研修の仕方とかですね、それからもっと言ってみれば例えば飲酒運転をしないんならばですね、もう飲酒になるかどうか検査する器具が今あるそうですので、そういうものを皆で買って自分は大丈夫かどうかを検査をするというような実行的なことも必要だろうというふうに思っておるわけでありまして。大変心を痛めるような事件であります。辰野町におきましては決してそういうことがないように、先般ずっと各小学校回って私の方から

全職員に特別にお願いをしている状況であります。以上です。

○岩田（5番）

質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席4番、三堀善業議員。

【質問順位2番 議席4番 三堀 善業 議員】

○三堀（4番）

5月22日に私、辰野中学の3学年の写生会ってというのがありまして行ってまいりました。来月の7月10日には1学年でも行われますので参ります。昨年からお出でするので、もう3回目ですが、大変気持ちの良いいって言いますか楽しい時間を半日過ごして参ります。中学といえば一番難しい年代だろうというふうに感じますけれども、日頃ではもう話しかけたり、あるいは道で行き会っても話するというようなことはないと思います。しかしそのことがこの時ばかりは本当に子どもたちと話ができて、たくさん3学年というと170名ぐらいおられますか、ですからたくさん子どもたちと話ができます。挨拶をしてくれるだけでなく、向こうからもいろいろと話をしてくれる。本当に良い気持ちで、私の年間行事の中でも大切にしたい2日間だというふうを考えております。そこで、今日は教育問題について教育長に恐れ多くも申し上げますが、私などそんなあまり勉強もしないでろくな学校も出なくて、あまり成績良くなかったんですけれども、ちょっと気合を入れてやりますのでお願いいたします。そもそも教育というもののことを考えたのがこのオリンピックの後なんですけれども、それは後からまた申し上げます。何を教えるところか。私単純に教えるということは教育というのは教えて育てるという意味でありそれから深くは考えておりませんけれども、知らないこと、分からないこと、できないことを教えるんだということで基本的なこと、あくまで基本的なことを義務教育では教えるのではないかというふうに理解しておりますけれども教育長いかがでしょうか。

○町長

教育長から専門ですのでお答えしていきたいと思いますが、総体的な辰野町の教育の関係につきましてお話申し上げます。教育とは何か、何を教える所かというご質問であります。簡便に申し上げます。知育、徳育、体育、この3つを主に育ててほしいということをお教育委員会に町はお願いをいたしております。ただし、学校だけでは

なくて、徳育の中には礼節、躄とかいろいろあるわけでありまして。それも含めて知育、徳育、体育は家庭教育もある。地域教育もある。もちろん学校教育もある。この3者が連携する中で子どもが育つと、こういう姿勢を取らせていただいております。後、教育長からお答えになります。

○教育長

写生大会に参加をさせていただいていると。参加と言うか指導ですね、させていただいているということで大変これはありがたく思っているところであります。町は全学校挙げてですね、学校支援地域本部事業ということで町のボランティアの皆さんに大いに助けられているところであります。開かれた学校と同時にですね、このことをますます推し進めていきたいと思っているところであります。議員さんには賛同をいただきボランティアに何回も出ていただいておりますことを感謝申し上げます。さて、義務教育というのは教育はいったい何を教える所かというわけでありまして、まあ、大上段に振り構えてメインと思いきり打ちこられると、さあ、何を答えていいかなと困るところであります。教育についてはですね、一番根本の法律は教育基本法であります。この教育基本法の第1条、一番しよっぱなにはですね教育の目標というのが書かれております。短い文章なので読んでみますと「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とこのように書かれておりますので、全体、学校でやっている教えることというのは、これに関わったこと。言ってみればもっと細部がいろいろあるわけでありましてけれども一番大目標ということになればこの人格の完成ということにあるだろうというふうに思っております。以上です。

○三堀（4番）

そのとおりだと思います。目指すものがそこにあるから、しかし目指すものあり、また期待するものがあっても果たしてそういうように子どもたちが動いていくかどうかというのは非常に難しい。そこに教育の難しさがあるかと思っております。次の質問に移ります。この今言われたようなことですが、学ぼうとする、上達しようという、そのやる気になる。そしてその学ぶことの楽しさって言いますか、私昔まだ仕事している時代、40代ですが、一人ちょっと尊敬できる先生だったんですけど、宮下忠道って言う先生とお話したことありますけれども、学ぶことの楽しさを子ども

たちに教えてるんだっていうことを言いました。これ一様に印象に残っているんですけども、子どもたちが学ぶことの楽しさを知るということを教えるのも大きな先生の仕事じゃないかというふうに考えます。夢に向かって、冒険が好きな年代です、小中学校。大変子どもたちの予期しない、創造外のことをやったり言ったりするっていうその時代だと思いますんで、一つの目標と言いますか目指すもの、期待するものそこをしっかりとやはり学校の中では義務教育の中では掴むべきではないかと思いますが、そのへん教育長のお考えはいかがでしょうか。

○教育長

学ぶことの楽しさということは今、おっしゃられましたけれども、正にそのとおりだろうというふうに思います。学問は強制されて押しえつけられて覚え込むものではないというふうに私も思っております。自立とか自主とかいうことは法律やいろいろの中にはたくさん書かれてくるわけでありましてけれども、やっぱり学ぶことが楽しいというのが一番大事なことだろうというふうに思います。学校でもなるべくですね、楽しい学び方、それから自主的な学び方というようなことについては配慮をしながらやっているところでございます。元々ですね教育っていうのは本来、その人が持っているものを引き出すというところから教育という言葉が出てきているというふうにお伺いしております。以上です。

○三堀（４番）

今のことを前段として、また後ほどこれに関連することが出てきますのでお願いいたします。それでは次に移ります。武道が教科に取り入れられて1年経ちますけれども柔道だとか、剣道だとかですか、この1年間の成果。今慌ててということとはちょっと日が浅いので何とも言えませんが、成果はどうだと。実態はどうだということを、どのように把握されているのでしょうか。教育長に伺います。

○教育長

柔道が必修化されたということについてでよろしいですか。

○三堀（４番）

はい。

○教育長

そういうことですね。はい、分かりました。今年度からですね中学校の柔道が体育の授業の中で必修ということになったとこういうわけであります。以前から選択とし

てはやっていたわけでありましたが、必修になったのは今年度からであります。辰野中学におきましても柔道を学校選択として必修としたわけでありまして。最初に実態は、ということでもありますので、どんな具合にやってるかということですね、1年生はやりません。2年生です。2年生が秋の時期に全員およそ10時間くらいにわたって柔道の授業を行う。それから3年生につきましては全員ではなくてですね選択制であります。やはり秋に10時間くらいをやっております。町からはですね柔道着を備品として中学に買いました。したがって全員に貸与することができるようになっています。この時期にナンバーの付いているものを一人ひとりに貸与して時期の終了した時に洗濯をして返すという形になっているのが辰野町の状況でございます。したがってですね、今年度、今年度って私言いましたね失礼しました。昨年度ですね。昨年度から始まっています。失礼しました、24年度からであります。始まっているわけでありまして。したがって2年生はですね昨年の秋に10時間、3年生も選択で取ったものは10時間をやっているわけでありまして。そこでですね成果というわけでありましてけれども、これにつきましては私、中学の体育の先生の所へ行ってですね「どんな成果が現れているのかね」ということをお聞きしたわけでありましてけれども、必修で全員がやるわけでありましてので皆が柔道大会に勝てるような力を直ぐ付けられるわけではございません。したがってですね、成果として現在言えることはですね礼儀、きちんと教えてきたので礼儀が良いだろう、良くなってきているだろう。それから姿勢ですね、向かう姿勢。あるいは向かう姿勢というのは精神的な姿勢と同時にきりっとした体の姿勢。こういうこともできると、それから相手を尊重する態度。それからルールをきちっと守るということ。それから全力を尽くしてやるというようなこと。それから規範意識と付けるというようなこと。それからですね、大切な日本の伝統的な武芸であるという意識を付けること。というようなことが成果として少しずつではありますけれども感じられるということをお聞きをいたしました。以上です。

○三堀（4番）

今、教育長の言われたのでちょっとほっとしているところがあります。というのは昨日、南信柔道大会がございました。そこで講道館の方かな、師範の方が来て型を皆さんの前で見せてくれました。その後、子どもたちと試合もありまして、その時に感じたのはこれは普通のその技術、あるいは能力と言いますか技ではない、大変その高度なものがそこにあるなということをつくづくそのお二人の方を見た時に感じました。

同時にまた試合の方でも大変何て言いますか激しい本当に真剣になってちっちゃい子どもから真剣になってやってる姿。これ見ますとその、それを僕は直ぐ教科に結び付けてものを考えていたもんですからちょっと違いました。確かに今おっしゃられるように礼節であるとか、いろいろのそうしたことのものを身に付けるということで、教科としての柔道が取り入れられているっていうこと。これはちょっと私の感覚とはちょっと違いまして安心いたしました。ぜひそのような方向でもって中学の教科として必修教科として柔道が取り入れられているっていうことは好ましいことだなというふうに考えます。それでもう一つですけれどもそうはいっても柔道ですので、時によると一所懸命になってしまう。また子どもの中にもそういう子が出てくるであろうということですが、今までに事故とかあるいはその1年間の経過の中での今後の課題とかってというようなものが出てきているかどうか、教育長にお伺いいたします。

○教育長

事故の件であります。柔道の練習中には事故はありませんでした。授業の中ではね。ただ、柔道の練習をしているわけではないけれども柔道の時間の中でちょっと親指の骨折がありましたが、これは柔道の練習中ではありません。違う所での事故でありました。そういうことで現在のところ大きな事故は授業の中では起きておりません。それから課題ということでもありますけれども、更にですねルール、お互いのルールをきちんと守るといようなこと。それから危険な箇所があれば改修をするといようなこと。それらは心がけていきたいというふうに思っております。なお、指導の仕方等々につきましては長野県中、あるいは日本中そうですね体育の先生が安全な指導の仕方はどんなふうであるかということは何回か研修の機会がありますので、そうしたところで危険のない指導の仕方を身に付けて、先生方が身に付けていくということは大きな課題であろうと思っています。以上です。

○三堀（4番）

おそらく今後望ましい指導がされるというふうに信じております。小、中、まあ高校もほとんど義務教育化されているくらいの人たちが、子どもたちが進学しますので、私は12年間というふうなものを見方をしていられるわけですが、これ学問知識だけではなくて今おっしゃられた人格の形成であるとか、個性、そればかりじゃなくて身体の成長も非常に激しいって言いますか、短期間で大きくなる。そういう時期だと思います。そうしたことを考えますとその中で男女別に変化もしてくるというふうなこ

と。それから学校という一つの集団生活できる形の中でのいわゆる共同生活の勉強。それからお互いに協力し合う。そうした中でもっていろいろの夢を育んだり自立していくわけですけれども、その何一つとっても急速に成長して吸収をすることが一番大きな大切な時期だと思います。そして義務教育の意義がそこに、だからあろうかというふうに考えます。凝縮された人生で一番大切な時間を過ごすわけですので、それだけにいろいろな面で重いものがあるか。学校の、学校がその一番大切なものがいっぱい詰まっている、いわゆる先生方に見れば宝石箱。社会全体から見ても宝石箱のように見えます。ですから教育長も教鞭を取られた時に思っただろうと思いますけれども、教諭という職業は本当に良いものだと思っただろうと思います。私は羨ましい。学問、知識だけでなく自分の意思、あるいは精神というものの夢、これを伝えたりできる。おそらく子どもたちに影響力を与えられる立場におるといふこと。これはもう聖職に間違いないというふうに私は思っております。ただ、その反面、いわゆるパンドラの箱のリスクも負っているのではないかと思います。間違うとそのリスクをその子どもたちに負わせてしまうというような問題。これを是非、ないように。そういうこと考えますと大変重い立場であることも確かです。4月22日に冷たい雨、雪ですかね、第15回長野マラソンが行われまして9,068人の参加の中で7,784人が完走したということで私はその天候の条件を見た時に大変感動しました。中でもその埼玉県庁職員の川内優輝選手が日本人初Vの快挙を成し遂げました。26歳ということでマラソンの競技ということは息が長いわけですので、これからがまだ楽しみだと思います。昨年のロンドンオリンピックでもたくさんの感動を受けました。特に女子の活躍が目立ちました。なでしこジャパンだけじゃなくて、バドミントンだとか、いろいろありました。重量挙げもありました。男子も水泳でがんばりました。その選手総じて、率直に申し上げますと地道な努力を積み重ねてきた選手がその栄光に輝いていると。これは当たり前なことだというふうに言ってしまうまでもすけれども、地道な努力を続けるということは非常に難しいことだと思います。そこで、次の質問に移ります。この部活という中学にもありますし、高校行けばもう当然、高校はもういわゆるプロを目指すところまでもいっているのが高校だと思いますけれども、その中で部活についてお伺いいたします。先ほどその教科としての必修教科としての柔道はお聞きしましたが中学にも部活があるわけです。当然その部活っていうものは内容的に求められるものが違うじゃないかというふうに考えます。学校の名を上

げるとか、あるいは個人の力をより高いものにして目指す、まあ「2番でも良い」って言った人もいますけどもやはり1番、優勝を目指すという気持ちの強いもう、部活になるとそういう状況だというふうに判断します。そこで求められるものが違うじゃないか。それからそのためには練習の方法が内容的には違うじゃないかというふうな気がいたします。その点については教育長いかがでしょうか。

○教育長

部活動のことについてのご質問であります。部活動はですね、学習指導要領の中ではこういうものをやりなさいというふうには書いてないわけでありましてけれど、終わりの方へいってですね、部活動にですね自主的、自発的な参加としてやらせても良いよと。それからですね、スポーツや文化、科学に親しませ学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養に資するものである。だから学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意をなさいよってということが一言書かれているだけであります。したがってどんなことをどんなふうにやりなさいという中身については規定がないわけでありまして。今、おっしゃられますようにですね、ずーっと頂点はスポーツの最後の頂点はオリンピックになるだろうとこんなように思うわけでありましてけれども、したがって授業の中でやっていることとは目標が違うと思います。当然、今ご指摘の例えば柔道でも授業の中の柔道と部活の柔道は違うだろうとこうに思います。但しですねもちろんスポーツもそうですし、スポーツでない文化系の部活もあるわけでありましてけれども、スポーツにおいてはどんなスポーツも勝つことが一つの目標になっているわけで、負けることが目標のスポーツはないわけでありましてので、やれば必ず勝つということ念頭に置きながら練習をしたりいろいろをするわけでありまして、いわゆるこの手段を選ばず、勝利至上主義というような、勝ちさえすれば良いんだと。とにかく勝たんきゃだめだというふうに考えたら、これは非常に無理があるだろうというふうに思います。しかし指導者や伝統によってですね、勝つことを非常に大切に考えている指導者もありますし、その指導の下についていきたい部員もいるだろうと思います。保護者もそうだろうと思います。しかしそうでない保護者や生徒もいると思います。例えばスポーツや文化に親しめば良いんだというふうな考え方もあるだろうし、そのことによって学習意欲が向上すれば良いんだと。人生に張り合いが出てくれば良いんだというふうな形でさほど勝敗に拘らないやり方もあるだろうというふうには思います。しかし、原則は勝たなければスポーツにはなりませんのでスポーツの場

合はある程度は勝つことはもちろん念頭に置いているだろうと思いますが。それに対して授業の方は勝つことだけではなくてですね、どのように体を鍛えるかとか、あるいは友だちとどのように一緒に共有しながら体を鍛えるか。あるいは精神を鍛えるかというようなこともあります。先ほど町長言いましたように、言われましたように知育、徳育、体育でありますので、体育のみでなくてですねスポーツ通した知育や徳育もできるだろうというふうに思っておりますので、そういった違いがあるだろうというふうに思っております。練習の違いにつきましては必修は授業の中、しかし部活動は授業以外でありますので、朝になったり晩になったり、あるいは休日になったりですね、社会体育と連動したりというような違いが出てくるだろうと、こんなように思っております。以上です。

○三堀（４番）

私のお聞きしたいのはその、そういうことなんですけれども、いわゆる部活といわゆる教科とは違う、そこに求められるもの、今言われるようにそれは当然優勝や1位をとということなんですけれども、その内容の中に、それには若干の厳しさって言いますか体罰に近いような厳しさがあるものかどうなのか。またそれがそういうことが必要なかどうなのか。そのへんの具体的などころをちょっとお聞きしたかったわけです。これからで結構ですけれどもそれをそういうところに教科と部活との練習の違いがあるんじゃないかっていうことを感じております。それが良い、悪いは別としてそういうのが実態であろうといふふうに考えます。そこでそのことについて、教師は何を目標に部活の目標にするか。それである程度の厳しさ、体罰も若干のことはしゃーないというように考えるのか。それをまた生徒はどのように考えているか。それをお聞きしたかったわけです。お願いします。

○教育長

厳しさということにつけば部活の方がかなり厳しい時点はあるだろうというふうに思います。しかし厳しいということにつきましては、どういうのが厳しいのかということもあります。体罰があれば厳しいのか、体罰がなくても厳しい指導はきっとあるだろうというふうに思いますし、昨今は本当に有名なスポーツをする人たちも体罰なしの指導はあるということをとくさんの方々が言っております。しかし従来のやり方の中では多少は良いじゃないかというような考え方も世の中にはあるし、指導者の中にもそういうものはあつたらうというふうに思いますが、法律的に言えば体罰と名

が付くものは一切許されないというのが法律でございます。学校教育法ですね第11条の所にはですね「校長及び教員は、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」ということは昔っから法律として決まっているところであります。ここで問題になるのはどこまではあってよろしい懲戒なのか、体罰なのかということでもあります。一切力を使ってはいけないということではなくて、体罰はいけないけれども有形力の行使という言い方がありますが、これはやってもよろしいとこういうことになっているわけでありまして、例えば対教師暴力でナイフを振り回しているのに、黙って見ているわけにはいかないんでこれは叩いてもぶん殴っても蹴飛ばしても止めさせなければいけないということは当然でありますので、当然正当防衛の範囲、これは体罰とは言えないので良いわけであります。しかし、懲戒として苦痛を伴うことはやってはいけないとこういうふうになっているわけでもあります。従ってですねその辺のところ非常に難しさがあるわけでもありますけれども例えば、懲戒、スポーツに限らずね懲戒として正座してろ、宿題忘れたから正座してろ、っていうのはあっても良いことです。ただ苦痛を与えない程度でありますので、5分や8分なら良いけれども3時間もやらしちゃいけない。これ当然であります。立ってろっていうのも同じですね、立ってろはやっても良いんですけども倒れるほどいつまでもやらしちゃいけないと、これは当たり前であります。したがってそのへんのところのさじ加減を考えながら肉体的、あるいは精神的に強い苦痛を与えない程度のやり方でやるのは良いだろうというふうに思いますし、練習もそういうことならば許されるだろうというふうに思っておりますが。肉体的な苦痛を与えないというのが大切なポイントだろうとこんなふうに思っております。子どもたちの中にもですね多少のことは良いよっていうふうに思っている子どももいるかもしれません。しかしそれは先ほどの法律に照らすとまずいことはまずいというふうに言わざるを得ないので、体罰と認められれば教員は負けになるということになるだろうと思います。以上です。

○三堀（4番）

これ以上、くどく、しつっこくは質問いたしません。私は辰野の学校には体罰はないというふうに信じておりますし、また今教育長が言われたようにプロの選手でもそういうことを言ってる、桑田真澄なんかもそう言ってますよね。その「体罰で技術が向上したことは一つもない」っていうこと言っておりますから。それはほかの選手も

そうだと思います。そのことで私先ほどものオリンピックの後ですけれども吉田沙保里っていうレスリングの女子レスリングの活躍してる大活躍している選手がおりますけれども、その練習をテレビで見ました。僅かな場面だったんですけれどもそのコーチの指導を見ていてこのコーチはどういう人かというふうに聞きましたら、前やはりオリンピック選手だったってことでするので、さすがにやっぱり違うなというふうに感じましたけれどもオリンピック選手なら誰でもそういう指導ができるかどうか分かりませんが、自分の体でもってそのコーチは自分の体でもってどのような時にどのような動きでどのような技をどういうふうに仕掛けていけばということ自分の体で教えてる。それを見て、だからといって簡単に覚えるものではありませんけれどもそこで見てて関心したのは、その動きと言いますか教え方が非常に合理的だったんです。それをそのとおして見て、あの教え方だったらまずおそらく怪我也少ないだろう。まああつて擦り傷ぐらいはあるだろうけれども大きな怪我にはなるようなことはなかろうというふうに感じました。その時に実力が伴わないものが教えると怪我が起きる。するものが分かっているとやはりその違いが出てくるものだろうというふうに感じましたので、この中学のそうした教師、あるいは柔道が教科に取り入れたら中でもそうですけれども、できるだけ教える方の側の実力もできるだけつけていただきたいというふうに考えます。次の質問に移ります。

特にスポーツというのは理屈でなくて体で覚えるものだということをよく言いますけれども、今申し上げるように道理が分かかってて教えてるか否かでもって上達にも違いが出てくるだろうと思います。常にその相手があることですので、同じ予想したあるいはこっちで計算したとおりの動きがあったり、あるいはそういう結果は求められるものではないということであると思います。そこで最初に申し上げましたように、僕あの170人のほどの全員と接して会話してまた話しを掛けていただきました。それを3時間という間ですけれども、あつという間に過ぎてしまったというふうにそんな楽しさを味わってまいりました。一つ写生という全員がそういう目的でありましたので、そのことだけを純粹に取り組んで垣根がなかったからそういうことだと思います。そのために生徒の本当の姿に接することができたような気がいたします。どの子も素直で本当に気持ちの良い辰中の生徒は、なんと素晴らしいというふうに感じました。この子どもたちが本当にこのまま真っ直ぐに成長してほしい。社会へ出てほしい。そんなことばかりその時に考えておりました。次の質問ですけれども、次は体罰です

が、その体罰も先ほどちょっと出てまいりましたけれども、これは先ほどちょっと教育長も言われましたが親もちょっとそういうふうに考えてる人もいると、それで子どももまあそんなふうに理解している面もあるかというふうに考えましたけれども、私、教育長の言われた体罰があってはならない。体罰で上達することはないと。それが原点だと思いますので、そんなことをもう一度、子どもたちが本当にそういうふうに思っているかどうか。子どもたちがそういう理解をしているかどうか。そのちったあ痛い目にあたって良いというふうに考えてるじゃないかっていう面が何かあるような気がして、私、絵の時じゃなくて違う時ですけれども一人大きな体格の良い子が次の体格の子の頭を叩いた。そしたらその叩かれた子は叩き返すことができないので、次の子の頭を叩いた。そうするとまたその次の子がまたその次の弱い子の頭を叩いた。それで最後の子はそのままいわゆる泣き寝入りって言いますか、それが順番て言いますかそういうことが世の中はそういうものなのかもしれないけれども、そんなことがありました。それ見た時に果たしてある程度そういう理解をしているっていう子どもたちの姿を見ますと教育長の言われるように全部なくていくということはないような気がしますけれども、子どもたちの理解はどこまでどういうふうに考えているか、教育長分かりますかね。

○教育長

先ほど申しましたけれども、体罰はいけないということは今、保護者もそれから生徒も理解をしているというふうには思っています。ただ、先ほども申しましたけれど、どのくらいが体罰に値するか、しないかという境目は難しいかもしれません。しかし一般的には体罰はいけないということは皆に理解されているというふうには思っております。国中全体の調査が先般ありました。この国からの調査によりますと、保護者宛のアンケート、それから生徒宛のアンケート、それから教員自身に対するアンケート、三様のアンケートで体罰があったかなかったかを調査をされました。国全体であります。そういうところから見てもですね、子どもたちも保護者も体罰があってはいけないということは現在、皆、承知をしているだろうというふうに思っています。中には「ちっとは良いか」と思っている人がいるかもしれないけれども、それは個人的に思っている人がいてもいなくてもですね体罰があったら、これはだめだということは教員の周知するところだろうと現在は思っています。社会で許されないことが学校で許されるはずがないと。やたら人をぶん殴れば、これは暴力であり傷害であります。

それが学校の教育という名の下に許されて良いはずはないというのが今の認識だろうと思います。以上です。

○三堀（４番）

私はあまり良い子じゃなかったものですからよく叩かれたり、立たされたりしました。それで、それがどうってことないんですけれども、その時にはそういうもんだなというふうに理解しておりました。今、考えてみますとその時のこと、それから子ども、私自分の子どもに対しても体罰を３人の子どもに加えたことの反省も今しているんですけれども、これは体罰だけは本当になくて今後いきたいというふうに是非お願いいたします。先ほど岩田議員の方から教員の教職員の不祥事という問題が出されましたので、深くは申し上げませんが、一番嫌なところをちょっと最後に申し上げたいと思います。毎日のように本当に教職員の不祥事が報じられているわけですが、私は先ほど教育長の方からも話がありましたが、いわゆる特別支援学級にまで考えられない事故、事件て言いますか、その担当している人は多少は最初のうちは僅かな体罰から始まったんだろうと思います。しかし高じて大きな体罰になったり、それでまた先ほど言われたように、ちょっと申し上げにくいような不祥事につながってしまうようなワイセツな事件になるというようなこと考えますと、このことを真剣に本当にその教育の関係の人たち考えているかどうか、先ほど教育長もいろいろの機関でそういうこと言ってたっていうふうに５月の新聞にも出てました。それも私見しました。けどもそんなことを今日、いろいろ言わにゃならん問題が、そのことがもう耐えられない。そういう気がしていつもいるわけですが、辰野町にはない。辰野にないから良いという問題ではない。辰野にない、箕輪にない、岡谷にないっていうふうに全部がなければそれで全部なくなるでいいんです。本当に辰野町にはないどこの自治体にもないというふうに、どうかその今後教育長の立場でもって広域の中で教育長、会議があるかと思えますし、また県の方のいろいろの会議もあろうかと思えます。どうかそのへんだけは特に、多少、立たされたとか、頭こずかれたとかっていう程度のことは僕は何とも思いはしないけれども、この特別支援学級にまで及ぶようなこういうことだけは是非、ないようにその教育長本気になってその広域的な面であるいはその自分の、今までの歩んできた道に対してもそれを是非、今後の教育行政に展開してほしいというふうに願うわけです。時間もきましたので、これは質問というより私の意見としてお聞きいただいても結構ですので、もしお答えいただけるとこ

ろがあれば、お願いいたします。

○議 長

質問時間があと5分を切りました。答弁を簡潔にお願いします。

○町 長

実はこの間、県知事と長野県の町村会の代表8名との懇談会がありまして、この教育問題、不祥事、あるいは親の問題等もとられました。その中でいろいろ語られたんですけども、先生とかそういった今問題がありまして体罰ほか不祥事、こういう例があるという話しも私もしたんですが、このへんの親ではないんですが、どっか東京の、東京って言いますか大都会お母さんでしょう。「家の子は近所で行儀が悪いって皆に言われて困っている。学校で先生の所へ行って躰をどうしてしてくれないんだ」というふうに真剣に何度も言ったお母さんがあるようです。一緒にお父さんも行ったけれどもお父さんは何もしゃべらなんだ。お母さんがほとんどしゃべってた。「学校でも躰しないんですか」というので「学校でもしているんですけど、お母さんは何をやっているんですか。家庭では躰しないんですか」先ほどの家庭教育の方です。そしたら「私はこの可愛い子のために一所懸命働いているんだ。そんな時間はない。学校で躰もやってくれ」「学校は勉強の方もあるし、体育もあるし、いろいろありますから」と言ったら「ああ、勉強なんか教えななくて結構だ」と。「家の子は家に帰って来たらパンを食べて塾へ行ってもっと学校よりも崇高な勉強させているから勉強しなんでいい。躰だけやってくれ」というとんでもない親がいたと、こういうことであります。同時にもう一つ例を話したのは、ついこの間、調布市に起こりました。東京大学を出られた女性の若い女性の先生だそうです。クラスがちっともできない、できない、できない。何でそんなにできないの、そんなにできないの。これ問題になってついにその先生辞められるはめになったようですが。そんなバカたち、要するにバカとはもう軽蔑しているんですね、先生が。それでもっと家に帰ったら塾へ行って勉強して来いと。こんなバカものたちじゃだめだということを真剣に最初のうち少し高じてっちゃったらしいですね。ということでどうも大人の社会の方に今度子どもに対する問題点がだいぶ孕んでいるだろうとこんなふうに思います。一つだけ参考にしていただければと思いますが、これから教育委員会の方も申し上げますがドイツのシュタイナー学校で実験した例があります。同学年の、小学校高学年の生徒です。まず1つは誉めるクラス。とにかく誉める。何にも言わないクラス。それからガミガミ

今の先生みたいにお前たちはバカって言いながらガミガミ言うクラス。もう一つは昔から古来からあるスパルタ教育ってあるんです。これ体罰にちょっと連携しちゃうところあるんですが、そこまで言うてはいけないんですがスパルタクスの教育、スパルタ教育、この4つのやった結果もう時間がありませんので簡単に申し上げますと1番できの良かった、成績が良かった、だからペーパーテストじゃなくて人間的にも全て分かりこんで子どもたちが習得したのは誉めるクラスだそうです。一番だめだったのが、さっきの東大の先生の話じゃない、調布の例じゃないんですけれども、ついこれ4月にあった話です。これが一番だめだったと。それで、何にも言わないクラス、何やっても誉めもしない、怒りもしない、このクラスは中間にいつているんです。何とスパルタ教育はそのちょっと上をいつているということがあります。ですから人間は何かやろうと思うのに、脅される、これはやる。そういった一つの問題を避けるために一所懸命にやる、そのうちに分かる。さっきの学ぶ楽しさというよりも、知る楽しさですよね。知ると人間の欲望でもっと知りたくなる。この範疇（はんちゆう）に入ってくる。そうすると次に覚える。いろんなことが出てくるようでありますので、総合的に考えていかなきゃならんとこんなように思います。教育っていう字は本当に妙な字でありまして、正しい教える教育もありますし、ともに先生も一緒になって親も一緒になって育む、育つという字もありますし、また間違って恐、恐ろしいっていう字を書いた恐育もあります。また狂ったっていう字を書いて狂育もあります。また、今日、明日の今日を書いて今日だけ勉強して明日はしないというそういう今日育もあるようであります。いろんな教育の幅は広いわけありますので、どんなふうやっていくか町も一緒になって教育委員会と検討いたします。以上です。

○議長

三堀議員、1分を切りました。まとめてください。

○三堀（4番）

私ももう少し褒められればもっとまじな人間になれたかもしれませぬ。これからさらにまだ歳ですけれども努力いたします。これで終わります。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は12時といたします。

休憩開始 11時 45分

再開時間 12時 00分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席12番、宮下敏夫議員。

【質問順位3番 議席12番 宮下 敏夫 議員】

○宮下（12番）

それでは、あらかじめ通告してあります質問項目に沿って質問して行きます。まず初めに老健施設、福寿苑民間移管についてであります。町直営の老健施設、福寿苑閉鎖に向けて、新設の民間特養施設は26年9月営業開始を目途としてこの工程に合わせ移管作業は進められているものと想定しますが、現状において建設予定地は造成は終わっているものの、建築工事には着手しておりません。平成会福寿苑への移管までのスケジュールに入所者ともども不安を感じておるものであります。そこで質問します。平成会新設の特養施設福寿苑の完成予定日、営業開始日及び老健施設から平成会福寿苑への入所者転入、全ての移管手続きなど、これからのスケジュールについてお伺いします。

○町 長

それでは質問順位第3番の宮下敏夫議員の質問にお答えを申し上げてまいりたいと思います。辰野病院が新築移転に伴いまして福寿苑の在り方が、在り方委員会の中で検討をされてきたわけであります。時あたかも国の関係の方は、当時はああいう中間施設、病院退院してまだ家へ帰れない。加療はそんなじゃないんですが、まだ帰れない。早く元気になって帰っていただくというような意味の中間施設として老健という形の中で福寿苑が生まれたわけではありますが、最近あちらこちらのそういった老健、福寿苑のような施設を見てまいりますと、本当は3箇月以内ということになっているわけです。その間に元気になって帰っていただきたい。しかしそれを大分オーバーする方も出てきておりますし、よく調べてみると特別養護老人ホームの方へ入りたいのに待機している状態の方が入っているような施設が多いということでもあります。これに気がついた国の方も、まあ国っていうのはもう勝手にさあ、造れ、やれ。それ必要なくなってくるとぐーっとこの補助金を下げてくるという形を取るんです。それで結局そういうの廃止させて、ほかの方へ持っていくということによって本当に困ったもんだと思うんですけれども、責任を取りませんので国は。そういった意味でいきますと辰野もこの老健を事実上は特養に入りたい方が多いだろうから、特養の方へということによって今度は民営に、民設民営の方に委託するという形は皆さん方にお話申し上げ許可をい

ただきまして、町としては決定し北大出の平成会にお願いすることになりました。そういう意味でのことをございます。それで今議員の質問のことをございますけれども、県の認可等々もいろいろございまして少し遅れた部分もあるわけでありまして、この6月には本体の入札をされるようであります。そして7月には建設着工して26年の6月に竣工いたし、その前後にオープンを考えていくという、7月ぐらい。来年の7月ぐらいにオープンとこんなことをございます。そんなような大体予定でございますので、ほか細かい予定につきましては課長の方からお答え申し上げますが、第1回目の質問の内容はお答えにあっているか、以上であります。

○宮下（12番）

今、来年の6月から7月ということをお聞きしましたけれども、職員の処遇があるわけですが、この大体、来年の4月には職員の配転先等があると思うんですけども、この間、3箇月から4箇月の間は平成会が責任もって職員をあれするのか、町がその移るまでは全て町が入所者から、それから職員の対応等は町が全て行うのかその点についてお伺いします。

○町 長

当然、町も関与し、そしてまた本人の希望も聞き、そしてまたこの次のその方々が受け入れ先のお考え、また調整をしていかなきゃならないとこんなふうに考えております。いずれにしても、あと3箇月でみんな新しい所へ行っちゃって誰もいないというわけにはいきませんので、そんなようなことを配慮していきたいと、こんなように思います。なお、ご本人の希望も聞きながらできるだけ町の施設で必要な所の方を斡旋をいたしておりますし、またそうでない方はどのようにするか。丁度歳だからお辞めになるって方も中には出てきておりますけれども、事務局長の方から詳しくお答えいたします。

○福寿苑事務長

それではそれらの質問に対しましてお答えいたします。ただ今町長の言ったとおり職員の処遇については、個人ごとに希望を調査し、それを尊重しながら進めてきております。現段階では希望に沿った方向で、なからまとまってきております。オープンの間はどのように運営するのかということをございます。これにつきましても平成会側と今、随時協議を事前協議を行ってございまして、なから秋頃には方向というか結論を出すことで今、平成会側と話を進めております。後、移転にあたりまして入所者

には不安を与えてはいけませんので、一応入所者とのコミュニケーションを図る上からも平成会側からユニットリーダークラスの職員を平成26年の2月ごろから随時福寿苑の方に来ていただいて、仕事の方を今、手伝ってもらおうということで今要請をしているところでございます。

○宮下（12番）

今、入所者に対しての対応については今、なから話がついている、入所者じゃなくて職員については処遇についてはある程度の方向ができているということでございますが、入所者と家族が新しい平成会に移ることにあたって、一番心配しているのが新しい施設に入った時の料金がどう変わるかということをお聞きしております。特に新しい平成会ということで前にお聞きした時は月2万円ぐらいは上がるのではないかとということをお聞きしましたが、実際に移った場合、今入っている人たちは年金の、高齢者が多いので今年金だけで暮らしているという方が多いわけですけれども、家族からも「もし、料金が上がればそのまま移ることはできないで、ほかの施設に心配してほしい」というような声も来ております。そうした大事な一番料金、あるいは待遇はどういうふうになるかというようなことは直接、町からの説明だけでなく平成会と直接家族、本人と面談をできるような機会をもっていただきたいと思っております。先ほど10月ごろということは、そういう内容も含めてということの良いですか。

○福寿苑事務長

入所者家族への料金等の説明というようなことでございますが、これについてはまだ平成会側では料金設定をまだ定めておりません。そんなようなこともございますので、一応入所者家族への説明会ということで7月から8月ごろに平成会側からの方から来ていただいて開催する、説明をする日を設けて開催することになっておりますので、その点、その時点である程度の料金等のあれが示されるかと思っております。

○町 長

ただ今の質問で事務長の後、私が答えるの変なんですけれども、今回は特別養護老人ホームになるということでありまして、全館ユニット型という形になってまいりますので、また国の方も許可されておりますがユニット型の場合、スタンダードの場合、相部屋の場合、個室の場合、全部料金が違ってきております。そういう中でユニット型がどのようになるのかということで今、事務長言ったようにまた今の平成会の方からも料金の表を出していただいて、そこで話し合いをしてかなきゃならないとこうい

うように思います。元来、上伊那郡のたまたま私が福祉協会長やらせてもらった時にもう、10年も前ではございますけれども、そのころから国の考え方が変わってきました。要するにケアを受ける。それで安く受けて、本人は年金をお持ちですから積み立てができて、このことが不思議だということが国会で問題になってきました。したがって、その方の年金ぐらいはいただこうと。それ以上の負担に対しましては家族で、じゃ、できるかどうかという話し合いをしながらっていうような形であります。すなわち、家にいても食事はするだろう。そういった部分をどうするのか。施設へ入ったから食事代も何も全部公費で持つのかという考え方。もう1つは今のユニット型が出た時の話であります。ホテルコスト分をいただこうと、こういう考えになりました。したがって今までは最終を迎えた方はそういったものの考え方がない時は、たくさん自分の年金が通帳は自分でお持ちのようでございますが、施設の中へ貯まって、今まで来なんだ家族が急に具合が悪かったら集まりだして、そのまずは年金の貯まったお金の分け前の話が多かったと、こんなへんなことがあったんです。実際にあったんですが、あちこちで。しかしその年金ぐらいはいただこうという考え方になりまして、それをソフト、ソフトと言いますかそういうふうな考え方を運営のソフト事業として出してくておりますので、それに合わせてどんなふうかというようなことに若干変わってきます。一部はご理解いただかなきゃならんことであろうかと思いますが、できるだけほかへっていうんでなくてそこの方で受けてもらうことを私は望んでおります。以上であります。

○宮下（12番）

新しい平成会が全員受けてくれるということですが、中にはその料金の問題ですでに「ほかの所を見つけない」という方もおります。現に町の保健福祉課にお願いして料金の安い「かたくり」へ入ったりとか、そういう人も出ておりますので、この利用料金が分かり次第、早めにそれぞれの入所者、また家族も含めてその点だけでも早めに説明をされることが入所者の安心を得られる一番なことだと思いますので、ぜひ平成会においても、町としてもその点を早く催促していただいて説明は怠らずやっていたきたいと思っております。特に長年この福寿苑に入職し、また携わってきた職員に対しても当然強い思いもあると思っておりますので、そうした思いを大切に、対話を重ねて対応されるようこの件はお願いして終わります。

2つ目として町の国民健康保険事業健全化への取り組みについてであります。国民

健康保険はサラリーマン、あるいは会社経営者、あるいは公務員の社会保険とは違いまして農業、自営業者が主な対象者ですが近年は定年退職された年金生活の方、退職や解雇など無職の方等の多くが加入しております。病気やけがに備えて加入者が保険料を負担し、いざという時の医療費補助にあて、私達の医療費の負担を軽くしようという助け合いの保険であることは承知しております。近年の高度医療の発達や、医療施設環境に恵まれた辰野町は、年々医療費の増加に歯止めがかからない状況で平成23年度医療費は長野県下でも79ある保険者、これは自治体ですけどもその中で17位と医療費負担の大きな自治体となっているのが現状であります。町の国民健康保険事業の健全財政維持のため医療費の削減は喫緊の課題であります。特に、急速な高齢化と不健康な生活習慣による生活習慣病は国民の死亡原因の約6割、国民医療費の3分の1を占めていると言われております。そこで40歳以上の方を対象に生活習慣改善を目的とした、特定検診・特定保健指導が平成20年度からスタートし5年間の目標値を定め改善することが定められて24年度で第1期が終了しました。質問します。第1期最終年度24年度の特定検診・特定保健指導実施の結果、また現状についてお伺いします。

○町 長

健康保険制度でございますが、この前にどうしても簡単に申し上げておかなきゃならんことは前から申し上げてますとおり、保険の基盤というものは理論的に誰が見ましても広く大きくやらなければだめなんです。例えば500人ぐらいの村がありますと誰も風邪や病気をしていない時、高額医療がない時はものすごく安くなります。逆に1人2人が高額医療かかるとぐーっとあがっちゃいます。こういう波があるのは保険で言わないんですね。したがいまして辰野町も2万1,000人ぐらいの町でございますが、日本中から今声が出てまいりまして、町村会、県の町村会、国の町村会通しまして我々も今国の方へ掛けあっているところではありますが、要するに保険者、保険者っていうものは最低でも県、願わくば国でもってやってほしいと。そうすれば常に平均的な金額は算定されますし、大体こう行って来い、行って来い、ぐらいになりながら回っていくもんだと。これを各市町村にやらせたこと自体がどこの政府だったか知りませんが、何年だか。すでに間違いです。すでにそういうことがありまして国の方も各市町村へ国の方からの国保税の補填というものが来ております。しかしそれは上げたり下げたり、上げたり下げたり勝手にこう向こうの都合でやっていますからたまったもんじゃない。それで今の辰野町の現状は今度の社会環境部会長ということで

長野県の方でもこの6月にやるわけでありますが、どこの市町村もこれ出てきております。「何とかしろ」と。辰野町も例外でなく、それで去年も一昨年も少しずつ本当にぎりぎりぎりぎりぎりで上げさせていただきました。上げたから良いかっていうと見込み額より下回っちゃうんですね、半分ぐらい。この原因を申し上げますとこれ大事ですから私の方でお答え申し上げますが、結局リーマンショック以来の所得が伸び悩んでいること。下手すると下がっているということもあります。それから、限度超過世帯って言いましていくら高くても77万円以上は取らないっていうことになっていますから、77万円に達した人を値上げするって言っても77万円のままだんです。上がらない部分がある。それから、軽減世帯の増加。皆さん方お話ししてこういう世帯は、こういう世帯は少し軽減していこう。町でもって一つの条例の下で、あるいは規則の下で決めて軽減をいたしております。そういう方々が増えてきているということでもあります。同時にまた加入者の減ということもあります。これは収入の方でも出てきちゃいますから後期高齢者の方へできるだけ今、本人が「よろしい」とおっしゃれば負担、あるいはサービスは同じでありますので移ってくれないかっていうことを町の職員から声かけをしながら、移していただいております。この1、2年で200人ぐらい移していただいております。そうすると支払いが後期高齢者の方へ回りますので、これは後期高齢者今県全体でやっていますからそちらの方が先ほどの保険の原理から見まして、非常に正しい方向になるとこういう意味です。したがってその人たちがお使いになる医療費も下がってますけど、この収入の方でももちろん下がることになります。したがって加入者の減ということも現れてきておまして、見込み違いいって言いますか、約9,000万円。9,800万円ぐらいの、要するに6.62%上げていただきましたが6.62%が上がると思った数字よりもマイナス1億円近いものが出てきているということでもあります。したがってその6.62%上げる時もお話申し上げましたが、その前年度も上げようと思いましたが計画どおりいかない。約半分ぐらいに下がってしまう。今度上げてまた上げようと思った数字ぎりぎりですが、また半分以下になると。こういう現象でぎりぎり今やってる状態でありまして、後期高齢者の方へ政策的にお話しして許可取れる方は送らせていただくんで、ちょっと息はつけますけれども、やはり基金というものがもう底を、前はもう3億円とか4億円ぐらい基金がいつもあったんですが、それがあから安くしろなんていう方も議員の中でいましたけれども見事にずーっと使い切っております。もう4,000、5,000万円。あるいは1回使え

ばすぐ 2,000 万円 1,000 万円、すぐマイナスになる。「ほんじゃあ、中には一般会計から出しゃ良いんじゃないか」と、こんなこと言う人もありますけれどもそれは要するに正常ではない状態です。一般会計でその分出しちゃいますと、その分だけほかの事業できないっていうことになります。ですからこの保険。それ言う人が悪いんじゃないくてこの保険システムの原理から離れていることを進めているので、こういう状態になってくると、こういう現象が起こってくる。早く県、もう県も受けたがらないです。もう大変だって分かっていますから。国の方も言うだけでなかなか思い切ってやろうともしない。そういう状況であります、ぎりぎりですとにかくやっていくよりしょうがないな。こういう状況であります、今課長の方から詳しくお話を申し上げたいと思います。

○住民税務課長

それでは特定検診と特定保健指導の実施状況についてのご質問がございましたので、その点についてお答えしたいと思います。24年度の実績につきましては、ただ今の特定健康診査の実施説明につきましては、実施機関の方からの報告がまだこれから最終的にまとまってまいりますので、いわゆる速報値ということになります。確定は秋になりますので、その点ご承知いただきたいと思います。それから特定保健指導の実施状況につきましても現在継続中のものもございますので、併せて確定値は秋ということでお願いをしたいと思います、まず、当初始まりました平成20年度であります、特定健康診査の受信者の受信率ですが31.3%です。これが24年度の速報値で41.8%となっております。それから特定保健指導の実施状況につきましては20年度が8.5%、24年度の速報値が42.0%という形でございます、いずれも途中で伸びたり下がったりというような変化はございますけれども、全体として順調に伸びてきているというふうに考えております。以上です。

○宮下（12番）

今、数値を説明してもらいましたが、この改善についてこれから質問していきます。町の24年度決算は毎年取り崩してきた基金の残り 5,000 万円全てを繰り入れたにもかかわらず、所得低迷による保険税収入減、高額医療費の増加等により赤字になる見込みが提示され、25年度は国保税率6.62%の引き上げを実施、基金残高ゼロでスタートしました。そこで質問します。税率引き上げの際、改善を指摘した医療費削減への取り組みとして、特定検診の受診率向上策、保険税滞納収納率向上策、ジェネ

リック医薬品の奨励、保健師の配属など強化すべき基本的な対策を要請してきたわけですが、どのように今4月から取り組んでいるか。また25年度から新たに取り組む第2期特定検診・特定保健指導の実施の計画の取り組み、これらを踏まえ25年度6.62%値上げしたこの国保の財政の25年度の財政の見通しについて、更に26年度にも値上げをしなければならないのか、今この改善策をやっていければこの25年度はこの6.62%でやっていけるのか、この見通しについて、この3つの今までの改善策をどのように取り組んでいるか。それから第2期特定検診と特定保健指導の新しい第2期が始まるわけですが、その計画についてお伺いします。

○町 長

では次の質問にお答え申し上げます。ご指摘のとおり、特定検診を進めていくということで、国の方もこれは各市町村へもっと率を上げないと上げなきゃだめだと。上げないといろんなまた罰則をペナルティーを科すところというふうに一応なっております。辰野もやったはやったんですが平成20年からやりまして31.3%からスタートして平成24年は41.8%までそれでも漕ぎ着けてはまいりました。まだまだこれでは半分以下なんです、対象者の。ということで、いずれにしましても生活習慣病、メタボリックシンドロームをなくしていこうというようなことの中で高脂血、高血糖、高血圧、この3つを大きな要素の柱としてそして特定検診を受け、早く発見し早く指導をして、そして実際にお互いに病気にならないように、防げるものなら防いでいこう。改良できるものなら改良していこうとこういうことであります。今年度から、住民税務課へ優秀な保健師を配属いたしまして、その指導にあたるようにいたしております。同時にまた滞納もありますので、滞納をまたいただきたいと。払える方で払わない方は、払ってほしいという意味であります。あとはいつも言われますように、薬品もジェネリックを使っていただく、問題のない場合は。それはお医者さんが決めますので、要するに薬局へ、要するに先生の方から書いていただきます。そこにジェネリック不使用っていった場合だけはだめですが、ほかは全部ジェネリックがきくようでありますので、そういったことも進めておりますし、ほか運動、スポーツいろんな指導を保健師ほかがまた、保健福祉課も絡んで進めて指導をしていきたいということでもあります。先ほど議員の方から辰野町の医療費はどっちかっていうと高い方じゃないかというようなご指摘がありました。これもいろいろ見方がありまして、例えば長谷村あたりが、長谷村って言い方もちょっといかんですね、今、伊那市の長谷ですけ

れども、じゃ、ちょっと例が悪いですからそれよしまして、一般的に医療費の安い所があります。これは本当に若い人たちがいて高齢化率が10%切っているような所があります。もう一つはよく見てみると高齢化率はそこそこであるのに、そんなについていう所が、かかるお医者さんが少ないっていう所があるんです。辰野の場合はおかげさまで町で、町で病院持っているっていうのは県下内でも少ないんですよ。3、4あるかどうかです。市だって持ってない所あるんです。上諏訪はありませんよね。上諏訪市立病院は。何のことはない赤十字で諏訪日赤がやってくれているから、行政は携わらなくて良いて非常に楽な所だと思っております。富士見町にもありますが、これは富士見が直営でありませんでして、厚生連の中で農協さんの方でやってる病院とこんなようなことになって実際に町の運営でやってる所っていうのは非常に少ないんですが、それだけに住民の皆さん方は先ほどは辰野がだめだ良いだって言うんでなくて、直ぐにかかれる所がある。これだけの住みやすい利得のある所だというふうに思っていたきたい。反面、こういった保険も使いますので医療費は若干上がってくる。こういうことは事実であります。裏腹なことになります。便利と高額な、高額って言いますか医療費を使うということは裏腹、イコールの問題です。ただし反比例していくんですけれども、片方が増えりゃ、片方も増えるってやっぱり形になってはきているなどこんなふうに思います。課長の方からお答えいたします。

○住民税務課長

ご質問いただいたのが3点になろうかと思えます。許可すべき体質、基本的な方策、対策。それから財政の見通し。それから第2期の計画についての3点かと思えます。順不同になってしまうかもしれませんが、お答えしたいと思えます。まず財政の見通しでございますが、先ほど町長申し上げたとおり6.62%の改定を見込んだところでございますが、見込んだとおりの収入額になっておりません。先ほどの町長の中では所得が1億円くらい見込みより落ちたということでありましたが、ちょっと私の方で町長に示した資料に取る時期がちょっと違っておりましたので、約5億ほど見込み額、所得の見込み額が減ったという形で訂正をさせていただきたいと思えます。いずれにしても、この所得の伸び悩みに基づきまして6.62%の増額を見込んだわけでございますけれども、そのとおりにいかずに約半額だけの見込みというのが6月の課税算定をした結果でございます。先ほど町長が申し上げましたけれども、限度超過世帯のこととか、あるいは軽減世帯のことがございます。それから加入者数につきまして

も後期高齢者医療への移行というほかにですね、もう1つ、どうも分析してみますと社会保険への加入もかなりあったと。この1年間で100世帯くらい社会保険への加入があったという数字になっております。その分景気が若干回復したのか、そこらへんの分析は仕切れておりませんが、そういう形で加入者世帯が減ったというのが一番大きな見込み額が見込まれない要因かというふうに思われます。財政的に申し上げますと、逆に加入世帯が減っておりますので支出についてはその分、抑制が効くだろうというふうに思っておりますけれども、いずれにしましても収入6.62%の国保税の改定に見合う形での収入が得られない、ただし一方では加入世帯の減に伴う歳出の抑制も図られるということで、この収支についての試算はまだできておりませんが、議員の次の質問にも関連するわけがございますけれども、医療費の支出の抑制、それから収入、滞納をさせないというような取り組みの中でできるだけこの影響を少なくしていきたいというふうに考えております。それでは、続きまして強化すべき基本的な方策というような形の中でまず、滞納、収納率の向上について申し上げたいと思います。国保の加入者の特徴としてですね、先ほどの自営業者等が多いということがございますけれども、もう一方で近年、定年退職後の方、あるいは解雇に伴う方等のいわゆる無職の方が増えてきているということで、所得の低い階層の加入者が多くなってきております。したがって差押に足る資産がない。差押等が難しいということが一つございます。それからもう一つ擬制世帯主、擬主ということでですね、国保の制度上は世帯主本人が国保加入者ではない場合でもですね、名目上納税義務者という形を取っております、したがって滞納があるということで世帯主の方へ通知を差し上げてもその世帯主本人は国保の加入者でないというようなケースが結構ございます。こういうような場合には、世帯主には納税義務感が薄い、あるいは国保加入者への直接のメッセージがなかなか届きにくいというふうな事情もございます。こういうような国保加入者独特の特徴がございますので、各世帯における滞納額を増やささない。初期滞納の時点での迅速な対応が特にほかの税の滞納対策と違って求められることではないかというふうに思います。したがって、滞納収納率の向上策ということとは極めて基本的なことしか申し上げられないことになるわけがございますけれども、国保税の税率、税額改正、今回のようなこういった場合には丁寧な説明が必要であろうと。それから初期滞納者への電話催告等による速やかな対応が必要だと。それから国保証切り替え、これは毎年9月に行っておりますけれども、こういった時期を捉え

ての納税相談をきちんとこまめに行っていくと。あるいは短期証を交付をしていただきますけれども、こういった短期証交付の時点での納税相談。未申告者への申告の指導を行い、生活実態の把握をしながら場合によれば生活保護等への移行の検討もしていく必要があるだろうと。こういった国保独特の滞納対策に加えて特に悪質と思われる滞納者には財産調査の強化、差押等の毅然とした対応を行っていきたいというふうに考えております。それから後、医療費を抑制をしていくという観点でのいくつかの質問の項目をいただきました。まず、特定検診の受診率向上についてでございますけれども、巡回型の特定検診ということで各地区の公民館等で行っている特定検診が基本になります。こちらに申し込みをしていない方へは勧奨の通知を5月末に発想をさせていただきます。すでに先週の段階でも32余の申し込みをいただいております。それからこの巡回型検診でなくてですね、医療機関で受信をしたいという方については個別検診の受診勧奨をしております。8月末に郵送で行うとともに町内4地区で住民説明会を開催をしていく予定でございます。この住民説明会、健康教室を同時に開催をして、骨密度あるいは血管年齢の測定や保健師による健康相談も予定をしております。これら巡回型の特定検診、それから医療機関での個別の検診を受けていない方については12月から2月にかけて更に特定検診の未受診者への葉書による受診勧奨というような形で3段階で受診勧奨をしていきたいというふうに考えております。それからジェネリック医薬品につきましては、先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、使い方いろいろございます。町としてはアンケートを実施しましたので、この結果につきまして『広報たつの』6月号、あるいは町のホームページへの掲載を予定しております。それからジェネリック医薬品を使った場合とそうでない場合の差額の通知の発想も年2回、8月と2月に予定をしております。続きまして保健師の配置を今回していただきまして、その保健師を中心とした活動について、重なる部分もでございますけれども、説明を申し上げたいと思います。まず健康教室、先ほども申し上げましたけれども健康教室の開催でございます。保健師による健康相談を行っております。それからウォーキング教室の実施。ノルディックウォーキングは今、人気がありますけれどもこういったものを9月に実施をする予定であります。それから高血圧対策のための健康教室の開催ということで保健師、栄養士による高血圧予防のための減塩指導等を行い、併せてレセプト分析の結果が、これはレセプト分析の結果が高血圧症の医療費に占める割合が高いということで特に減塩指導を行っていきたいとい

うこととございます。後期高齢者への説明会と同時にですね、70歳到達者、これは高齢受給者証の交付が行われるわけですけれども、こういった70歳到達者への説明会の実施も今回新たにやるということとございます。この時には体操を行う時間を設けて家庭でもできる簡単な体操を紹介をしていくということで、既に4月に5人、5月に3人の参加者をいただいております。それから住民税務課の窓口でですね健康相談の実施をするということで、希望者に随時、健康相談を実施、血圧計や体重計も常備してあります。それから国保加入者で人間ドックを受診の場合に補助金が出ます。この補助金の申請をですね、受診結果と一緒に窓口へ提出いただいておりますけれども、この際に保健師が面接をし、その結果を見ながら指導をするということとすでに4月5月で30人申請をいただいて、その内、25人と保健師が面接をし指導をしております。それから医療費削減への取り組みということで、適正受診についての周知、これは従来やっているところとございますけれども、そのほかに柔道整復師による施術について適正受診の勧奨ということでパンフレット1,000枚を作りまして受診をされている方にお送りをします。それから重複受信者への適正受診の勧奨ということで、これも特には保健師がですね、レセプト等を見ながら重複かどうか見極めて個別勧奨もしていくということとございます。そのほか全国的に国保データベースというKDBと言っておりますけれども、これが今年10月に稼働する予定でございまして、これに伴って医療費の分析がかなりできます。町の住民の健康課題を明確に把握できてより効果的な保健事業を実施することが可能になるということで、これも保健師の配置によってより有効に活用できるのではないかとこのように思っております。更には今までもやっておりますけれども、レセプト点検でございますがこちらについても保健師の専門的な知識の中で、重症化への予防対策の取り組みができるのではないかとこのように考えております。最後に第2期の特定健康診査、特定保健指導の実施計画でございますが、ご指摘のとおり24年度で第1期を終了しまして第2期分が25年度から29年度ということで5箇年計画でございます。現在今、策定作業を進めているところで7月ころには策定できるのではないかと。これは課内、それから関連各課との調整を経て行うものでございますので特段議会への報告とかいうお手続きは必要とされておりませんが、目標としましては国から示されている目標値がございまして特定健康診査の実施率として60%、特定健康指導の実施率として70%ということになっておりますので、この課題がクリアできるような実施計画にしていきたいと思います。

特に若年層の実施率が低いっていうのが大きな課題だと思っておりますので、そのあたりを考慮しながら策定を進めたいというふうに考えております。以上です。

○宮下（12番）

25年度の取り組みについては細かく説明をいただきました。今説明していただいたとおりにいけば26年度はたぶん保健税を上げなくても済むと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。次に特定検診の受診率向上策の一環として辰野病院での人間ドックの導入を提案しますが、過去にも同僚議員も提案しております。時間的、過去の議会で一般質問等で質問しておりますが、ちょっと時間もあまりないのでできるのか、できない、だけの回答をお願いします。

○町 長

できる、できないだけで。できるけど、できないという。そうすると難しいんですけどね。現在やっていますのは12月まで生活習慣病の健診が165件の予約、人間ドックが16名入っております。日帰りのドックは1日2名に限ってやっております。おっしゃるのは1泊付きのというやつだと思いますが、これもやっぱり医師が非常に今外来ほかで忙しいもんですから、受け入れても診てくれなきゃ何にもならんわけですので、できるだけ今後はまた医師も増やす中でまだまだ医師も、医師は増えたり増えたり、減ったり増えたりしていきますので、グラフが上がっていくことを覚えていただきたいですが、そのように努力してそれができるようにしたいと。こんなことで良いでしょうか。

○宮下（12番）

次へいきます。医師、看護師が確保ができ体制が整った時点では早期の導入を期待しております。

次に荒神山公園たつの海周回遊歩道の改善についてお尋ねします。特定検診・特定保健指導において生活習慣病対策として多くの人は運動の奨励、食事・生活の改善を指示され、特に運動は継続性が求められております。スポーツ環境の整った荒神山スポーツ公園は、たつの海がため池100選に選ばれたこと、近年の健康増進ブームで荒神山たつの海周回遊歩道は早朝から夕暮れにかけて中高年の多くの人たちがウォーキング、ジョギングなど年間を通して利用しております。そこで質問します。多くの町民が利用している施設ではありますが、現在の遊歩道は雨の振った時、あるいは積雪の時の使用はぬかるみ、また晴天日でも地面が固くジョギングコースとしては適して

おりません。健康増進の活動の場として足腰に負担のかからない、子どもからお年寄りまで快適で心地良く年間を通してジョギング、スポーツに適した舗装の改善を提案します。また、この周回コースに関連して、この周回コースの近くにある野沢菜洗い場での温泉配管を利用した足湯施設設置の提案を併せて提案しますが、町の考えをお伺いします。

○議 長

質問時間があと5分を切りました。質問答弁とも簡潔にお願いします。

○町 長

それでは次の質問にお答え申し上げます。健康に絡んで荒神山ウォーキングコース現在ある池の周り、あるいはまた今造っております、ほぼできあがっております荒神山を林間ウォーキング、林間遊歩ということでこれは非常にフィトンチットという植物の発する酵素は健康にも良いようでありまして、そしてまた歩くことはとても良いということでその整備をしろということではありますが、なかなかあそこの所をぐるっとやるのお金がとってもかかりまして、よく意味は分かるんですけども、でもみんなから現在の状況でも非常に良いというふうなことでアンケートも出てきております。しかし、ジョギングできるようにオール天候、オールウェザー的になればもっと良いだろうということは分かっております。そうかって3分の1やってまた3分の1やるっていうと変なもんですからどうせやるなら1周と思いますし、私は50センチぐらいで良いじゃないかっていうふうに提案したんですが、50センチはすれ違いができないというようなこともある。それから先に行く人を抜いていく人もある。やっぱり1メートルったら1メートルでも狭いから2メートルぐらい必要だということになりますと、非常なお金が算定して出てきておりますが、最高位では3,700万円ぐらいのものがかかってくるだろうとこんなふうに思います。しかし何とか健康に属することですからできるだけ早い機会にやりたいなとこういう気持ちだけはお伝えしておきたいと思います。耐水、耐熱、耐衝撃とこういうふうなものの方が良いだろうとおもいます。その耐用年数も考えて4、5年でまたやり直すんじゃないもんですから、それから凍み上がって持ち上がっちゃうんじゃないためですから、しっかりしたものをするのもとても大変だなあと、こんなふうにも思っております。足湯も言ったわけですね。足湯はとっても良いことだと思っております、あそこの今ご指摘のお菜洗い場、まさかお菜を洗う所へ足つけるわけにはいきませんので、別にその品

良くね造って、それはオール天候で屋根付けるっていうわけにもいかん。まあ、付けても良いですが、安く上げるには箱か何か造ってそこでもって座って、眺望の良い所で座っていただければ良いなと思いますが、丁度先ほどちょっと緊急的に調べてみましたら、パークホテルへ、辰野の温泉はナトリウム炭酸水素塩泉で源泉自体は37度ということです。若干今、36度ぐらいまで下がっている可能性もあるんですが。でパークへ到着した時点でパークのタンク、お風呂それじゃあぬるいもんですからそれを少しボイラーで熱するわけですけれども、その熱する前の状況が34度です。ですからほぼ同じあそこの温泉スタンドへ出てくる温度も大体そのぐらいだろうと思いますが、34度になるとぬるいかなと、かわずが鳴くようなあれかなというふうなことでございますが、ていうことで出たばかりなら良いんですがそこへ少し溜まって出ていくわけですから。でもある程度のお湯を流し捨てにしているわけでありますので、検討してみたいと思います。丁度良いぐらいにまたそこへもって暖めろっていうと、これはまたボイラーがいてえらいことにはなりますが、できる範囲、可能性に挑戦していきたい、こんなふうに思っております。以上です。

○議 長

あと1分を切りました。簡潔に。

○宮下（12番）

残りの行政及び関係組織連携による健康づくりの専門委員会立ち上げについてはしっかりこれはやりたいと思いますので、次回の質問にまわしたいと思います。ありがとうございました。よろしく申し上げます。以上で質問を終わります。

○議 長

只今より昼食をとるため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時40分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 49分

再開時間 13時 40分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席3番、根橋俊夫議員。

【質問順位4番 議席3番 根橋 俊夫 議員】

○根橋（3番）

それでは通告にしたがいまして、3点について質問をしまいたいと思います。

最初に介護保険関係で第2 グレイスフル辰野の小規模多機能型の居宅介護サービス事業の撤退に伴う今後の対応ということであります。樋口にあります第2 グレイスフル辰野は平成18年に開所をされまして、介護付き有料介護老人ホーム、グループホーム、あるいは小規模多機能型の居宅介護ということで3つの機能を有する施設として当町の介護保険事業に一定の貢献をしていただいております。ところが今年3月それを持ちまして小規模多機能型の帰宅介護サービスは廃止となりました。このことによりまして当町には小規模多機能型の居宅介護サービスという行方施設はなくなり、利用者にとってはこのサービスを受けたくても受けられないという事態になっております。この施設につきましては国の補助金を受けて建設をされ、町の介護保険事業計画に基づき介護保険の事業所として町の認可を受けている施設であります。こうしたことから今度の配置に関しては町は事業者として協議を行って入所者との調整だとか、今後の事業計画について検討を行ってきたはずであります。しかしこの間、この小規模多機能型居宅サービス事業の廃止については、町民には知らされることなく議会にも説明がありませんでした。ここで改めてお伺いいたしますけれどもこの事業はどのような経過で廃止となったのか。またこれに対して町はどのような対応をしてきたのか、まずお伺いをいたします。

○町 長

それでは質問順位第4番の根橋俊夫議員の質問に答えさせていただきます。今ご指摘の第2 グレイスフル辰野の小規模多機能の居宅介護サービスのセンターが樋口矢沢にあるわけですが、その中の小規模多機能の部分につきましてのご質問であります。このサービスにつきましては通い、宿泊、そしてまた訪問と3つを受けてやるものでありまして、係員が顔なじみになる。その人が宿泊のお手伝いもするし、通所もお相手するし、また訪問もその人が行ってくれるということで非常に理想的な介護の仕方であるというふうに思っておりました。結局、小規模多機能型の居宅介護事業所という形で認可を受けたのはご指摘のとおりでございます。しかし、この採算ベース民間でありますので、これが大体最高て言いますか大体21日あたり24名、通いで15名、宿泊9名が必要な採算ラインだそうであります。それが当初で最高の時に24名でありまして、昨年秋15名という形になりまして、いずれにしましてもピーク時から見てまいりますと1日あたりが通いで14名、それが現在は6名。宿泊が5名が3名となりまして訪問利用サービスが1名になってしまったということでお話ございました。

このことを廃止させていただきたいと。しかし泊まりとデイサービスは受け持ってやっけてまいりますと。したがって訪問の部分がカットされるわけでありますが、どうしても採算合わなければ撤退せざるを得ないという形でございます、万止むを得なきに至ったかなということでもあります。また訪問等々必要な場合には包括支援センターの方で、またほかの施設、施設と言いますかそういった関係者の方からケアマネほかいろんな人が心配してくれまして必要であれば送っていただけると、こんな形になっておりまして、事情はそういうことの中で今撤退をサンビジョンですか、サンビジョンがその分野はしたと。しかし残した部分もあるしほかのこともやっけてる、こういうことでもあります。以上です。課長の方から付け加えあれば言ってください。

○保健福祉課長

若干、補足をさせていただきますけれども、議員ご指摘のとおりですねその第2グレイスフルにつきましては19年1月から小規模多機能居宅介護事業所としてですね、辰野町の介護保健認定者を中心にですね安心を届けていただけてきておりました。数値的なものについては今町長が申し上げたとおりでございます。それで撤退と言いますか、現実にはですね4月30日をもって休止と。だからしたがって現在も今休止状態でございます、今後ニーズが増えてくればですね、そのへんについてはまた対応していただくようなお話を受けております。以上です。

○根橋（3番）

ただ今のあれは撤退ではなく休止というちょっと表現、私も初めて聞きましたけれども問題がいくつかあるかと思うんですが、1つはこの今、町長答弁にはありましたけどこの小規模多機能型居宅介護サービスっていうのは、今、国が進めている最も介護保険のこれからの事業では柱になっている事業でありまして、ご存知のとおりであります。これは私ども議会も実は視察にまいりまして、説明を受けた時これは非常に利用者にとっては極めて良い制度だなんていうことを感じておりました。それはなぜかという、利用者の状態によっていろいろサービスを選べると言いますか、1つの枠組みの中でいろんな形がとれるということで、非常に良いのではないかっていうことで、またそういう第2グレイスフルさんもそういうことでかなり意気込みを持って取り組んでおられたっていうふうに思うわけです。ところが今のお話ですとそういう中で利用が少なくなったのでやむを得ず認めたとっていうようなことで町としてですね、何となく流れの中ではないじゃないかみたいなニュアンス取れるわけなんです

けれども、しかし介護保険制度から言いますとですね、そんなわけにいかないんじゃないかっていうのが私の今回お聞きする一番の第一の問題点なわけです。というのは町は介護保険事業計画っていうのを定め、そして基本的にですね今さら言うまでもなくいざそういうふうになった時にいろんな必要なサービスが受けられるという前提で介護保険制度ってできているわけですから、それがやっぱり大きな変更になってくるっていうことについてやっぱり、重大なこととして受け止めていかなければならない。事業者がそういった経営上の困難抱えれば、どうやって打開していくかっていうことも一緒になって考える中で、町の基本的には町としての介護保険事業っていうものを円滑に進めるような努力していかなきゃいけないっていう点で今回、私もこのことについて最近ですね知りまして驚いたわけですけども、そういったことを何ら町民の皆さんにも広報されない。議会にも説明もないってというようなことで進んでいくこと自体がちょっとやっぱりまずいのではないかっていうふうに思うわけです。その点がやっぱりどんなふうにしてそのような形で今まで、積極的な広報もしなかったのかと。これは利用をしようと考えていた方にとっては全く分からない、不親切な内容でありまして、その点で反省しなきゃいけない時点だと思えますけれども、そのへんがどのようなふうを考えているかっていうのが1点です。それで2点目につきましては先ほど申し上げましたように国は特別養護老人ホーム等の利用を制限、制限と言うか抑えるためにですね、在宅介護に移行しております。そういう中で今申し上げましたようにこの町のパンフレットにもありますけれども、住み慣れた地域で生活を続けるためにということで、これは言ってみれば介護を受けられる方にとってはやはり自分の住み慣れた地域、そこでやっぱり今後も暮らしていきたいってというのは強い願いであるわけですけども、同時に介護を今度する側にしてみますとそうはしたいんだけどもなかなかやっぱり自分の勤め、家計上の理由などからなかなかそういうふうにはできないっていうのが悩んでいるところの現状であるわけです。そういう中で地域密着型サービス、これは原則として他の市町村のところは利用するわけにいかないっていうのが、もうそういう建前になっておりまして、辰野町民は辰野町内でのこの施設以外には受けられないっていうふうな制度になっているわけですから、要はそのようなことで大きな流れの中ではこの地域密着型のさまざまなサービスがあるわけですけども、そういう中で今この一番国が進めている地域密着型の小規模多機能の居宅介護というものが今回、できなくなってきたという点について今後じゃあ、ど

うしていくのかっていうことが問われてくるわけでありまして。現状では有料老人ホームだとかグループホームは確かにあるわけですが、この部分はないと。今後じゃあ、どうしていくのかその2点についてお伺いをいたします。

○町 長

細かくはまた課長の方からお答え申し上げますが、意外とこれがニーズがあるようで少ないという、業者の方も真剣にこうかかったようでありまして、地域、地域密着ですから辰野の場合は今のところ中学校群ぐらいで考えてましたから、これは小学校群ぐらい、あるいはまたもっと小さな地域密着にした方が良いかなどというようなことで考える必要があると。今後の今、検討しているところであります。しかし、現状少ない、もっと言いますとやっぱり施設入所の方が希望が大きい、圧倒的に大きいということでありまして。この受け皿、これでもまだ上伊那全体では待機者があるぐらいであります、そちらの方が優先になる。しかし現在でもその同じ所で同じ人がってということではありませんけれども、訪問も結構ヘルパーさんほかいろんな機能の中で、希望があれば行っておりますし、入浴サービスもやっておりますし、ほかの所ですね。ここでなくても。町全体としてみれば大体需要は満たしていると、現状の希望の中では非常に今、あまり多くないもんだからそういうことなんでしょうが、そのような現状であります。同時にまたその方が短期間入所してってということになれば、ぬくもりの里のショートステイ、ほかの方のショートステイ、いろいろこれも応じておりますし、ケアする方が旅行に行くとか、あるいは法事ができたとか冠婚葬祭でいないとかいうような時の受け入れもありますし、これがないから全く辰野はゼロということではない。しかし今後は利用者にとっては本当はこういったものを希望しているとは思っています。したがって今後もう少し地域を密着できるように小さくしてその中で検討していこうかなとこういうふうなところであります。そういうことで特にここで報道してわんわん騒ぐとかそういうことではなかったと思いますので、町全体の中で今後はそのような方向で検討すると。こういうことでありまして。課長の方からお答えいたします。

○保健福祉課長

今、町長が答弁したとおりでございますけれども、議員も先ほど来ご指摘いただいておりますけれども、高齢者がですね住み慣れた地域で安心してですね生活を継続するためにはですねこの小規模多機能の居宅介護サービスっていうのは大変重要なもの

だと位置づけております。したがってですね、今後についてもですねこういったサービスの拠点づくりについてはですね支援していきたいというふうに考えております。それから他の地域密着型サービスでございますけれどもグループホームですとか、特養ですとか、あるいは特定施設等々につきましてはですね、辰野町においてはですね順調に推移しているんじゃないかと思っております。それから、今年って言いますか25年度にですね辰野町社会福祉協議会の方ではですね、地域福祉の行動計画っていうものを策定するっていうことで今動いております。その際にですね、こういったですね通い、宿泊、訪問等々のですねニーズ等をですね把握できればいいかなっていうふう

○根橋（3番）

ただ今の答弁の中ではまず1つ経過について積極的に広報するほどの重要性は考えていなかったというようなニュアンスでしたけれども、これはやはり制度の根幹に触れてくる問題でありますので、そういう話ではないだろうっていうふう思います。その点ではやっぱりそういった変更が出てきた場合にはやっぱり速やかに町民の皆さんに知らせ、そしてまたそれを別紙の所でも議論をしていくということが必要ではなかったかというふうに思うわけです。もう1点今の課長の答弁ですと今後このことは地域密着型の多機能居宅介護については非常に重要なので今後も考えて支援していくっていうことは今後更に、こういった形でやる方が出てくればですねやってく、対応していくっていうふうに理解をしているわけですがけれども、いずれにいたしましても確かに施設、特養、それからグループホームへの施設入所がそちらにシフトしているっていうことは承知をしております。ただそれについてはやっぱり、今の段階ではかなり、たまたま上伊那の場合は若干今余裕があるように聞いておりますけれども、いずれにしても将来的にはかなり厳しくなってくるっていうことは、必至でありますし、そういう中ではいかに在宅って言いますかその小規模地域密着型のこのサービスを充実させない限りは結局福祉のサービスを、介護保険のサービスを受けられない方が出てくるということももう明らかになってきておりますので、そんな点で来年度は第6期の計画策定年度に入るかと思っておりますけれども、そのへんを現段階では更に突っ込んだ場合ですね、今の小規模多機能についてはそういうことを考えているのかどうかもう1回答弁いただきたいっていうことと、もう1つは問題、今たまたま今回のところではデイサービスとお泊りをやるということで聞いております。ただこれは今、

都会、都市部で問題になっておりますけれども、いわゆるお泊りデイサービスということでデイサービスを受けた方が、たまたま今日はいろいろで帰れないと。あるいは実質ショートっていうようなことでそこへ言ってみれば、折りたたみのベッドみたいな所に泊まっているようなケースが多発しております、それはですね介護保険の対象ではないので有料でしかも 4,000 円、 5,000 円という金額になっているんですね。そういうふうになっていきますとそこで非常にやっぱり介護保険から外れた、しかも劣悪な条件でのお泊りというようなことになって事故も心配されたりいろいろ問題が出てくるっていうことが今、指摘をされてきているわけですがけれどもやっぱり安易にお泊りデイサービスというようなものを認めていくっていうのはいかがなものかというふうに思っているわけですが、その 2 点について今後の考え方をお聞きしたいと思います。

○町 長

何かそのあれですね第 2 グレイスフルが止めたら辰野が全部止めたようなことをおっしゃいますが、統括的にそういったことをせずに訪問の方を止めて、泊まりとデイをやっているわけですから、そこが。同時に泊まりの方に関しましては先ほど言ったように理想的に同じ人がっていうことではなくても何回か行けばまたその人たち、違う人であっても馴染むわけでありまして、訪問サービスやっています辰野町も。それから理想的にはそういった同じ人がっていうことですが、同じ人とてそこだっただけで同じ人が 365 日行けるわけじゃありませんので代わって行くわけですから、でも見慣れた人。でもこちらから訪問している人が何回か行けばまた見慣れる人。というような形になってまた大勢の人に接するという面では今のような方式でも良いわけでありまして、またその第 2 グレイスフルの名古屋の方の幹部の人に聞いてみますと結構どこでもこのスタイルはあんまり需要が少ないって言いますかね。そんなようなことらしいですよ。それで結果的に自分たちも特養やったりいろんなことやっていますから、その会社って言いますかサンビジョンも。それで需要の多い方へ切り替えていくということでもあります。辰野町の場合もただし、先ほどいったように別個別個だとどこだっただけで入れるわけですから、辰野もやってないわけじゃない。なんか介護保険が騙したとかいうような形になっちゃいけないんですけど、そうではないですから。統括的なそういうスタイルが減ってきたと。需要が減ってきた。よく考えてみますと各家庭の皆さん方もですね、訪問が来るから訪問してくれる専門家が来るからその家庭の人は

仕事に出れるっていうもんじゃないんですね。1日中いるわけじゃないですから。どっちみち助けてくれる部分があるから息抜きもできるとかそんなような意味なんです。で一番大事なのはやっぱりそういった対象者がいた場合に仕事で出れるかどうか。っていうことですから勢いどうも世の中の傾向、日本中がそうですけれども、じゃあお世話になるんだったら結局入所施設へお願いしましょうかと、こういう形でこれが圧倒的に多い。これが待機が多い理由です。こういった施設に対しましては逆に言うと空きが多いということでもあります。だから受容と供給の部分もあるんです。施設だからこうしなきゃいけない。いつでも少なくとも1人でも2人でもやってるなんてみましてもね、これ民間じゃとってもお手上げな状態になるんです。ですから、そのことも全くしないんじゃないとてくだい話ですがほかの機能でやってのけてますので、入浴サービス訪問、それからショートステイが何箇所か辰野も受ける所あります。そしてまたデイサービスもあちらこちらにあるわけですから、やってないわけじゃない。そういうことでもありますので、重要に考えてないって言いますが、ほかの機能で結構分析した結果、クリアしてますし同時にまたそのこと自体が全体的に国の中の、どこの国かこのへんではあまり人気がないです。したがってそれは縮小、あるいは休止しながら休眠しながらほかのことやり、また需要が出てからやってくる。また町は町独自にもう少し地域密着のように地区を区切って小さくしながらそういう需要があるかどうか必要ならやっていると、こういうことでもあります。そのことでお尋ねは、あまり簡単な軽微な泊まりでどうかということでもありますけれども、それはあまり軽微かどうかっていうのは1回また町の方で専門家にチェックをさせたいと思いますが、この町におきましては折りたたみベッドみたいなもので、簡単に置いてなんてことはないと思います。同時にまた夜間預かれば、一人のその受け持った責任者がガラスごしか何かに必ず見てると24時間見てる状態。泊まりで。あ、24時間と言いますか夜は見てる。昼間になればまたデイへ入るかお帰りになるかということでもありますからそんなにでたらめなものじゃない。ビジネスホテルのもっと簡単みたいなカプセルホテルとかあんなようなものと全く違いますので、イメージが。ちょっと表現すると非常に強くなりますね、根橋議員さんの表現は的確過ぎちゃって、なんか木賃宿へ泊めるようなふうに聞こえますけれども、もうちょっと柔らかく、もうお歳もお歳でしょうから、良い所も悪い所も総体見ながらお話ししないと本当にど悪人が何かやるみたいなのふうに聞こえますけれども、辰野にはそういうことはないと思います。そ

んな感じがしますけれども、是非もう一度調べさせていただいて今、現状はその先ほどのグレースフルにつきましてはそういうことであります。以上です。

○根橋（3番）

何もやってないとかそういうことを言っているのではなくてですね、今、都会ではって言ったのは辰野でって言ったことではないです。そのことが今識者からも指摘をされ、言ってみればそのお泊まりデイサービスのお泊りの部分はいわゆるグレーゾーンを言いますか違法ではないけれども、結局高負担、それからデイサービスの一つの象徴になっているっていう意味で問題になっているって、そういう意味であって辰野がやっているっていうことを言ってるわけじゃありませんので、誤解のないようにしていただきたいんですが。いずれにしてもこういう地域のやっぱりニーズを的確に捉えてですね、第6期に向けては地域密着型のさまざまなサービスのメニューは用意されているんですけども今、言ったようにやっぱりきちっとそのニーズに沿ってやはりできるように今後も取り組みをお願いをしていきたいというふうに思います。で次の質問に移っていきたいと思います。

次の質問はT P P参加による町内経済等の影響と町の対応ということであります。このT P P交渉参加問題っていうのは現状ご存知のとおり、これも7月末の米国議会への通知期間満了後、7月23日ごろと言われているようですけども、いよいよ政府は交渉に参加するという段階になってきております。ところがこのT P P交渉参加問題っていうのは、いまだに国民に十分な説明がなされないまま、一部の政治家、官僚、あるいは経済界により進められているというのが実態でありまして、さっぱり内容が分からないというのが、極めて遺憾なことだというふうに考えているわけです。さて、この4月30日にはJ A上伊那の本所で来まして、J A上伊那が、あるいは医療生協、農民組合などの主催によりますT P Pに関する講演会が開催されまして、上伊那全域から470名が参加をし鈴木宣弘、東大の大学院教授が講演をいたしました。そこで鈴木教授はこのT P P参加問題っていうのは、単なる農業、国内の農業問題ということではなく、企業利益の拡大に邪魔なルールや仕組みは徹底的になくすというのが本質であって、ノーベル経済学賞受賞者ではありますが米国のステイグリッツっていう教授は「米国の巨大企業中心の1%の1%による1%のための協定だ」っていうふうに言っていて、T P Pは日米両国民の利益にはならないと。途上国の発展も妨げる、米国企業の利益を守ろうとしているというふうに指摘しているということを紹介をされ

ております。今入場料交渉とも言われる、T P P 参加のための米国との事前協議ではいわゆるB S E 問題での規制緩和は押し切られたり、自動車についてはもうすでにゼロ関税の日本市場であるのに、アメリカの車が売れないという理由で最低輸入義務の台数が設定されるなど、この全くこの不平等な内容が押し付けられて、またそういったことも国民には積極的には明らかにされていないまま、合意が進んでいるというのが現状であります。今の日米のいわゆる事前協議だけでもこうした一方的な譲歩があるのに、今、国が言う聖域や国益や守るなどということは基本的にあり得ないというのがもう識者の指摘でありまして、極めて由々しき事態ではなくてはありません。つまりこの国内法よりも国際ルールを優先させるというこのT P P の本質。これはもう国家の主権侵害でもあり、このことだけでも到底認めるわけにはいかないというのが内容ではないかというように考えております。T P P は、したがってあらゆる国の仕組みに影響を与えと言われておりますけれども、中でも経済問題に関して言えば農業への打撃はこれもお案内のとおり、最も深刻だというふうにと言われております。それは単には農業経営が立ち行かなくなるということではなくて、関連産業の衰退、地域社会の崩壊、更には食料主権の弱体化を招いて、国の行く末が憂慮されるからではないかというふうに思います。長野県は農家戸数が全国一であり、農業生産額も2,700億円を超える農業県であるだけに影響は深刻であります。長野県は5月20日にT P P の影響試算を公表いたしました。米などの重要品目については公表を見送りました。政府が聖域として完全撤廃の例外とするからというのがその理由だというふうに報道されております。そこで具体的に伺います。このT P P による当町の農業の影響はどの程度になるというように考えているのか。また農業は裾野が広い産業でありまして、種苗、肥料、燃料、農機具、生産資材などの生産販売、輸送など町内商工業へも大きな影響があると思われまますけれども、これら関連業界への影響はどの程度になるというように考えているかお伺いをいたします。

○町 長

それでは今、大騒ぎになっておりますT P P の問題でございます。当初から申し上げてますとおり、私は別に日本だってそれだけの生産能力、あるいは生産手段が農業なら特に農業で広大な所があつてやるなら別にどうこうないと思います。ですが日本の場合非常に小規模、山国、傾斜地、急傾斜地、中山間、非常に多い所でありますから同じ1人が同じバインダーでもあるいは耕運機でも何でも使っても、逆に広い所い

きますと何十メートルもあるようなガラガラガラっての1人で運転してっちゃう。肥料だとかいろんなものやるのに飛行機でば一っとできるんですが、日本で自分の田んぼへ肥料、飛行機でやったもんならえらい目にあっちゃう。命中しない場合もあるというそういう基盤ですね。特に農業では基盤の差がある。そういうものを軽々に関税なしに緩めた時には大変なことになることはもう自明の理ですから、それで私もそういったことは軽々にしなでくれというようなことは言ってますし、また食べ物でもありますので、アメリカは自給率が200%ありますので、自分たちで食べた倍余っているわけですね。それを売りたいわけですよ。ドイツは100%ですからちょうど良いんです。丁度良いいって言っても一部はどっか交換はするでしょうけど。日本はカロリーベースで見たって40%割っている現状で、なおまたそんなことしたらもう自給率なんていうのは14%以下に下がると。最近の数字では12%とか言われてまして、大変なことになると。でも買ってりゃ良いじゃないか、安ければということではありますが、もうこれ即国力で自衛隊のオスプレイを日本が買うとか買わんとかそんな問題じゃないんですね。なんか交渉してうまくいかなきゃ食糧止められちゃったらもうお手上げですから。戦うすでって言いますか、議論の、議論と言いますか、交渉の余地なくお手上げになると。だから主用品のものに関しましては日本は日本でもって独自にいろいろ食べれるような状態にしておかないと、これはもう国力の問題で大変な問題だということをお話はそう言っているわけでありまして。影響についてお話し申し上げます。内閣の方で発表したものはGDPが3.2兆円増加すると、これ輸出その他が良いんでしょうけども、農産物は生産で約、農林水産物ですね。3兆円減少する。長野県の場合におきましては長野県経済全体では681億円の増。というふうに言われております。聖域とされている部分も含めると農林水産物に対しましては500億円を超えるマイナスが長野県内だけでも出てくる。同様に当町も計算してまいりますと、回りくどい話じゃなくて特に農業に関する問題、聖域も含めると1億4,600万円ぐらいの減少がこの辰野町だけでも出てくるだろうと。こういうふうに農業は思います。輸出に対しましてはまだ統計を取ってありませんので、それは日本の企業の中の一部が辰野にあるわけですから、当然そちらの方は輸出の分として増えるでしょうけども、ただプラスとマイナスとすれば良いいという話じゃないもんですから、農産物が減っちゃう、止めちゃう。首相は今度は農業従事者の所得は上がるというふうなこと言ってますけど、15%上がるとか何とかいろいろ言ってますが、あれはもうできなくなった人たち

を全部集約して大きくしてやって、しかも効率的に山や崖があったようなことじゃだめですから、大体効率的にできる人の所得が上がるという意味でありまして、今の農業従事者全員が所得が上がるっていうことじゃないということは誰もが分かるところであります。特に米なんかは大変なことであります。こんな笑い話もう出ているぐらいでありまして、でもTPPが進んだとして米の袋を奥さん買ってきてみたら「これ米、国産て書いてあるじゃないか」と。「だから安心だ」って。よく見たら米国産だったということで、米、国産ということですがね。そんな笑い話もすでに出始めるぐらい心配しているんです。これはね。ということで我々もできる限り、反対といたしますか、条件をつけるところですね、してかなきゃならないとこんなふうに思っております。商工業に対しては、全国の商工会は賛成しておりますし、町の時点ではまだ不明であります、輸出業者はある程度良いんでしょうと思います。商業は直接的じゃありませんけどやっぱり農産物、生鮮品等もありますのでそういった分野では影響を受けてくると思います。どんなふうに、同じものを売るのかどうか、安いのかどうか。安い分だけは売り上げが下がるとこういうことになります。工業は先ほど言ったとおりであります。医薬品等も共済とか保険等でも影響は当然今言われているとおり受けてくるこんなふうに思いますので、重大な問題だと私ども思っております。しかしここでどうすることもできないもんですから、町議も国の方へつながりを相当強く自分の政党等通じながら大きく考えていただきたいし、決して今政党間だけの問題じゃない、日本中の問題ですから保守も野党も一緒になってこの問題は真剣に取り組まなきゃならないとこんなふうに考えております。課長の方から何かあればお答えいたします。

○産業振興課長

それでは、後段の種苗、肥料、燃料、農機具、生産資材等への影響額という、ご質問もございましたので、これにお答えしたいと思いますけれども、これは本当に試算の試算ということになりますけれども、私が計算しますと大体5,000万円を超えるぐらいの影響額が出るのかなと思っております。これ計算の根拠ですけれども、先ほど町長の方から申し上げました農業の減少額であります、これはTPPの影響品目の販売額が辰野町の場合は1億8,777万3,000円ございます。総販売額がこのTPP関連以外の総販売額でありますけれども、3億2,580万円ございますので、これを按分いたしまして、先ほどの町長の申し上げたこの減少額、これを率に直しますと78%ぐ

らいになります。これを掛けますと約45%ぐらいということでございまして、資材支給関係が肥料、それから農薬、一般を合わせますと1億2,000万円ほどございまして、単純に45%で試算した場合の金額というものでございます。以上です。

○根橋（3番）

分かりました。いずれにしましても大変な金額、辰野町の町内は農協、農業関連の商工業の皆さんてのは零細でありますので、そういった中で非常に大きな金額の影響があるってことなんです、そういう中で今もちょっと話ありましたけどよく商工会等の関係者と話をしますとですね、このTPPに参加すれば親会社と言いますが、輸出が増えてしたがってこの町の下請け業者としての立場からも仕事が増えて賛成だという意見がよく聞かれるんですね。今先ほど県も今言ったように輸出関連では681億円の押し上げ効果があるってことを言われたとおりなんですけれども、しかし本当にそうなのかっていう点が極めて今、大きな問題になってきているわけなんです、先ほどもちょっと申し上げましたけれどもですね、このTPPの交渉っていうのはこのアメリカのですね、アメリカ側の例えば消費者団体パブリックシチズンっていう所の弁護士等の話でもこの29、全部で省があるそうですけれども貿易関係は5省しかない。あとはもういかにその国際ルール、各国の国内法よりも国際ルールを優先させる、あるいは非関税障壁をどうやってこのフラットにしていくかっていうようなことが主要な議題っていうふうになっているっていうふうには指摘されておまして、そういった点では先ほどの議論もありました国民健康保険だとか、あるいはさまざまな日本の安全基準、あるいは共済だとか生協、農協、それから軽自動車税の優遇税制だとか等々ですねいろんな国民のためにあるようないろんな制度が押しなべてこの非関税障壁という形で交渉の対象になってくると。これがもし、アメリカの企業が気に入らなければですね、いわゆるISD条項、企業と国家の紛争処理条項を適用してですね、そしてこれを廃止を迫ってくると。今、郵貯のいわゆるがん保険が一時停止になっているっていうのは正にそれで、早く言えば脅されて実施できなんでいるっていうのが現状じゃないかと思うわけなんですけれども、そこが本質であってですね、そういうじゃあ、今の中で多国籍企業化した企業、大企業がこのTPPを受けることによって、じゃあ下請けの辰野町の町内のね、工場が潤うのかっていう点では非常の疑問があるわけなんですけれども、そのへんについて町長はどのようにお考えかどうか。それで最後にこの問題に関しては町長も県の町村会の役員でもありましてですね、会長さん

はかなりこのT P Pに関しては反対の意見を強く発信されておられるようですが、これはもう県の、今言われたとおりで農業1こ取っても長野県内のですね地域でいかにこれを地域経済、あるいは地域のこういった我々が生きていくいろんな組織、それからそういったものを守っていく上で全ての点でこのT P Pっていうのは弊害になってくるわけだと思いますけれども、そのへんを具体的に反対していくんだっていうことでやっぱり積極的な情報発信していくべきだと思いますけれども、その2点についてご意見を伺いたいと思います。

○町 長

全国町村会でもこのことは反対決議をいたしまして、もちろん県の町村会もそうですし、また適宜いろんな陳情に合わせてT P P問題につきましては有力な国会議員の方へも陳情いたしております。軽々に「はい」って言わないような方向で。ですからやったって良いと。どういうふうにしろって言ったら日本はそれだけ、先ほど言ったように農業基盤面積、いろんなものがないんだからそれを全部で政府が保証してくれるならね、同じような単価で生産したものが販売できるならこれは良いだろう。できっこないです。今の状態では。したがってそういう場合は、農業者を含める町、村、町村会では大反対です。ですからそのことは常に会長もそうですけども、我々も一緒になってこの反対をいたしているところであります。国に対しましての反対は大きくは2つもありますので、困っているところですが、これは完璧にこれは阻止しなきゃならないと。どうしてもったら条件で、条件ってもなし崩しにされますから将来。それのないように、ことをしなきゃならない。J Aさんも真剣にこれにかかっておりましてまたJ A出身の関連の代議士の皆さんもいますので、いくらその自民党の内にもいましてその人たちは大反発しているはずですよ。これにつきまして、どうか全く条件のない関税撤廃とかT P Pですからこんな条約ですよ、これアグリーメントって言いますけれども、アグリーメントは省かれていますね。T P P Aですよ、そのアグリーメントは省かれているパートナーシップだからなんてやっていると大変なことになることは分かっていますから、命がけでそのことも進めていきたいとこんなふうに思っております。省の方だって相当分かっているはずですよ、この動きは。まだまだ展開をしているはずですよ。反対の方の考え方、ほとんどが反対じゃないですかね。分かる人。分からん人は賛成とか。経団連ほか農業に直接関係なくてただ輸出だけできりゃ良いってこういう所は大賛成しているようでありまして、やっぱり民主主義は人

口でやるなら、多数決でやるなら人口の多い方を取ってほしいとこんなふうに思います。そういう時だけは人口を使わないんですね。で普段の代議士の数だとかああいう時は人口を使つてと、非常にこうご都合主義に政府は使っていますから困ったものだとこんなふうに思っています。課長の方から何かあればお答えいたします。

○根橋（3番）

いずれにしましてもこのTPPはくどいようですが、単なる農業問題ではなく地域そのもの日本全体の大きな枠組みが早ければ日本の国内法を無視した形で押し切られてくるということが濃厚なやっぱり貿易交渉ということで、そういう意味では具体的な反論、いくらでも長野県の場合にはあるわけでございますので、そういう意味では町長の立場で今後も積極的にやっぱり町村会等通じてですね、発信をしていただきたいということをお願いして3つ目の質問に入りたいと思います。

3つ目の質問につきましてはこのアベノミクス、消費税増税がもたらす町民生活、町内経済、あるいは町財政等の影響と町の対応についてであります。これは非常に大きな問題なんですけれども、このアベノミクスっていうのは突然、去年の暮れから出てまいりまして、これもご存知のとおりこの春からはですね円安株高ということで一部の輸出関連企業は大増益というようなことでそういう意味では、日本の経済がいよいよ春が来たというような宣伝が、っていうか報道がずっとされてきたわけでありまして、ところがですねこの半年近く経って冷静に考えてみますと今何がおきているかって言いますと、いわゆる一部ですね株式投資化、巨額の利益を得たって言われておりまして、報道等では有名な衣料品販売会社の社長はですね、この半年間で1兆円の利益を上げたっていうような報道もありますけれども、大多数の国民というのはどうかといいますと、この間ですね円安によりまして小麦、食用油など食料、それから電気代、住宅ローン、あるいはさまざまな中小企業の経営にとっては原材料の値上げなどによりましてこの生活、あるいはこの経営が直撃を受けているわけなんですね。そういう中でもう、この2週間ぐらいは更に株式市場の株価も乱高下をしまして報道等ではもう、アベノミクスの流れは一遍したと、この先行きは非常に不透明でいわゆる期待感頼みのような日本経済、実態経済を伴わないような今の政策っていうのはいずれ破綻するんじゃないかっていうような危惧が言われております。もともととっと更に言いますとこのアベノミクスというのは識者によりましてですね、この20年近く及んでいるデフレから脱却をして何としてもこの消費税を導入していく環境

づくりだというふうに言われてきているわけなんですね。そうしますとですね、このまま今度、この秋には消費税をどうするか判断がされるわけですけれども、こうした国民負担が増大したままなのに、更にですねこの消費税を来年4月、当面8%に引き上げるっていうことがもし実施されますとですね、この3%アップ分だけで平均年額1人20万円の新たな負担というふうに計算をされておりますので、先ほど国民健康保険の税の伸び悩みの話があってその所得が伸びないために税収も伸びないという、まさにジレンマの話があったわけですけれども、これは「この8%消費税が8%になれば日本経済はどん底に落ち込むだろう」というふうに多くの経済評論家等も言っているわけでありまして。そういう中では、したがってそういうふうになりますとですね、個人町民税、法人町民税、あるいは等の多きな影響が出てくるだろうし、それ以前にもう町民の生活が大変な圧迫を受けてくるという中で、町財政にも大きな影響が出てくるのではないかっていうふうに懸念をしております。そういった中で、1つはですね質問としては町経済がそういう形で打撃を受ける中で、町の財政見通しで、その中でとりあえずその3%この増えた場合ですね8%になった場合の新たな町の一般会計から全部含めた負担、消費税負担ていうのはいったいどのくらいになるのかと。についてお伺いしたいと思います。

○町 長

次のアベノミクスの問題でございます。当初私申しましたとおり、不景気の中のデフレ政策を脱却するための常套手段としてデフレ政策を執ったということでありまして。この恐ろしさは失敗した時はもうダブルパンチもえらいところへ来るということで、当面は不景気の中の物価高が続くスタグフレーションだという話を申し上げましたが、それが今、すでに出つつあるところなんです。しかしそれを打ち消すように輸出が伸びたり何とかしているというようなことは、これは当たり前なことなんですけれども、その部分を若干はこの、若干といいますか半分以上は消してくれてるかなと思います。今、株価だとか、円相場等の相場の問題がありましたけれども、これは今乱高下ということですが、私は目先天井の乱高下だというふうに見ております。これ加熱してぐーっと一気にいきましたら、その目先天井をどうか、ああだつてやってるっていうことで、これは相場にはつきものでこういった今、スタグフレーションの直接的影響だったとか、安倍さんの政策がうまくいかないためにこうなったということではない。また、それを天井調べして一回下へ落ちます。またそこで底固めしてまた次に出てく

る。次の第2番天井これ抜くかどうかです。抜くことはないと思いますけども。そんなに円は安くありませんので。そうすると2、3番天井打てばそこが天井であり、また下がってきて平均値が丁度、居心地の良い所になりますので、相場っていうのは行き過ぎちゃうんです。下へも上にも。でその大体平均値あたりが大体そのへんの中値になるわけですから、そんなに直接的なその株価についてはもう当たり前だと。これだけ皆が加熱して加わってやったんだと、こんなふうに一応現在は考えておりますが、したがってこういう時は素人は手を出さない方が良いでしょうと思います。大きく振れますので。ま、そんなこと話すんじゃないですけどもいずれ、この影響で結局消費税だったらこれちょっと本当にこれ私どももえらいことだなというふうに私も考えているところではありますが、8%消費税がもし上がったということになりますと、約6,600万円ぐらいになってまいりまして10%という形になると、一番分かりやすいんですが1億1,000万円ぐらいのふうに辰野町ではなっていないです。なおまた物価上昇2%アップっていうことでもって当然インフレ政策執ってるわけですが、これで加わったらまた、更にこれに上乘せになっていくのでとてもまた住民の皆さんも大変だし、町は消費税相当ということで税金は一応入ってまいりますが、それより所得税の方が下がっちゃうとか、プラマイすればマイナスが大きいだろうと思います。ちなみに財源は地方消費税ということで8%やりますと一応、1億4,000万円程度、10%2億4,000万円程度の増額が税収としては見込まれます。目先。しかしそのほかのものがというバランスで見てくと私は下がると見ております。そんなことでありますが、課長の方からもう少しお話があればお答えします。

○議 長

質問時間が5分を切りました。質問、答弁を簡潔にお願いします。

○まちづくり政策課長

今、町長の方から消費税が上がった時の額の説明がありましたが、額の試算の数字が出ましたが平成23年度の普通会計の決算ベースで物経費、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧費等、消費税がかかっているものをベースに試算してみますと消費財が8%に上がると約6,600万円の支出が増えるの見込んでおります。また水道につきましては、上水道が平成23年度決算ベースで8%で360万円ほどです。10%で580万円ほど。下水道が同じく8%で790万円ほど。10%で1,320万円の増加を見込んでいます。病院については3条予算で80万円から100万円だろうと思ってます。4条の予

算で 150 万円ほどの増加の方を見込んでいます。これいづれも平成23年度の決算ベースであります。今後の財政的な素子でありますけど、先ほど町長が言った地方消費税のアップ分やまた地方交付税もこの消費税増額によって上がります。そういったものを見込みたいんですけれど、今回の増税、消費税の増税がですね社会保障給付のため、年金だとか医療だとか介護だとか子ども、子育て、少子化に対処するためということを目的にしておりますので、そういった分の支出に対応することが多くなると思いますので、また今後はまた注目していきたいと思ってます。また特別、水道、病院等についての財源手当については下水道料の使用料だとか病院の診療報酬、また資本的支出につきましては起債等に対応していきたいと思ってますので、お願いいたします。以上であります。

○根橋（3番）

時間がありませんので、あれですが今のお話のとおり仮に地方消費税が交付されてもほとんど帳消しになるということで、大変な町も大変ですが、それ以上に町民の皆さんも大変ということで先ほどのTPPと同じですけれども、この地方にとってこのアベノミクスのあるいは消費税増税のもたらす悪影響についても地方の立場から強く発信をしていただきたいと思います。関連して最後にいわゆる税制を通じた所得再配分の一環としてですね、この秋もまた灯油もかなり上がることが予測されるわけです。そんな点でいわゆる福祉灯油券だとかですね、あるいは低所得者向けの生活支援米などのその直接支援についての考えはないかどうかを伺って質問を終わりたいと覆います。答弁をお願いしたいと思います。

○町 長

先のまた状況を判断しながらですね、適宜町はそうやっていくと思いますし、そうするように私もいれば、そこへ指示を出していきたいとこう思うところでありまして、ただやっぱり経済、今動いてまして、掴みようがないところありますので、しかしもっと早くしなきゃいけない場合もあるし、灯油券等も配らなきゃいけない場合も出てくると、このことは当然行政やっている人は皆考えているとこんなように思います。

○根橋（3番）

以上で質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 7 番、熊谷久司議員。

【質問順位 5 番 議席 7 番 熊谷 久司 議員】

○熊谷（7 番）

それでは通告にしたがいまして、3つの質問をしてみたいと思います。最初は市町村合併と道州制についてですが、合併の経緯について、辰野町のかつての経緯についてお聞きしたいと思います。全国の市町村の数の変化についてですが、平成11年には全国に3,229の市町村がありましたが、平成の大合併により今は1,719とその数が半減しました。長野県においては、120あった市町村が77になっています。36%の減少。近隣の県では更に激変しておりまして、山梨県が58%減。静岡県が53%減。群馬県が50%減。新潟県に至っては112の市町村が30になってしまいました。72%の減であります。このようにこの15年で全国の市町村数は半減してしまいました。合併特例債というアメと三位一体改革による地方交付税の大幅削減というムチ、アメとムチによって大合併が加速されたことになりました。平成の大合併直後の2006年12月に行われた全国世論調査で合併した市町村の人の感想、合併した市町村の該当者の感想ですが「合併して良かった」が19%。「合併しない方が良かった」が17%。「どちらとも言えない」が63%に上ったとあります。つまり良かったとも悪かったとも結論が出せないということでありましょうか。そもそも政府はなぜ市町村合併を推し進めたのでしょうか。まずは地方の財政基盤をより強固にし、それにより地方交付税を削減でき、国の財政赤字を減らすことができると考えているのではないのでしょうか。また、各市町村が最小の経費で最大の効果を上げるには各市町村の規模が大きい方が有利だからと考えているとも思われます。そして、地方分権を推し進めるのにあたり、税源権限を地方に委譲するためには各市町村、すなわち基礎自治体がある程度大きくないと受け入れ態勢が用意できない、という問題もあったのでしょうか。つまり独立性を持った町、あるいは市になるためにはある程度の規模が必要になるのではないのでしょうか。ここで質問します。2003年から2005年ころ辰野町でも市町村合併が調査検討されたと思いますが、どのような状況であったのでしょうか。

○町 長

それでは質問順位が第5番の熊谷久司議員の質問にお答えを申し上げてまいります。最初は市町村合併についてということで、先日の平成合併のころ、どのようなことで

そうなり、また町はどう考えどう研究したかこんな話であると思います。あれはです、ね国の方から平成合併っていうの出てきたんです。理屈は今、熊谷議員の言ったとおりでありますので、重複しますので申し上げませんが「皆が良くなるから合併しなさい」と、こういうことでもあります。そして、政府あるいは官僚のこすい所は「でも自由ですよ、自分で自由に考えてくださいよ」っていうことで、しかしアメ玉はアメ玉とは言いませんが合併特例債をしっかりと付けて、で「合併債しないところへは出しませんよ」と、こういうことでもあります。ただその時に考えましたことは、政治が遠くなくなってしまうということです。今のように辰野町の2万1,000人規模ぐらいでもこれだけの議員さんがいて、住民の皆さん方の要望をチェックされたり我々もしたり、職員もしたり、また区長さんたちもいてこう届いて来て、ある財源の中で苦労しながらいろいろやってるわけですが、大きくなればなるほど届かなくなる。今回の道州制がもし行われたとすると基礎自治体は大事にしたいというふうにこれもう政府が言っております。今回は皆で話し合っただけでいいですね。強制合併です。基礎自治体を大事にしてくれるならまあ、良いのかなと思うと基礎自治体は今おっしゃったように権限委譲もしますので、それをこなせるだけの能力がなきゃいけない。ですから20万か30万都市にしなさいとこういうことです。基礎自治体を。そうすると上伊那だけでも間に合わないことになります。飯田へくっ付くか。諏訪へくっ付くか分かりませんが、そんなふうになった時に辰野から町民の皆さんの声を代表して行ける人は1名かそのぐらいじゃないかと思えますよ、あの議員として出てくのに。それで果たして結局ですから住民から政治が遠ざかる。これは間違いないことです。目的は何かと。議員もおっしゃっていましたがやはり地方交付税が減るんですね、出すのが、国が助かるんです。仮に5町村がそれぞれ交付税を貰ってた。合併したら今までの貰った合計来るかっていったら来なくなるんです。議員さんも減ったでしょう。首長も減ったでしょう。職員も減ったでしょう。そうすると基準財政需要額も減ったから交付税はそれだけに減らしますっていうことで、減らされるんです。ただし、アメ玉っていうことで合併特例債は4、5年の間はくれることになります。長谷の方や高遠の方に聞いてみても合併特例債は長谷、高遠のために使われてないというようなことです。それであそこは、辺地と言いますか、いろんな特別な人口が少ないために過疎債とかあります。それは合併しなくても来てましたんで、それだけくれるっていうんですが、それは当たり前そこへ狙い撃ちで来るようになるんです。そのほかは、まあ

聞いてみてください。ただその国民世論で合併した方が良かったか悪かったかっていうことは国民の皆さんの感覚的な世論もあるんですね。「合併した、ああ良かったよ」「あんまり感じないよ」こんな感覚的な。しかし実際に数字をしっかりとやって、それからしかもまた行政に関連したことや仕事があったりいろんなことする人を如実に感じる人たちの声っていうものが一番大きいだろうと私は思うんです。小学生から中学生の勉強段階で合併良かったかどうかだったか、感覚的に良かった、悪かった。名前が代わって良かった悪かった。それと同じになっちゃう可能性もあるんです。ですから世論聞くんでしたら、しっかりとやっぱり資料を行政側が出して、分かっていた上で回答が一番正しいだろうと思います。先ほど聞いた17%が反対、19%が合併して良かったとか悪かったとか、そういう話はよそでは聞かないですね。ほかでは、私どもは。逆な数字が大きく出てます。「こんなことなら」ということです。したがって今回道州制を進めていくんなら、今までの平成合併をもう一回検証しなきゃならん。検証した上、良かったら進めるという形じゃなきゃならないはずなのに、検証したらもう政府は答え分かっているから、検証させなんで強制合併、道州制。道州制っていう名前にしちゃって日本を10個分割する。九州、北海道はもう分かれていますので、四国はどうするか分かりませんが、あと10個分割ですから、で州にしとくと。長野県は大体4つ裂きになるだろうと。新潟方面、群馬方面、それからこのへんは山梨の方ですか。それでもう駒ヶ根までいけば一緒になるなら名古屋の方が近いって言ってますから、そういう所にこう組み込んでいくっていうことですね。ですから信濃の国1本っていうことはもうなくなってしまおうでしょうし。それで、今度は州ですからね、今県ですから県庁です。この間知事とも対談しまして知事も道州制は反対です。知事さんがたまたまその州の長になった時に私は言っておきました。ちょっと冗談を含めて「今度は知事じゃないですよ」と。「えっ」っていうような顔するもんで、「今度は州長になっちゃう」という。字が違いますけどね。今時、酋長は流行らんでしょう、っていうような笑い話にしておきましたけれども、もちろん字は違いますから言っている意味はあれですけども、それはもう本当に国の中央集権の東京行くより遠くなる所もいっぱい出てきますね。で届かないですよ声が。それで国の出す金額は同じ面積、同じ人口に対して組み込みの中でやるわけですから、それが減っているわけですから地方交付税が国民のために来てないことになります。その減った分だけは、良いのは国だけです。国もお金がなくなってきた。しかしよく考えてください。我々

の税金が国会の監査の下に使われる段階の前、前の段階に抜いちゃうんです。これはもう公表されてるから良いですよ。天下り先へどんどん先に抜いちゃうんですよ。国会議員の監査が入らないんです。その後、国家予算が決まるんです抜かれた金額です。ですからそういうところがありながらこんなことをね、お金がないからってやられても困るわけでありまして、むしろ経済をしっかり立て直してT P Pとかそういうことじゃなくて、ほかのもっと根本的なところを突いていただいて、やっていかないとならんだろうと、こんなふうに思います。大きくなるといろんな機能も良くなるでしょうって言うんですが、大体中心が良くなります。ほかの方の税金が皆集まりますから。端っこの方へ、今より必ずだめになるんです。どっかが減らされるんですから。ということで、こんなことで今考えておりますが、平成の合併の時は上伊那で1本で考えようっていうことで、任意合併協議会に辰野町は参加しました。結果的に辰野町はアンケートを取りまして、住民の皆様は今更合併してみても遠くは嫌だと、合併しないというようなことで66%ぐらいが反対だったと思います。ところが、妙なことにその時は伊北の中で考えますと反対が一番大きかったのが、簡単に言うとあの時は伊那市に合併ですから、すぐ横の南箕輪が一番高かったです。70を超えてたと思います反対が。その次に反対が強かったのが箕輪です。辰野町反対が多かったですけれどもその2町1村の中では一番低かったんです。そうか、さりとて飛び越えていくわけにもいかないしというようなことの中で、次の段階の法廷合併協議会にはそういったアンケートが出たということで辞退しました。それで今日の現在が今のところあるわけでありまして、まあ結局こんな小さい国を州に分けるなんてことは、むごいことでありましてアメリカみたいな本当に大きな所は州、州っていろいろあっても良いんでしょうけども、これだけ分かれてりゃ十分なのにまだ、分かれているんじゃないかってもう統一化されたらそれまだ大きく枠を組んでいっちゃおうと。それから国民の声が届きにくくなるだろうと、こういうふうなことであります。じゃあ、同じぐらいの人口が大きくなったから、人口だけで大きくなった方が良いかと思うと今度はやっぱり首都圏に近い所から良くなって、首都圏から離れば離れるだけやっぱり不利になると、こんなふうなことも目に見えてますね。これはいろんな学者がもうすでに言ってますので、ぜひ一つ皆さん方もそういった学者の話も聞いていただいたり、また文献も読んでいただいたりして、まずは目線を住民に合わせていく。その時にどうだっただろう、どうなるだろうというようなことも考えていただきたいとこんなふうに思います。特に

辰野町の場合は諏訪に行くにせよ、松塩地区にせよ、あるいは上伊那にせよ端っこになりますので、端っこっていうのは逆に言うと始まる所でもあるんですけども、そういう憂き目もあります。よく慎重に検討しなきゃならないということです。長野県の町村会、全国町村会はこぞって今反対の動きが強くなってきております。更にまたこれを先ほどのT P Pも合わせて、しっかりと政府の方へ要望していくと。もっと分かりやすく理論立てを簡単にしまして、こういう訳でこうなんだということをはっきり出す。同時に平成の合併検証をしっかりとやるということをはっきり出していきたい。こういうことというわけでございます。課長の方から何かあればお答えいたします。

○総務課長

2003年平成15年ですね、アンケート取った結果を報告させていただきます。16歳以上の町民を対象にアンケートを行っております。対象者が1万9,458人で配布者1万8,132人。回答者が1万6,594人91.5%。有効の回答が1万6,347人で90.2%となっております。こちらのアンケートの内容でありますけれど、「市町村合併に関心があるか」「町が他の市町村と合併することについてどう思うか」「合併に賛成の理由」また「どこの市町村と合併するのが良いか」これらの合併に反対の理由とこんな内容で調査をしております。結果につきましては、合併に賛成が19.1%。どちらかといえば賛成が26.4%。計45.5%となっております。また合併に反対につきましては12.0%どちらかといえば反対が18.4%で30.4%。分からないという回答者が24.1%ということがりました。こちらの分からない回答につきましては説明不足等あったというような部分もありますけれど、これに基づいて7月から8月にかけてですね町内41箇所の会場におきまして合併した場合、あるいは合併しない場合の財政のシミュレーション等を含めまして説明会等を行ってきております。結果につきましては以上であります。

○熊谷（7番）

今、ミニ合併協議会、上伊那市として協議を進めてきたという経過、そしてアンケート調査をしたという経過をお聞きしまして、確かに伊那市、上伊那市というレベルでの合併になると、不利益を被るところはかなり出てきたのではないかと思います。不利益っていうのは当面の目先の不利益ですけども、将来的な長い目を見た時はまたちょっと話がガラッと変わります。このあとまたその主張をしたいと思いますが、当座のやっぱり出てくる現象っていうのは高遠、長谷の問題がやはりクローズアップされてくると思います。それが結果、ではあるかもしれませんが。当座のその結

果という意味では。吸収合併と対等合併という観点がやっぱり大事なところでありまして、対等に合併できるのか、吸収されてしまうのか。合併特例債が使われる使い道がやっぱり吸収合併の場合はかなりその地域に吸収された所にとっては不利益な結果に、多数決の世界ですから、不利益になることはもう目に見えていると思います。したがってそれでもあえて合併しなきゃならなかったという事情があったのかと思いますけれども、そういったことがやはりあったと思いますので、合併する規模の問題も考えていかないといけないのかなというふうにあります。後、アンケート調査の結果からこのまま即判断すると、賛成の方が多いじゃないかという話になってしまいますけれども、確かに、数、こういった重要問題で接近してる、賛否が接近しているような場合、一概にどちら良いと決めるのは数だけの単純に決めることはできないと思いますので、過去そういう道を選んだってということは今、それが良かったか悪かったってというのは、よく分からないということになると思います。この後、道州制について質問してまいりますけれども、今すでにもう町長の方から道州制についてかなり意見をいただいておりますので、時間的な問題もありますので、こちらからのまず主張と申しますか、ことを申し上げて、答弁については短くしていただければ良いかと思います。続いて道州制のことについて聞きますが、最近、議題が活発になってきた道州制についてであります。道州制は地方行政にとって地方分権の確立と直結する重要課題と捉え、国家的レベルの話でありますがあえて、題材にしたいと思います。今、日本のかかえる一番の問題はおよそ 1,000 兆円にも上る財政赤字、借金です。バブル経済崩壊以来22年間、国内経済の停滞が続き、そのつけが溜まった結果でしょうか。その次の問題としてはあらゆるものが東京へ一極集中しているという問題です。全国業界団体の本部や大手民間企業の本社機能のほとんどが東京に集中しています。文化施設、情報発信機能をも東京に集中しています。社会資本整備もまず東京から、と人材とお金がどんどん東京に集まる仕組みができあがっています。このことが地方経済、地方財政をますます弱体化させてしまっている、このように考えます。国と県の重複行政の問題も指摘したいと思います。例えば県道、国道を整備したい場合、現状ですと通常町は県との交渉になりますが、県は「国の予算が下りてくるかこないか分からない」この回答で済ましてしまいます。国は地方の細かい事情まで把握できないから、適切な判断はできない。例えば、国道 153 の三桁の国道の管理ですが、県の管轄にするのか国の管轄にするのかというようなことでさえ、どのように決定しているのか見

えてきません。この国の財政赤字と東京一極集中による地方の弱体化、この問題は国と地方の行政の仕組みを大きく変えないと解決しないと考えます。明治維新の廃藩置県に匹敵するような大きな改革が必要と考えます。その改革の可能性を秘めているのが道州制の導入ではないでしょうか。道州制を考える場合、大きく3通りの形が考えられます。1番目として単に都道府県の合併により、広域行政権が与えられる形、2番目として各州に税源と権限を移譲し、財政運営権が与えられる形。3番目として更に、立法権が与えられ地方政府を確立し日本を連邦国家にする。この3通りが考えられます。連邦国家とは話が大きすぎると思われるかもしれませんが、今の中央集権体制の弊害を考えると、このような荒療治が必要かと考えるわけであります。以上のようにする申し上げましたが、もう一度町長に道州制についてお聞きしたいと思えます。

○町 長

先ほど勝手に道州制の方に入っちゃいまして、合併っていや関連しているものから、お話しして申し訳なかったかと思えますけど、ご指摘の点につきましてお答え申し上げます。一極集中が分散されるだろうっていうことは全くありません。もっと強くなります。例えば州長、州長って言いますか州の知事っていうんでしょうけども、今の知事も昔は国の官僚が各県の県知事をやっていた。出先機関なんです。その出先機関の名残をそのままになりまして、選挙でやるようになってきたと。しかし半数ぐらいはやはり国の官僚の皆さん方がそこに送られて来て副知事やったり、あるいは部長やったりして県知事になるケースが多いということであります。それがまた州になってくると、余計もっと強くなってきまして、なかなか州を網羅して当選できるような人っていうのは非常に難しくなりますので、その地元では。そういうことの中でまた国の出先機関がもっと強くなってくだろうと思えますし、それから今までのこれ歴史が証明しておりますが、変えない限り大きく変えない限り絶対権限は国は外しません。地方分権だ何だかんだって言ってますけど、大事な予算付け、予算付けだけちゃんと握ってて外せないんです。やっぱり官僚参りをするようにできているんですね。こんなおいしいこと外すわけないんですよ。一番理想は国は国防と金融と、ですね、それからまたあと安全ですか、防衛だとかね、そういったことだけやってほかの地方政治が全部、州なり県なり市町村に任せるって言えば良いですよ。やりっこないですよ絶対。やっぱり権力を握ってたいんですね、ああいう人たちはね。それはもうそんな論ずるまでもなく絶対ないです。もっと強くなります。それから重複行政とい

う話であります、もう重複だらけであります。現在も先ほど言いましたとおり、県は国の出先機関の名残っているよりも、もう規則に出ているようです。国の指導の下でそれを広めるようにと、こういうようなことで。ですから県は国がノーと言えば絶対動かないんです。我々がいてつついて何とか元へ戻すぐらいしかしょうがない。それから三桁国道につきましてであります、これは決まっております、三桁国道は国とその県で半々ずつ持つ。二桁国道は国が全部やる。しかし中に直轄国道っていうのがありますから三桁でも四桁でも、四桁はないですが、三桁国道も特別な事情があって直轄国道にすれば国が100%持つとこういうことです。あとは県道あり、町村道あります。ですからこれは三桁国道は国だ、県だ、って言ってますけど三桁国道は日本中全部直轄じゃない限りは国が半分、県が半分、両方が協議して合議しない限りは動かないことは事実です。今、おかげさまでその両方が入りまして、辰野の羽場地籍からずっと153号線やりますが、今、大きな問題として国の直轄にしようという今運動を私は始めております。ぜひその乗ってもらって今、国がこれがお金がないんですけどそれでも乗ってもらって早くやってもらわないと渋滞が緩和しないだろうとこんなふうに思っております。道州制論に対しましては各学者が賛否両論書いております。例えば気をつけてよく見てもらいたいんですが、田村さんという人で道州制、連邦制、これまでの議論、これからの展望なんていう人。それからもう1つ松本さんなんていう方はあまりフルネーム申し上げませんが、地方自治制度の研究会員、道州制ハンドブック「ぎょうせい」なんてところから出ておりますが、このお二人は元自治省の官僚なんですね。それから次は江口さんという方、この方は一応本書いておりますけれども、この人は松下政経塾を出られて現在参議院議員でありまして、この人も賛成論であります。で、佐々木さんなんて方はありますが、これは都庁の職員であり都庁出の方が賛成と言っております。ほかにもまた今度反対論者もいっぱいまして同数ぐらいありまして、それぞれ皆論でやっております。これこれこうではっきり理論を書いて、賛成、反対っていう人は良いんですけども、途中でごまかしたようなものは本物じゃないっていうように、この間も先生言うておりましたね。「もうそんな時代にあるように」とかですかね。「国民が望んでいるような」とか「そうじゃないと外国から笑われるよ」なんてこんなことを書いている人は大体いい加減だということだそうです。これこれこうでこうなると、であるから反対、賛成。でも分析をすればするほど反対になるはずです。そのへんも時間がないようでありますので、

ほかにもいっぱいこのお話したいことがあるんですけども、またこれは特別なまた会議でもやらない限り、一般質問だけではとてもねご理解できないでしょうし。でも熊谷議員の言っている論法はよく分かります。一極集中が分散化されるだろう。これも全くありませんね。権限を話しません絶対に。ですけど国を改革すればなりえます。絶対なります。そこにポイントがあるわけですから、そこに権限がある限り予算を握っている限り、また税金が全部そこへ終結される限りお百度踏んで貰うような姿は変わらない。こんなことを考えております。また、何かありましたらご質問ください。

○熊谷（7番）

町長の道州制に対する考え方がぼんやり見えてきたような気がいたします。いずれにしても非常に難しい問題で、ここでその簡単に良し悪しと言えないような難しいものがいっぱい孕んでいるということは理解できます。次に改めて、市町村合併についても1度意見を言いたいと思います。それについてお答え願いたいと思います。辰野町の近い将来を考えると、国の道州制への動向に大きく左右されると想像します。道州制導入となれば、今、県が担っている役割の多くが基礎自治体に移譲されて来るでしょう。そうなった時以後の今の辰野町の行政規模では対応困難と思われれます。これ先ほど言われましたように上伊那の市町村は1つになるか、あるいは南信全体が1つになるかといった規模の話になるのではないのでしょうか。一方、当面道州制導入を断念、との結論になった場合を想定してみます。平成の大合併では自立の道を選んだ辰野町であります。このまま単独でやっていけるのでしょうか。確かに実質公債費比率など財政状況はこの7、8年で大分改善されたことは評価いたします。しかし、人口問題、人口減少問題、道路整備の遅れ、これらの問題を町単独で解決できるのでしょうか。また、別な視点からも基礎自治体の規模を拡大する条件が整ってきています。例えばコンピューターの著しい発展により、情報処理や事務処理速度の向上とか、交通網の整備による移動時間短縮、物流の向上などです。また、基礎自治体が大きくなると県、国への発言力も大きくなり要望事項が通りやすくなると想像します。更に行政の費用対効果という効率の面から考えても人口5万人規模が理想的かと思われれます。そこで、お尋ねします。辰野町の市町村合併について、今後調査検討していく考えはないのでしょうか。

○町長

ちょっと、先ほどと一部ダブったりするわけでございますけれども、言わんとする

ことはよく分かります。大きくした方が楽だろうと。しかし最初に言った原則をちょっと覚えてください。5つの市町村が合併すると、今までそれぞれが貰っていた交付金の合計より下がりますということです。それはどこへ使われるか。同じ5市町村のこの枠に使われるわけです。どこへ集中するか考えてください。予算の取りっこはそうなるとまた予算が取りっこです。おそらく5万人なんてことはもう言ってません。もう30万、20万って言ってますから。辰野から代表の議員さんが1名ぐらいです。で中心市になった所がおそらく5名とか10名とか8名とかなるでしょう。それでやっぱりそこでもってまた何ですかね、合併長が出て来てやるんでしょうけども賛成が多い所からやるに決まってるんです。今まで5市町村で分けてたものを減らして貰ってしかも真ん中で決めるんですけどどうなるかっていうのはこれは人間的原理を考えた方が早いと思います。それは今やっていることでも大変ですけれども、これから人口問題、問題あったりなんかします。これは日本中そうですからあれですが、そのへんもちょっともう一度踏まえてみてください。これはやっぱり政治の裏を見るという大事なことだと思います。それから、先ほど平成合併の時は上伊那1本の話をしたかっていうんで、そうじゃないんです。あれ伊那市に対してです。あの時は既に駒ヶ根は伊南で別れてました。向こうで合併するかしないか。こっちはこっちで伊那の伊北の方です。でその合併協議会が両方でできて両方やらなんで長谷と高遠はやったと、こういうことです。ただし、長谷と高遠の気持ちは分かります。そのころ「自由ですよ、自由に研究してください」って言って国の総務省の方はグーッと交付税下げてきたんです。やっていけない所は如実にやっていけなくなった。そこへ追い込んだんです。それで「話してください、どちらでも良いですよ」ってこうやって、アメが合併特例債ありますよ。それにたまらなくなったっていうのも一つの見方ですね、長谷、高遠の場合。箕輪も辰野も南箕輪も歯を食いしばったっていう感じですよ。大変だったです。それで自民党は良い面も悪い面もありますよ。別に自民党を反発しているわけでもありませんし、何でもありませんが、現実には自民党はそれから少し戻したりしながら地方交付税をとにかく下げたことは事実です。それで良い悪い抜きで民主党はこれを元に戻しました。で、また自民党ですからちょっと下がるんじゃないかってこうやってます。官僚の方は下げたくてしょうがないんです。国の方が自由に使いたいし、あんまり借金したくないし、そうかってあんまりお金がなくなってくると天下り先、どうやってお金どうなってる、って突かれるのは嫌ですから。潤沢にしておいて国の

方はお金が足りない足りないっていうことを如実に出さない方が良くと。だから地方の方を削っちゃえ。医療費も削っちゃえとこういうふうな政策だっていうことが、まちょっとこれ言い過ぎかもしれませんが、そう見える節が多々あるとこういうことにしておいてください。そんなこともありました。それからあとご質問の方で多々こちらへんにありますので、何とも言えないわけですが、もう1点はこの広くして、ねっ広広域で大広域で、それで州にするっていうことですけど、日本を見てください、山あり谷ですからね真ん中に背骨がずーっとどこにも入っちゃって、とにかくこう分けてどこへ行ったって山があり谷がありますよね。で比較的平野の広い所、東京あたりがこう大東京圏、それから関西大阪圏とかいろいろできてますけれども広い所はちゃんと1つになっているんですね。ほかの方はなれない所が無理して近い所でくっついてるだけで、それをまた大きくした時にはえらいですね、これ。全部穴でも掘ってトンネルでもあちこち開けなきゃいけなくなりますし、そんなことは不可能です。地形も考えないと日本には道州制は馴染まないとこういうふうなことも言われております。またそのぐらいのことでまたゆっくりそのへんを話たいと思いますが、その何かにお答えになっているかどうか分かりませんが現状のところはそんなとこです。

○熊谷(7番)

道州制が導入されるかされないかっていうのがやはり一つのこれからの地方行政と言いますか、簡単に言うと辰野町にとっての大きな分かれ目の1つにはなるんですけども、道州制が導入されると当然大きな枠の中に取り込まれてしまう。そういう問題にならざるを得ないし、そういうのはこう想像できます。道州制が本当に導入されるかどうかのところははっきりしてこない。はっきりしてこないということは、道州制が導入されない可能性もかなりあるということだと思います。やはりそうすると将来に向けて合併という問題も考えていかざるを得ないだろうと。やはりその吸収合併という形であるとかかなり、何て言うんですかね、こう今までやってきたことがとおらなくなってしまうという意味合いはかなりあると思いますけれども、対等合併であればむしろ力を合わせてその地域の長所を引き出せる、力を合わせて5万人規模の力のある暮らしやすい市を形成することはできるのではないかというような考え方もできるかと思えます。これはそれぞれいろんな主張があろうかと思えますので、今後論議していけば良いんじゃないかと思われます。続きまして2番目の質問に入らせていた

だきます。

先日、荒神山公園の中に昨年新しくできたウッドチップを敷き詰めた遊歩道をウォーキングしてみました。新緑の緑の中を気持ち良く歩けるのですが誠に残念ながら一部西側コースに景観を台無しにしている所があります。そう、ウォーターパーク跡地です。プール跡には汚れた水溜りができており、舗装面の隙間に雑草が茂りゴーストタウンならぬゴーストランドといったところです。このウォーターパーク跡地の問題は今までに何度となく一般質問の題材に取り上げられてきました。また、去年は2回から3回にわたり荒神山公園懇談会が開催され、その場でもウォーターパーク跡地利用について意見が出されております。住民の多くの方が早く何とかして欲しいと感じています。質問します。跡利用の方法が定まらず立案が遅れるのであれば、せめて取り壊し撤去をし、更地にする計画を早急に立てることはできないでしょうか。よろしくをお願いします。

○町 長

次の質問でございますが、ウォーターパークの件であります。使わないなら早く撤去しろ、更地にしろとこういうふうなことでありますが、結構あれ壊すにも、もし壊して平らにするにもお金がかかるんですね。もう当初9,000万円とも言われてました。今もっと高いんじゃないかと思うんですが、どうせ9,000万円でいずれは壊さなきゃいけないでしょうからやるんなら、次の利用価値を含めた中でやるという方法も大事だと思うんです。何か建てるなら地ならしすると同じように、地ならしと同じような考えの中で9,000万円を包含できれば予算も取りやすい。こんなふうに考えます。おそらく造成に対しては国庫補助はあまり付かないと思いますけれども、それでも何か良い道ないかいろいろ検討してみます。ということでただ壊っちゃった、更地になったそれから考えようでなくて、平行してもうやってってこうするがためにそうせざるを得ないというのが一番常套手段だと思います。行政では、今こういう厳しい世の中ではですね。ですからそんなことでちょっと、しかしそれより先に病院造るとかいろいろね、道路開けるとかいっぱいあるでしょ問題が。そんな先ほどの話じゃないですけどこんな町だから、じゃ5万人の都市だとできるかっていやあ同じことですよおそらく。やっぱり先行するものは何かでいっちゃうんです。やっぱりその後は、やっぱり後で均して落ち着いて自然の姿にもってくとこういうことでありますので。しかしボツボツそれも始めなきゃならんだろうなと思いますのでご検討いただいたり、荒神

山開発の皆さん方のご意見もよく聞いておりますので、また今後もまた皆さんと相談しながら、検討していきたい。こういうふうに思います。先ほどの道州制ちょっと触れますけども道州制はこの2、3年で決着着きます。やらんといったらしばらく10年は出てきません。10年以上出ないでしょう。やると言ったらもう文句なしに強制でいくところというふうなことであります。5万人ぐらいの規模の都市を考えろって言えば考えた方が良くもありません。いずれにしてもこの辰野は地形で真ん中にならないんです。岡谷と辰野と合併してもどうなるか分かりませんが、伊北の南箕輪箕輪、辰野といけば箕輪は中心でその端っこになりますよね。ということでどうもそのへんでは不利だになっていうそういう意味もあってあんまり積極性じゃない部分もあるんですが。しかし、本当に5万人にした時にちょっと有利になれるかどうか問題だと思います。

○熊谷（7番）

9,000万円からもう少しかかるのではないかというお話で確かに、お金のことを考えると頭の痛い問題ではあるでしょうけれども、ぜひ積極的に進めていただけたらと思います。それでは3点目の質問に入らせていただきます。

日本一の長寿県である長野県の平均寿命は男性80.88歳。女性87.18歳と全国に誇れることの1つであります。野菜摂取量が多いとか、県民減塩運動の成果だとか、県を挙げて長生き運動に取り組んでいることがその理由に挙げられています。私が感じていることは、長野県民は歳を取ってもやることがある。いつまでも忙しそうにしている人が多い。だから長生きしているのではないかと思います。80になっても農作業をしている丈夫な人。いつまでもスポーツ、芸術、文化に打ち込んでいる人と高齢になっても元気に何かをやっている人が多いのです。佐久市野沢商店街が盛り立っている「びんころ地蔵」が観光名所になるように、「びんびんころり」が理想的高齢者の姿と言えます。高齢者がいつまでも元気で活動できる環境づくりが今後ますます重要になってくると思います。そこで質問です。中央道辰野パーキングの階段、特に県道の歩道から上る所の階段が古くなっています。高齢者が上りやすく改修できないでしょうか。合わせて、もう1つ。辰野パーキング上り線の送迎の車がバス停近くまで登れるような道を作ることができないでしょうか。お聞きいたします。

○議 長

質問時間が5分を切りました。質問、答弁とも簡潔にお願いします。

○町 長

それでは時間も迫っているようでありますので、前段の方はお答え抜きにしまして、パーキングエリアの方へスロープのような階段じゃない道は造れないかっていうことですが、見てお分かりのとおりえらい段差なんですね。辰野の特徴でああいったバス停がある所に段差があって、ねえ、ってというようなことはなかなかあちこちで見つからないんですが辰野はどういうわけかこう不利です。大体高速道路の位置がああいうふうに崖と言いますか、町が狭いですから谷の始まりの所で、そういう山の途中みたいな所へ造っちゃったんで降りる方にとってはとっても大変なんですね。おまけに上り線、下り線があるから。下り線の方がおかげさまでそれは何とかなるかもしれません。道の開け方によれば。もう既に上へ昔から入れる所ありますので。上り線につきましてもしなだらかなって言いますと道路構造令に合わせるってことですから、あのじゃあ、あとで建設水道課長の方からお答えいたしますけれども、道路構造令に合うような勾配でずーっともっていくとシェル石油のガソリンスタンドぐらいまで道を持っていかないと勾配が平らにならないはずですよ。そうすると大体ざっと見て8億円以上かかります。道路造るだけで。用地買収費も若干入れながら。急にこんな、だから階段なんで、ちょっと延ばしたところでまだものすごい急ですから。これはもう車があれにするにしても何にしても滑っちゃって雪もありますし、大体許可になりませんですね。それで前にもこれは検討は散々したんですけれども、なかなか難しいです。で横へずーっと這っていくか、そうするとやっぱり同じような道が必要ですし、まあ、やりようのない所で今後も更に検討はしなきゃならないと。じゃあ、下り線だけでもやっっちゃうかっていう話もありますので、一応舗装してないけど簡単な舗装のある道路もありますから、それだけやっちゃう手はあります。その代わりあっち側へバス乗る人たちだけです。上り線につきましてはちょっと検討してみなきゃいけない。辰野の高速道路は妙なもので管理側道っていうのがないんですね。どういうわけですかね。あちらこちらへ行けばみんな側道が離れたりくっついたりしながらありますのに、辰野は上り、下り線とも側道は造ってくれなかったということでもあります。土地も狭かった。あるいは地主さんが反対された、こんな理由かもしれません。建設水道課長からお答えします。

○建設水道課長

車が乗る、道路にいたしますと先ほど町長が言いましたように道路構造令に基づき

まして造らなければなりません。そうしますと約高低差が県道からパーキングエリア、高低差が21メートルございますので、約500メートルぐらいの延長になります。それが先ほど言いましたようにぐるっと回ってシェルのスタンドに下りてくるとそうしますとあそこは住宅地でございますので、先ほど言いました町長の8億というような莫大な費用がかかるのではないかという算出になります。それで歩行者のスロープを考えた場合につきまして今、現在階段が東天竜から辰野パーキングまで12メートルぐらいの高低差でございますがそのぐらいの延長です。それを今度はスロープにしますと140メートルから200メートルぐらいの延長になります。そうしますとそれをスロープとして使う歩行者がいるのかどうか、そういう見地からも検討しなければいけないじゃないかなと思います。以上でございます。

○熊谷（7番）

なかなかやはり難しい。こういった細かいこと1つ取っても難しいなというのを痛感させられるところでございます。古くなっているんで新しくってというのは一つの案ではないかと思えます。古い部分ですね、特に歩道へこう降りる所が急に勾配があれです、転んだりすると、歩道があるんで良いと思うんですけどまかり間違っても国道まで飛び出ちゃったりすると危ないという所をこれでは、あえて細かい所ですが指摘しときたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は15時40分といたします。

休憩開始 15時 20分

再開時間 15時 40分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席9番、堀内武男議員。

【質問順位6番 議席9番 堀内 武男 議員】

○堀内（9番）

先に通告いたしました2件について質問させていただきます。今回質問が10項目くらいありますので、1件につき約3分30秒ぐらいの返答をいただければありがたいと思いますのでよろしく願いいたします。質問はトータルでも14分くらいですんでよろしく願いします。1番目は男女共同参画の実態と雇用計画について質問いたします。辰野町では平成18年9月「辰野町男女共同参画社会づくり条例」が制定されまし

た。またそれに先駆けて平成11年「ほたるの里男女共同参画プラン」を策定し、現在第3次の改訂がなされて推進されております。これまでの慣習により固定的な男女の役割分担意識も解消の方向と聞き及んでおります。しかしながら自治会や各種団体等の意見決定の場に女性に積極的に参画が見られなかったり、働く女性の就業環境も不十分だったりするなど、課題はいまだに残っていると考えられます。ここで町長にお尋ねいたします。男女共同参画に対する考えと、推進状況についてお尋ねいたします。

○町 長

それでは質問順位第6番の堀内武男議員の質問にお答えを申し上げさせていただきますと思います。第1番は男女共同参画に対する町長の考えていうことで、幅広すぎちゃってこれ、10何分でしゃべるわけなんですね。それを1、2分で抑えてしゃべらさせていただきますが、とっても大事なことだと思います。やはりこの社会は女性と男性でできておまして、それぞれ観点が若干お互いに良い意味で違う所がある。きめ細かさ、あるいはまたきめ細かい以外に感性の問題、心遣いの問題等は女性の方が主に得意です。男でもそういう人ありますが、男の方はやっぱり向こうは狩猟民族で動物なんか獲って歩いたせいか機関車みたいにガサガサガサガサと小さいこと除いて前へ進むことも大事と、これ両方相まったところにいろんな見解の合体ができながら良い社会が出てくるとこういうことであります。それで男女共同参画社会についての提唱を申し上げまして、いろんな機会を捉えてこの議会もそうですし、またいろんな委員会もそうですし、また女団連の皆さん方、心から働きかけていただいてそして、女性の進出をいろんな所へお願いしたいということで、これでも大分進んできている方ですがなかなかある一定までいくと遅々として進まない部分があります。こういうことで町も男女共同参画できるだけいろんなところへ取り入れていきたいと、こんなふうに思ってます。考え方はそんなとこです。

○堀内（9番）

共同参画が叫ばれてかなり久しく、時間が経っております。どっちかっていうと波があるみたいな感じがあって現状では少しマンネリ化っていうような形がつい意識づけられる内容かなっていうような気がいたします。そこで委員会とか審議会における女性の参画、その実態の評価という点でちょっとお尋ねしたいと思います。男女共同参画社会の形成に対して3つの目標が掲げられていると思います。その1つは共に思いやる意識づくりであり、2つ目が共に参画できる環境づくりであり、第3番目は共

に支える生活づくりという形の状況になっております。男女が対等に生きて調和の取れた社会を実現するためにはあらゆる場において男性も女性も共に参画し、政策方針等を決定する場で自分の意見を反映させるということが極めて重要なことだと思います。長野県の女性登用数、数値目標は平成17年、35%が設定されてると思います。辰野町にはあらゆる委員会に女性の登用率を50%という形の目標を取り組んでいると聞いております。そこで町長に質問いたします。審議会、委員会における女性の参画状況はどうであるのか、その結果をどう評価しているのかお尋ねいたします。

○町長

次の質問でございます。先日、と言いましても去年だったですか女団連の年末の方ですが、総会の時の周年記念に女性の長野県の副知事さんが来てくれて、やっぱり男女共同参画を進めるべしというようなことを自ら説いていただいております。おっしゃるとおりだと思います。今、議員が言われましたように、本当に意識づくりと環境づくり、生活づくりこれが一体混然となって一体となっていないとなかなかそれに達してないということでもあります。特に高い委員会、例えば委員会などやってみますと公民館の運営審議会とか図書館の協議会だとか社会教育委員会だとか、博物館の審議会だとか民生児童員、これは50%ぐらいはしています。人権擁護委員会では40%。そんで国民健康保険運営協議会が33.3%。反面女性が登用ができない、あるいは言っても受けてくれないところが選挙管理委員会とか監査委員だとか、固定資産税評価委員会等々はゼロでございます。町の考え方なのかでございますが、できるだけ優先して女性にはお願いしているんですが、傾向としてその生活づくりのところの問題があって家庭の中で理解されていないとなかなか女性に出にくいというのが第1点あります。次は女性が自ら私はこうやってやりたいって、何か立候補的に出てくる分野へはほとんど皆無。今の町議さんたち除いてですね。何かやる、人に言われたからしょうがないやるよと、誰かお連れがいるという感じで1人では入りません。2、3人同じような年配の方、仲良い方など入れてあげると、じゃしょうがない行ってみるか、町から言われたからと。何か一つ大義名分がないと入り込めない。自分から率先してやりますなんて言うと、どうですかね、まだ悪い習慣があって足を引っ張られちゃうのかどうか知りませんが、何かあんまり積極的に出ることを嫌がります。でもやむを得ずだったら入った以上はしっかりきちっとやっていただき、繊細な神経とまた内面的な大事な感性を持って進めていただくので非常に助かるなど、こんなふ

うに思っております。そのへんが今現在の感想でございますが。

○堀内（9番）

ただ今、答弁聞きますとですね女性の参画状態っていうのが委員会によってかなり違う、あるいはその制約もかなりあるという形の状況だと思いますけれども、逆にその女性が参画しても良いんじゃないかっていうような所でもやっぱり少ない状況がみられるんじゃないかっていうような気がいたします。ここで再度ちょっとお聞きしますけれども、特に防災会議、この総人数が30人っていう非常に多いんですけども、6.7%くらいしか女性参画がないという形で、防災に関してはかなり女性の考えっていうのも取り入れる必要が私は非常にあって思います。そんな形でこのへんで構成する団体、あるいはどういう所に依頼をするかっていう内容も含めてですね、何か偏りがあるんじゃないかっていうような気がいたしますけれども、向上対策も含めてですね見解を伺いたいと思います。

○総務課長

防災会議の委員のメンバーでありますけれど、こちらの方は防災会議条例の中にですね各充て職と言いますか決められておりましたですね、町長が指定する関係地方行政期間の職員の内から当該関係地方行政機関の長が指名するものということで、国、県が指名をしてきているものがございます。これにつきましては、南信森林管理署、あるいは国土交通省の天竜川上流河川事務所、地方事務所、っていうようなそんな部分で指定をしているものが第1号委員という形で定められております。また、町の内部の職員ということで課長が指名をしているものがございましてこれは2号委員という形で指名をしてあります。それから3号といたしましてですね警察署長の指名する職員。それから4号では議会及び教育委員会を代表する者ということで議員さん、それから教育長というようなことで指定をしております。それから5号では消防団長、で6号におきまして町の関係機関ということで町長が任命するという形の中で郵便局長あるいはNTT、中電、JRというような形の中で条例の中で充てる充て職で決めてるものがございまして、女性登用を多くするという形になればですねこちらの方の条例改正も当然必要になってくるのではないかと考えております。24年の関係につきましては2名ということでありまして住民税務課長とそれから赤十字奉仕団の委員長さんが入りまして2名というようなそんな形の中で少数になっております。以上です。

○堀内(9番)

今、条例からいくとほとんど今の状況からいきますとですね女性がもう参画できないというような状況だと思いますんで、これは絶対的にですね今2号と6号ですかね、そのところで女性が登用できるっていうか指名できるっていう内容があると思いますので、そこらへんでは率先してか、優先して女性を登用していただくっていう、人選をしていただくっていうことも必要じゃないかと思います。そうじゃないとなかなか先ほど話したように防災って男性だけが考えてれば良いんじゃないかって、女性の力っていうのは非常に必要になってくると思いますんで、ぜひそんな形での検討をしていただきたいと思います。そのほかにも推進委員会っていうのが設定されてますね。これは共同参画、男女共同参画プランほたるの里っていう内容で動いている方が10名いらっしゃいます。ここらへんは女性もですねかなりの方が参画していらっしゃるという形の状況ありますんで、少なくとも先ほど言ったような形で6.7%っていう感じはなくてですねもうちょっとやっぱり参画できるような方策を考えていていただきたいと。それと同時にまた、女性の意識改革も必要であるという先ほども話がありましたんですけれども、そんな形を踏まえてですね推進いただければありがたいかと思えます。それでは続きまして男女共同参画プランに基づく活動事例とその効果についてお尋ねいたします。共に参画できる環境づくりの基本目標にということで「働く女性の就業・労働環境を整備する」という項目があります。そのための4つの施策という形で雇用のうえでの男女平等意識の啓発を推進するとか、仕事と家庭の両立を支援する、子育て支援の制度の充実を図る、労働時間の短縮を図る等あります。その中で役場の中でもですね、担当各部署決められてそれに対しての活動をするという形のものが決められていると思います。そこで質問いたします。とりあえず代表的な部署で結構です。参画プランの中で環境を整備するために実施した事例は何か。その活動により効果はどうであったのか、意識付けはできたのか質問をさせていただきます。

○町 長

次の質問であります。これは労働環境だとか就業条件の改善に向けたリーフレットの配布等はお手伝いいただきましたが、非常に効果を成しています。また多様な働き方ができるように商工会や安全衛生協議会の労働条件ですが整備推進も要請してくれました。お声を聞きまして地域包括支援センターの設置運営をさせていただいておりますし、民間活力導入による小規模特養施設の設置も行うことができました。それら

みんなご意見いただいているわけでありまして。介護予防教室の開催もでき、また協力をいただいております。また子育て支援センターの設置や運営。特別保育で今、乳児保育だとか延長保育、開けてみたら結局あちらこちらでもやっていますが、そういった声を聞きながら皆さん方のお力の中で町で実際化した。一時保育もそうでありまして。あるいは学童保育も西小、東小、両小野小とありますけれども、これも大変働くお母さん方は助かっているようでありまして女性の声から、これは遥か歴史が経ってきております。また農業者の家族協定も結んでいただきましたし、人権同和問題、あるいは町内の小中学校、高等学校の新任教職員の人権同和教育研修会等にも積極的に加盟いただいております。いずれ効果といたしましては育児面では保育内容等の充実と、働き続けていただける環境づくりを自らの声で立ち上げ、答申いただきましてそれに協力させていただいているとこんなことであります。また高齢者に対しましては介護施設等々の関与の中で介護支援体制ができていると、今こんな状況であります。ほかに課長の方からあればお答え申し上げます。

○堀内（9番）

いずれにせよ環境を整備するっていう形は非常に重要なことかなという感じがします。特に仕事と家庭の両立を支援する、あるいは労働時間を短縮して早く家に帰れる等も含めてですね、男性が側面からやっぱり応援するっていう体制っていうのも非常に必要であろうと思います。女性が仕事を進めていくっていうのは大変なことで、非常に大きな要素がその中にはあると思いますんで、繰り返しの教育をしながら、あるいは見守りをしながらですね進めていくという形をぜひお願いしたいと思います。続きまして、役場における女性登用の考えと実態及び向上施策についてお尋ねいたします。ここ数年役場における管理職の女性登用は1人であると思っております。長野県の目標で先ほど話しましたように35%に対しては大幅に下回っているというのが現状であり新規雇用時点ではほぼ男女同数くらいのうちは半々の状態でたぶん雇用されていると思います。しかもその人たちは非常に優秀な人材で雇用されていると思いますし、その中で役場内結婚という形の状況が多い。あるいは結婚、出産等により退社しなきゃいけないっていうハンデもあるために女性が少なくなるという状況もあると思います。いずれにせよ男女共同参画の面から見ましてですね向上施策っていうのは絶対必要であるって私は思います。ここで町長にお尋ねします。女性登用の考え方、それと向上の施策はどうであるのか。あるいは女性が低登用の現状、何が課題があるのか

それについてお答えいただきたいと思います。

○町 長

最近では女性課長が現在で3名という形になりますか。それだけでなくてまた課長の前段階を意識してもらおう。そういう形でいけば男女関係なく私どもは適任者を課長に起用しているということでもあります。ただそのつもりがないってというような昔からの風習の中で不用意な状態でポンと上げるとその人も大変ですし、また頼んだ方も、えらい違っちゃったなんていうことになっちゃいますので、意識付けのっていうものは常に大事であると。で、役場ばかりでなくて社会で女性が活動するにはまず、その家庭の中の旦那さんや子どもさんたちや、また老夫婦家族がもしいらっしゃればその人たちの理解の中で活動してないとだめであるというふうなこと。前もっての準備が必要であるところということがとても大事だと思ってます。同じようにやっておりますが、課長の方から具体的な例としてもう少し挙げさせていただきます。

○総務課長

平成20年からの係長職以上の女性の登用の関係について説明をさせていただきます。平成20年につきましては係長職以上が9人ということで14.8%。21年につきましては17.7%。それから22年は11人ということで17.1%。23年は14人ということで22.6%。24年度は16人で26.2%。本年度25年度につきましては14人で24.1%となっております。21年も11人ということでもあります。係長職以上の登用につきましては以上のとおりとなっております。

○堀内（9番）

課題はないんですか？先ほどちょっと私その登用の関係、係長は今言ったように20何%とかありますけれど、課長職、代理っていう形の状況もあると思いますし、実際に課長になられたっていう形は1名くらいだと思いますけど、そういうふうにそこへ行くまでの過程で課題、問題点はありますか。

○総務課長

はい。一番はですね、共稼ぎ、それから夫婦で管理職というようなことになっておりますとですね、会議の中に出た場合に夫婦でですね会議、あるいは委員会等に出席するようなそういう形が出てまいります。そうなるとお互いにこう意見を言いづらいついてというようなそんな場面も見受けられるのではないかというようなことが1つございます。それから夫婦で管理職になっているような場合につきましては、住民の方

ですね、のご理解が得られるかどうかというこれが一番の課題ではないかとこんなふうには思っております。以上です。

○堀内（9番）

そのために有能な人材が埋もれてっちゃう、あるいは退職しなきゃいけないっていう状況があるとすれば非常に悲劇だなと私は思います。今後、今までの事例がありますんで、非常に難しい要素がここにあると思いますけれども、今後ですねやっぱりそういうこともしていけないと人材の育成っていうのをやっぱり非常に大きな問題になっていく要素っていうのはあるんじゃないかと思えますんで、今後ともですねそういう点での検討も含めていただければありがたいかなというように思います。続きまして、役場における育児休業取得の状況についてお尋ねいたします。家庭は社会生活の基礎であります。心のつながりによって支えられている社会の最小単位であると思えます。特にその中で夫の協力がですね欠かせません。その施策として男性の育児取得がですね挙げられると思えます。育児を体験する、その大切さを知ることによって支え合う気持ちを助長するっていうことが共同参画の大きな要素であると思えます。しかし残念ながら資料によりますとですね男性の育児取得はたぶん皆無だと思えますんであとからまた説明してください。そんな形で質問いたしますが、男性の育児の必要性をどの様に考えているのか。また、向上対策の考えについてのお尋ねをいたします。

○総務課長

育児休業の関係でありますけれど、平成14年の4月1日から法の一部改正がありましてですね、育児休業は1歳から3歳までの期間に取れるという環境は整ってきておりますが、現在のところ女性のみの育児休業の取得ということになっております。平成23年度は5人。24年度は6人というようなそんな形で全て女性であります。男性の場合にですね、なかなか1年、あるいは3年というようなそんな中でですね休んで取得しづらいというようなそんなことも見受けられます。中にはですね、就学前の看護休暇という制度もありましてですね、こちらの方は24年度につきましてはこれは男性でありますけれど7名の方が取得をしてきております。これは時間休だとか1日単位というようなそんな中でですね、お互いに協力しながら休暇を取っているというそういう状況でございます。あと、急に休むっていうようなそんな状況になりますとですね、やはり職員の配置等もですね計画的にやっていかなければならないというような

ことになりますので、こちらの方の対応につきましては臨時職員等をお願いしながらですね配置をしているようなところになっております。以上です。

○堀内（9番）

この男性の育休を取るっていうのは企業においてもほとんどやっぱり非常に少ない。これがやっぱり男性社会っていう形の状況。それを打破するために共同参画っていう内容が打ち上げられてきているっていう形の状況じゃないかと思います。仕事が滞るっていう、当然これは考えられますけれども企業によってはやっぱり仕事のグループ化っていう形の状況の中で進めてくという形の状況も行われているっていうことも聞いております。特にやっぱり企業に対してはですねやっぱり非常に難しい要素っていうっていうかあると思いますけれども、少なくともやっぱり役場においてやっぱりその範を示すっていう内容についてはですね、ぜひ進める方向でやっていただきたいなというふうに思います。しいてはこの事がですね子育てし易い要素を作るというう形の状況になると思いますので、できるだけ強力でですね進めていただければありがたいと思います。

最後に通告で障がい者雇用の現状という形の状況とその対応策について載っけてありました。昭和35年、障がい者の雇用の促進等に関する法律という形の状況で、国及び地方公共団体に対して一定割合 2.3 %の障がい者の職員の採用を義務付けられているという形だと思います。現在辰野町では 2.2 %という形の状況のようですので、実雇用率、法規を満たしているという形の状況で資料いただいております。そういう点で現状では問題ないという形の状況だと思いますが、今回精神障がい者の雇用という形の状況が追加項目として平成28年の4月から施行されるという形で発布されますよという形の状況が出ております。これは非常に運用上、課題があると私も考えております。そんな形でですね町長に伺いますけれども、今後精神障がい者の雇用という形の中でどのように対応するかという形の見解をお聞きしたいと思います。

○町 長

障がい者の皆さんに対します就職は各会社も公共の場もどこも何%は最低確保せよというようなことで、決められております。町もまたそれなりの職場もそのように努力をしているところでありますので、一応お分かりをそのへんはいただきたいと。しかし欲しいと言ってもなかなか障がい者が来なかったりする場合は、ほかで埋めちゃうこともあるんですが、タイミングが良ければできるだけ雇用確保をしていくと、ま

さにノーマライゼーションを進めるところであります。

○堀内（9番）

やっぱりお客様と接するっていう形の状況も非常に多くなると思いますんで、この精神障がっていう形のものについてはですね、非常に課題があるのかな。でも、法律上施行されればそれなりの判断をしてかなきゃいけないっていうことになるかと思えますんで、そこらへんを含めてですね今後慎重な運用という形の状況をしていただければありがたいかと思えます。以上をもちまして1件目の質問は終わります。

続きまして2件目の質問に入ります。荒神山公園の再整備計画の推進状況について質問いたします。時間の関係でですね、当初の2項目は一括で質問させていただきたいと思えますけれども、住民懇談会が行われました。トータル3回行われたと思えます。あるいはアンケート調査も行われました。それに基づいてですね町民の思い、並びに今後の推進計画についてお尋ねをいたします。荒神山スポーツ公園は1970年開園し、当初はスポーツ公園としてきました。近年は文化、観光面や豊かな自然を有するエリアとして見直されつつあります。今後整備計画などを検討し、より良い公園の将来像を探るために先ほど申したように3回の懇談会が開催されたと思えます。多くの参加者を得て建設的な意見が出されたというふうに認識しております。また本年度1月には1,000人を対象にしてこれは無作為に抽出したという形、聞いておりますけれども、4つのテーマを上げてですねアイデアを得るためにアンケート調査を行ったと思えます。ここで町長に質問いたします。懇談会、アンケート結果に基づき、どのような意見集約ができたのか。また、今後どのような内容と日程で荒神山公園の再整備計画を推進する考えなのかお尋ねいたします。

○町長

詳しくはまた担当課長からお答え申し上げますが、一応ワークショップをしたり、アンケートなど見てまいりますと住民の皆さん方の希望自体というものが若干見えてきて、大きくも見えてるし、まだ言わないところもあるだろうかなと思っております。いずれにしても町民に愛される利用者に優しく皆で使える心も身体も癒される公園というような総体的なイメージを望んでいるようであります。自然との共生とか人を呼べる公園にして欲しいとか。計画的に考えていかなきゃいけない。もちろん既存施設の有効利用をしていくことも大事である。自然を生かす。スポーツ、文化等々。全てを活用していくところが良いだろうということでもあります。また、整備方

針につきましては再開発、施設、解体しなきゃいけない所も先ほどからあるわけであり、また全体的な計画といたしましては官民とこう言っておりますが、公民ですね、官なんてほどえらくはありませんので、我々は。その官の取り方ですが公民、公共と民間の皆さんと一体となって協議による整備を進めていくと、こういうところで現在考えております。課長の方から何か付け加えがあれば言います。

○堀内（9番）

もうちょっと具体的にそのこういう公園を造ってもらいたいっていう話があるんじゃないかと思うんですけど。今、その大まかな話がありましたけど、こういうことを目指すんだ、こういうこともやってもらいたいっていう内容をまとめて、あるいは逆にどういう日程で今後こういう検討をするのか。非常に費用と日数とアイデアも含めて大変な内容だと思いますんで、もう少し具体的にですね、そのへんの話を出していただきたいと思います。

○建設水道課長

はい、どうも失礼いたしました。議員のおっしゃりますように4月26日、11月28日、3月9日その間にお話ありましたように、1月に町民アンケートを行い、総勢152人の参加をいただき懇談会を行わせていただきました。集約につきましては町長の方からもお話ありましたように整備計画を作り、今後の方針等を決めたところでございます。町民の意見としては、新しい魅力として健康増進施設、ホテルの育成、売店、食堂、多目的広場、ドックラン等が出され、たつの海の活用、温泉の利用、施設の充実、自然を結び着き点在する施設を結び、今年整備の方向性を考える形になりました。平成25年度からにつきましては、分化会などで具体的な基本計画に入りたいと思っております。利活用や整備をテーマにし、防災、自然、ボランティア、スポーツ、環境、文化、教育、温泉、施設の充実、観光、商業、道路、全体的な管理、介護予防、癒し等をその分化会等で考え、庁内検討会や必要とすれば町民と一緒にしまして検討を進めそのような魅力ある公園づくりをしていきたいということで、これ今後進めていく予定でございます。以上でございます。

○堀内（9番）

ぜひ、スポーツの振興の地、憩いの地、文化の地、しかも温泉を活用した辰野町の将来の観光として集客、集客できるっていう要素を加えてですね検討していただきたいなと私は思います。続きまして環境整備及び合宿所の扱いについてお話させていた

できます。荒神山リフレッシュ事業が行われました。環境整備が行われまして、展望台が補修され素晴らしい設備に蘇ったと私は思っております。周辺の樹木が伐採されて、大城山からの南方の景色に劣らない、北方への眺望が開け、荒神山から辰野町を眺める絶景なスポットであるという形で素晴らしい眺めです。しかし、荒神山周辺には特有な生き物が生息しており、有志の方々により保護活動が進められているのも現状でございます。環境を保護しながら整備・保全も進めなければならないという形の状況があるかと思えます。そのほか、それにつきましてですね今後、その整備したことによって今まで隠れていた合宿所、これは何か白鳥って言うんだそうですね。これがその上から非常に丸見えになってしまっているっていう形で物干し台の倒壊であるとか、ガラスの割れ等、せつかくの景観を台無しにしているという形の状況あります。昔は豊南短大の寮にも使われていたっていう形の状況ですけども今は全くその面影はございません。現在桜祭り等のイベント資材の置き場等に使われているという形の状況ですが、今後景観を確保するために合宿所の補修を行うか、あるいは私的には早急にですね取り壊してその景観を確保するっていう中で武道館の駐車場という形の、現状では非常に狭い状況になってますんで、すべきだという感じをしておりますが、その見解をお尋ねいたします。

○町 長

あそこも今、議員ご指摘のとおりでもうずっと前から取り壊すべきだとか、地震が来たら危ないとかいろいろ言われております。今、ちょっとしたことをあそこの中で埋蔵分化みたいなことをやったり、そういった入りたい所、永遠ではありませんけれども使ったりしているところではありますが、どう考えてみましてももう木造ですし、あそこは下が腐っている可能性もあるもんですから大分、床を上げて見てはあります。ボツボツ寿命の時期かなとこんなことを感じております。課長の方から何か経過があればお答えいたします。

○教育次長

環境整備事業状況と旧合宿所の扱いということではありますが、現在荒神山一体の環境整備につきましては外部環境整備、あと施設整備等 8 人体制の中で実施をしております。荒神山公園は先ほど議員がおっしゃいましたように、利用されている方が多いわけですが特に若い子どもから高齢の方々が多く利用しています。春はサクラ、ツツジ、また秋には紅葉と 1 年を通して多くの方が訪れております。訪れた方が安全に気持ち

良く利用できるよう関係部署と協議しながら今後を考えていきたいというように思っています。また、貴重な昆虫や植物、野鳥などは辰野生き物ネットワークによる保護活動をしていただいているわけですが、今後の保護活動につきましてもその方々の意見を聞きながらどのようにしていったら良いか検討をしていきたいというふうに思っています。合宿所の部分につきましては、以前は合宿しながら荒神山スポーツ公園を利用していた大学や高校が多かったというふうに記憶をしております。平成になってからはほとんど利用がないということではありますが、現在は廃油を使った石鹼作り等、また先ほどおっしゃいました、ほたる祭り等の資材を若干そこに入れてあるという物置的な使い方もしております。今後の扱いについては先ほどいった荒神山の全体の景観や建物の状況を見ながら昨年実施した荒神山公園のアンケート結果を参考にしながら検討をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○堀内（9番）

少なくとも非常に良い環境、眺望の所にあの状態が残っているっていうのはね、非常に残念な状況なんで、少なくともあの物干し台の所とかですねガラスが割れてるっていうのは補修、とりあえずしてもらおう。あともしよければ将来的にどうするかっていうのはですね、ぜひ早急に検討していただきたいと思います。最後になります。遊歩道整備の現状と今後の整備計画及び、施設有効活用のためのPRと案内標識設置の関係につきまして一括して質問させていただきます。前年度の整備計画の中でこもれば広場の遊歩道、これは競技場の周辺。森の散歩道、これはテニスコートの上です。の整備がされて先ほど来ありました木のチップ等が敷き詰められてですね非常に弾力性のある、膝に優しい遊歩道ができました。かなり活用している人もあります。しかし残念なことにですね、森の散歩道、途中で中断しております。非常にこの不完全であるっていう形の状況だと思います。今後ですねやっぱりそこらへんはどうするか、両方から入ると「完成しているよね」って言って中、行ってみたら中間なくなってたっていう形の状況がありますんで、ぜひそこらへんについての考え方っていうのをですね今後行っていただきたいと思いますし、また遊歩道という形の考え方からしますと武道館から北側の斜面、あるいはこもれば広場の遊具のある所の東側。あそこもかなり良いスポットがあるっていう形で見えております。そんな形でですね、今後その遊歩道も含めてですね、全体的な、ただ一つ残念なのは荒神山自体が高い所にあるためにそこに行く道が全部四方八方から入っている。そうすると遊歩道が途中で

みんなこう切断、分断されている。ていう形ですねせっかく良い気分で遊歩道を散歩しているのに普通の道を歩かなきゃいけないっていう状況が今の状況見られます。その形でそんなことを踏まえながらですね、もうちょっとその全体的な内容でそのへんを検討していただければ良いかと思います。そこで質問いたしますが、森の散歩道の完全整備に向けた計画はどうであるのか。今後遊歩道を増設する考えがあるのかどうか。それと同時に施設に行った時にどこに何があるか分かんない。特に展望台。今回できた遊歩道、せっかく行くのにどこにあるのか見えないっていうのが現状であります。少なくともそのへんの施設のPRと案内、あるいはその言われを書いた標識、そういう設置がですね、私は必要であると思いますのでそこらへんの見解をお願いしたいと思います。

○町 長

森の小道、遊歩道につきましてはおっしゃるとおりでありまして、30メートル間嫌になって止めたわけじゃありませんでして、地主さんとの問題がありまして、またその手前では荒神社、荒神社の中へあの遊歩道のようなあの横断をするようになるんですが、ああいう道をどうかっていうことになりますと荒神社の方でもそれはいけないと。しかし、いつでも自由に入って抜けても良いよとなっておりますから、ある程度までもってってその中はお宮はお宮なりの、それから地主さんが駄目な所はやはりその中歩いてもらっても良いよって言うてますから。山なりに。山なりに歩く。そしてまた遊歩道に戻るってこういう展開が、だったらもうできあがっているわけですね。やっぱり不自然ですかね。

○堀内（9番）

不自然です。

○町 長

何とかそうかって大回りしても変なもんです。また地主さんにも話していただきながら地主さんも道路だけ売ってくれるなら良いですが、どうせ買うなら全部買えなんて言われるもんですから、ちょっと町も弱ったなと思っているんですけど。しかし町の役場の教育委員会の守っていく範疇かなとも思う節もありますので、テニスコートも下にあるわけですから。検討させていただきたいと思います。課長の方から何かあればお答えします。

○産業振興課長

ただ今、町長の答弁のとおりでございます。昨年、陸上競技場の北側とそれからテニスコートの東側ですけれども整備をいたしました。これは県費の2分の1の補助を貰いまして信州森の小道整備事業ということで約1キロメートル整備をいたしましたけれども、残念ながら買収ができない部分だけ30メートル残っております。丁度都市公園になっておりますので、建設水道課の方とも連携を取りながら今後地主さんの方とも交渉しまして前向きに整備の方をしてまいりたいと思っております。以上です。

○堀内（9番）

標示の関係が。P Rの標示の関係。

○議 長

案内標識。

教育次長、簡潔にお願いします。

○教育次長

標識やP Rの関係であります。荒神山スポーツ公園は町内外からの利用者が年々増えているということで、町のホームページに現在も載せておりますが、各種イベントや大会の折にそれぞれの宣伝をしていきたいというふうに考えてます。また案内板等につきましては、関係部署とまた景観等の関係もありますので、そこらへんを考慮しながら協議していきたいというふうに思ってます。以上です。

○議 長

3分少々になりましたので、簡潔にお願いします。

○堀内（9番）

いずれにしてもですね、この前、私もできる所、行って見るんですけど先ほどの展望台ですかね、あそこの所も非常に良いんだけどS Lの後ろにあるために分からない。それでここへ私も駐車場行ってある人に言って「あそこに良いすごい良い展望台あるから行って見てよ」という話をしたんですが、少なくともやっぱりそういう所にお客が行けるっていう状況にはぜひやっていただきたいんです。せっかく造ったのに、そういう所にですねやっぱり皆が行けるっていう内容をですね、ぜひやっていただきたい。遊歩道も全く同じで私も一番最初に行った時はどこにあるか入り口が分かりませんでした。だから「ここにあるんだよ。ここでやって皆で使ってよ」というそういうことはですね、ぜひやっていただきたいなど。それがやっぱりその活用のできる、

していただける一つの要素になるのではないかっていうような気がいたします。そんな形を踏まえてですね、私のお願いを言わしていただきました。以上をもちまして質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 8 番、永原良子議員。

【質問順位 7 番 議席 8 番 永原 良子 議員】

○永原（8 番）

それでは質問してまいりたいと思います。辰野町では辰野町第五次総合計画の下に辰野町地域福祉計画があり、その中に辰野町障害者プランがあります。各種計画と調整を図りながら、障害者福祉を進めています。昨年 6 月に国会で法案が成立し今年の 4 月から施行された障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法に伴い平成 25 年度の辰野町としての具体的な事業についてお聞きします。今年度として、どんな取り組みを重点とするかお聞きします。

○町長

それでは質問順位 7 番であります。永原良子議員の質問にお答えいたします。障害者福祉一般に捉えましてサービス利用計画の作成ということであり、特にサービス計画がなくても自立支援法のサービスを受けることができたわけでございますので、それぞれ進めてまいります。あとケアプランのような、また少し複雑に入り組んで国の方から言ってきておりますので、前の良いものは残した新たなものへは吸収させるとこんなようなことでございます。療育支援につきましても子育て支援ということの中で進めてまいっております。あと伊那養護学校に対しましての「きらりあ」との職員の問題とかいろいろございますので、ダブってもいけませんので担当課長の方から具体的にご説明申し上げます。

○保健福祉課長

それでは私の方から説明をさせていただきますが、まず 1 点目がですね今町長申し上げた相談支援の充実ということで、サービス等利用計画の作成でございます。介護保険というケアプランに似ているわけでございますけれども、障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わったわけでありましてけれども平成 24 年度から 26 年度までですね障害者福祉サービスを利用している方にですね計画を作成するという事になっております。辰野町ではですね、障害者就労支援センターがですねその事業を、と言

ますか事業指定を受けておりますけれどもほかにある施設についてはですね、まだそういう事業指定を受けておりませんので、今後県のあるいは町の事業指定を受けるようなですね、お願いをしております。それから既にですね社会福祉協議会の方ですね、その事業指定に向けてですね準備を進めている状況でございます。それから療育支援につきましてはですね今年度新たに始めた事業でございますけれども、子どもの成長発達で心配なことやですね、あるいは子どもさんへのですね接し方が分からずですね悩んでいる親に対する支援としてですね、子育て教室っていうものをこの5月から始めております。対象者は1歳6箇月からですね3歳未満のですね就園前ですね親子ということで場所はですね子育て支援センターを利用して行っております。それから今までの取り組みになってしまいますけれども、伊那養護学校さん、あるいは花田養護学校さん等々、いわゆる学校卒業した後のですね居場所と言いますかその後の進路についてはですね17歳18歳の時点でですね、先ほど町長申し上げた上伊那圏域障害者就業支援センターであります「きらりあ」の職員とですね町の職員連携しながらですね卒業後の進路相談に対してですね本人の特性にあったですね職業体験、あるいは就職等のですね支援を行っている状況でございます。以上です。

○永原（8番）

今、25年度の具体的な事業について答弁していただきましたが、特に今度総合支援法になりまして力を入れていただきたいのは相談支援体制の充実っていうことですね。障害福祉サービスの利用者にはケアマネージャーさんみたいな人がいないために、特に義務教育を卒業した後に、困り事やサービス利用についての相談が困難になる場合があるっていうことをお聞きしています。ですので私、去年もちょっと一般質問でその相談支援専門員のことをちょっとお聞きしたんですが、今現在で辰野町としてはそういう相談支援専門員さんがどのくらいいて、どのようにやっていくか。あとなかなか相談支援専門員さんのことを使う方の人、よく知らない方もいらっしゃるみたいでその辰野町としての利用実績とかいかに使ってもらおうかっていう課題をお聞きします。

○保健福祉課長

私が先ほどちょっと申し上げれば良かったんですけども、相談支援専門員につきましてはですね、まず辰野町、役場ですけれども1人います。それから先ほど申し上げました障害者就労支援センターに1人。それから町の社会福祉協議会に2人いまし

てですね、それで先ほど申し上げたとおりですね、事業所の指定を受けるにはですね相談支援専門員が必須になってまいりますので、ほかの事業所さんについてもですねこういった支援専門員さんのですね配置が必要となってまいりますので、そのへんも含めてですね今後お願いをしていきたいというふうに考えてます。

○永原（8番）

本当に一番何が困るっていうか、相談することからいろいろ始まって相談支援を通じて個々のニーズからこう地域のニーズに移ってくるっていうこともあると思います。後、相談支援を通じてその地域のニーズを把握して障害福祉計画に反映させてくってということがやっぱ大事ななと思います。私の知っている範囲でも相談事業をそのNPOさんでもね、取り組んでいきたいっていう計画を持っている所があるんですけどもなかなか県の方の専門支援相談員の研修会が年に1回くらい3箇所くらいであるみたいなんですけど、なかなか取りに行けないっていうか、っていうところがあって、もし南信の方にでもねそういう研修会を開いてもらえるように町としてもアップしていってもらえれば助かるっていう話もお聞きします。辰野町にはこのケアプランを作成して、作成した方が良いいっていうか、そうしてこういうふうに住生活をやっている方が良いいっていう方が去年聞いた時点では130人くらいいらっしゃるっていうことですのでね、今お聞きした中では職員に1人。社協に2人。それから地活センターの方に1人っていうことでまだまだ相談支援専門員さんが足りないっていう現状があると思いますので、これから課題としてはそういう相談支援専門員さんを多く要請したり、辰野にある事業所さんにも協力してもらいながら辰野に暮らしている障がい者の方々が義務教育も卒業して、就労したりいろいろしていく中でケアプランを作成して毎日暮らしやすくしてもらいたいっていうことが私は一番思います。特に相談支援専門員さんは障がい者の方、主にケアプランの作成者なんですけど、介護保険のケアマネジャーと同じ位置づけだと思うんですよね。で、本人を中心にプランの作成時から支援体制を作っていくってそしてサービスを実施して、それを評価してまた新たなプランを作成していくっていうことで、介護保険と同じように本人の暮らしやすさを提供していくっていうことが要望されると思いますので、ぜひ町としてもその相談支援専門員さんを増やす、養成する取り組みを考えてってもらいたいと思います。今、課長の方からの考えの中では、これ、これから今年度25年度何かその専門員さんを増やすっていうのはあるでしょうか。

○保健福祉課長

実はです。先ほど申し上げましたとおり24年度から26年度までのですね3箇年でですねとりあえず計画を作るっていうことになっておりますので、そのですねニーズって言いますか需要をですねしっかり見極めてですね必要とあらばですね、今言われたですね研修と言いますか養成講座っていうものもですね展開していきたいというふうに考えてます。

○永原（8番）

後、もう一つですね、その相談支援体制の住民への幅広い情報提供の充実とその障害福祉制度の周知っていうことで、その部分はまだまだ足りないような気がしますので、その点の方法とか周知徹底については町としてはどのようにお考えですか、お聞きします。

○保健福祉課長

サービス等計画につきましてはですね、障がい者の方、あるいは保護者に対してですね、こちらについてはですね個別にですねご案内をさせていただきたいというふうに考えてます。それからちょっと外れますけれども療育支援の方につきましてはですね、既にこの4月にですね対象者全員にですねご案内をしたところでございます。

○永原（8番）

それではこの介護保険でいうとケアマネージャー的な存在の相談支援体制についてはその担当って言うか該当者の人はある程度町の中でも、該当者の人は理解をしてるっていうことでよろしいですね。

○保健福祉課長

理解と言いますかですね、理解をしていただくですねためにですね、個別にですねご相談とかですね、あるいはこういった制度ですよっていうですね周知をさせていただきたいというふうに考えてます。

○永原（8番）

先ほどちょっと実績、そういう相談の実績をちょっとお聞きしたんですがまだまだあんまりないでしょうか。

はい、分かりました。じゃ、それではぜひこの相談支援員さんを増やして、そういうケアプランを立ててその一人ひとりの障がいの人たちがこの辰野町で安心して暮らせるように、いろいろなサービスを受けれるようにしていってほしいと思います。

次に、発達障がい者に対する町の支援についてお聞きします。発達障がいとは自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害の総称です。低年齢から症状が現れるため多くの場合1歳6箇月時健診や3歳児健診などで気づきます。原因はまだ不明ですが親の子育てや本人の努力が不足しているわけではなく、生まれつき脳の機能にアンバランスなどの部分があり、発達障がいの症状を示すことが科学的に確認されています。最近の調査では、発達障がいの特性があって普通の暮らしの中で周囲の理解が必要になる人はどの年代でも人口の10%を超えるとされています。長野県では発達障がい者とその家族が障がいを受け止め、自分の特性に合った能力を発揮できるような支援を整えていく計画です。発達障害がある人は乳幼児期から成人まで幅広い年齢層に見られ、生活や社会活動の場面も多岐にわたります。そのため医療、保険、保育、福祉、教育、労働など多くの分野が連帯を含めて身近な地域の人たちにも支援にかかわることが必要だと思います。長野県では平成23年度に発達障害者支援のあり方検討会を開催して、全ての年代と分野を通じて発達障がい者を支援する方策を検討し、今後の支援の方向性を出しています。今後の取り組みとして1つは発達障がい者支援のガイド役となる発達障害者サポートマネージャー、もう1つは発達障がいを地域で見守り支える、発達障害者サポーター、もう1つ、発達障がい者の家族を同じ家族の立場から支えるペアレントメンターを全国に先駆けて養成しています。このような県の取り組みを受けて町としてはどのように取り組むか伺います。

○町 長

ただ今、ご指摘のところでADLだとか自閉症、それぞれの問題、問題と言いますか病気が前もあったんでしょうけども、いわゆる自閉症だとか注意欠陥症ですかね。集中欠損症っていうのはあるんですが、医学は進んではっきりしてきたということで誤解を生まなくて非常に助かってきているんですが、それにしてもちょっと多い傾向だそうです。昔は発見されなんだとかそういうことを加味しましても多い発見。それに対しまして、私どもも皆でまず理解することが一番だということでありまして、また社会へ出て仕事もできる方もあります。そういう方はできるだけ斡旋し役場でもとかいろんなことでもってしてるわけでありましてけれども、いずれにしましてもそのことをまず学校教育の中から理解いただいて、そういった特別な教育できるように、中には通常の人よりも素晴らしい能力を持っている。集中すれば、というところもあるようです。ただ、今言われたようにバランスが取れてないんでそれだけずーっといっ

ちやうとかですね、こちらの脳の場合にはそちらのバランスがちょっと低い部分がある場合は全然何もしないとか。気に入るといっちやうとかいうのがありまして、特性などを生かせる方法を今研究しておりますし、またお医者さんたちと検討して、更にはまた今言ったように職場、あるいは訓練場、話せる場、そうかって会話だとか、一人でもってこう中へ入り込むことが非常に苦手な人もおります。そういう人たちをどういうふうに、また同じ病気であっても、また類が皆その中で類が違っている人もありますので、じゃそういう人たち皆同じように集まって、このことやれって言っても一人ひとり違うところがあります。福祉の中で検討していきたいとこのように思っております。課長の方からもし具体策あればお聞きをいただきたいと思っております。

○保健福祉課長

発達障がいの人へのですね、支援と言いますか理解についてでございますけれども、発達障がいの方へのですね支援方法についてはですね、それぞれ個別性が高く、理解はなかなか得られにくいというのが現状だろうと思っております。そうした中でですね、先ほど議員ご指摘のとおりですね、こうした実情踏まえてですね県ではですね、こうした方々を理解していただくサポーター、養成講座っていうものを開催しております。要はこういった養成講座を開きたい団体等あればですね、そちらの方へ出向いてですね、講師さんを派遣していただいてですね講座を開いているという状況でございます。町でもですね、ある程度ですね人数が確保と言いますか、そういった希望者がですねいらっしゃればですね、そういった講座を開催することもですね考えてまいりたいというように考えてます。それから、サポートマネージャーの件でございますけれども、サポートマネージャーにつきましては保健師さん、あるいは保育士さん、更にはですね教師、医師、看護師ですとかあるいは就労支援従事者など、その発達障害のある人へのですね支援に携わっている方に対しまして相談に応じ、助言等を行うという方でございます県内ですね、各圏域の方にですね配置をされております。先ほども出てまいりましたけれども「きらりあ」にもですねサポートマネージャーが配置されておりますので、ぜひ活用をしていただければと思います。それからサポートマネージャー、あるいはペアレントメンター以外にもですね就労に向けたですね、準備支援ですとかあるいは職場定着支援を行ってくれるですね就労支援ワーカーっていう方もいらっしゃいますので、そういった人たちの活用もですねぜひお願いしたいと思っております。

○永原（8番）

すみません、今、発達障害者サポーターの養成講座のところでも町としても協力していきたくっていうふうに答弁していただいたんですが、具体的には集めればしていただく、私の方にもちょっと要請っていうか要望、担当っていうか親御さんの方で「ぜひ町としても協力してもらえないかしら」っていうことが、相談されたりこのところありまして今、具体的に町としても何かバックアップしていきたくってということなので、具体的にはどういう感じなんでしょうか。イメージとして。

○保健福祉課長

まず、人数とかですねそれについてはですね、まだ県と調整図ったわけでありませんけれども、話的にはですね先ほど言いましたとおりですね、そういった講座を開いてほしい旨のですね要請があればですね、県は積極的にですね出向いてってそういったサポーターって言いますか、そういった支援をしていただくためのですね、方ですね講座をやりたいということでございますので、議員さんの方にですねそういった要請と言いますかお話をしているようでもありますので、もう少し具体的なですねお話いただければですね、私どもの方ですねまた県の方とやりとりしながらですね準備をしていきたくっていうふうに考えてます。

○永原（8番）

じゃあ、積極的にやっていきたくと思います。あと、もう一つ発達者サポートマネージャーの件ですが、それは「きらりあ」さんの方で上伊那圏域の方では今、1期目の方が担当者として配置したって県の方でも言ってたんですが、そういう発達障害者サポートマネージャーさんがいるっていうことを企業さんとか、こう相談する方の人に対しての周知、お知らせとかそういう部分ではどういうふうにやってくおつもりかお聞きします。

○保健福祉課長

まず、周知についてはですね1つとしてですねホームページに掲載をしたいと考えてます。併せてですね企業っていう今お話ありましたのですね、商工会さんを通じてですねこういった制度って言いますか、こういった方たちいますよってというようなですねお知らせをしてですね、必要とあればですね保健福祉課の方にですね問い合わせしていただくようなですねご案内をしたいというふうに考えてます。

○永原（8番）

私の方に来た方も商工会の方にも自分で出向いてやっていきたいというような考えも持ってましたので、また一緒になって協力していただきながら町全体としてもそういう就労してってそこで仕事でちょっと上手くいかなかった場合に、そういうサポートマネージャーさんみたいな方がいらっしゃると、本当にそこで相談したり企業の方にも分かってもらったりして、助かるって言って当事者の人も話してましたので、ぜひそこを活用しながら今後の課題として、また取り組んでいてもらいたいと思います。次に障がいのある方の居場所、日中活動の場についてお聞きします。障がいのある方の施設から地域への生活へ移行を進めるため、上伊那圏域に共同生活介護施設が多く整備されています。町内に2箇所ありますが、上伊那圏域では運営事業所に近い支部に整備が集中しています。就労支援施設については、町内に1箇所ありますが、利用定員に限りがあるため一部の障がい者の方については町外の施設に通所しています。また就労支援施設以外に地域活動支援センターや町で行う交流会などがありますが日中、活動を行う場所が少ないため、ほかの方との交流など社会参加できる場の充実が求められていると思います。そこで質問します。町としてはこの課題についてどのように取り組んでいくかお聞きします。

○議長

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決しました。

○保健福祉課長

障がい者ですね、休日を含めたですね居場所づくりと言いますかそういった地点はですね大変重要だと思っておりますけれども、地活センター等とですねまたタイアップしながらですねそういった状況を見極めた中でですね、必要とするですねサービスなり、あるいは事業体系がですねあるとすればですね、それをまた検討していきたいというふうに考えてます。特にですね、おっしゃってることですね、休日ですね居場所づくりについてはですね、現行のですね障害者施策の中、例えば移動支援ですとか、そういったものをですね活用していただければですね、ある程度ですね対

応ができるのではないかというふうにも考えております。

○永原（8番）

はい。この義務教育後のこの支援として町の方でも現状と課題っていうところで取り上げていますけれども、特別支援学校を卒業してからの地域の理解、地元の学校に行っていないために阻害感があって地域とのつながりがないため、地域でちょっと理解されにくくてなかなか不安があったりして出てけなかったり、特別支援学校卒業後の支援が手薄になったりしているっていうことの現状もあります。あと、町内に日中活動の場が少なくてなかなか気楽に集まれる場所がないっていう現状も辰野町にはあると思います。ボランティアセンターとかあるんですがなかなかそういう所には来れなかったりして、辰野のあるNPOさんでもそういう課題が、NPOではその障がい者のところをやってる所でも本当にそういう課題が見えてきて、今年度25年度はその喫茶っていうかその喫茶みたいなことを運営しながら居場所づくりを作っていくって、そこに気楽に来てもらってその障がい者の方とか普通の方も来てもらいながら、日中そういう所に集まったり、土日とか集まったりしてそこから障がい者の就労訓練にまでつなげていきたいっていう考えがある業者もあるんですが、辰野町の今の現状としては今のところは今の今度、下辰野に世代間交流とかできるんですがそういう所の活用とか何か辰野として何か考えてることがありましたらお聞きします。

○保健福祉課長

最初のご質問のですねそういったNPO法人さんでそういった計画があるっていうことのございますけれども、検討はさせていただきますけれども、その休日までですね障がい者のみの居場所づくりっていうのはですね、果たしてですね何て言うかノーマライゼーションと言いますか、地域で普通に暮らしているですね支援方法から少しちょっとあれかなという気もしますので、ちょっと検討させていただきたいと思っております。それから、明日ちょっとご説明しようと思っておりますけれども世代間交流センターにつきましてはですね、ご承知のとおりですね昨年、前の保健福祉課長が説明したとおりですね、お子さんから高齢者まで更には障がい者までのいろんな方がですね気軽にですね使いやすい施設ということでこれから建築していきますけれども、その中でですね障がい者の方のですね居場所づくりがですね、どの程度あるはどのような方法でやればですね上手くいくのかもですね少し検討させていただきますけれども、今申し上げたとおりですねいろんな方たちがですね気軽に集える施設って

いうふうに考えておりますので、例えばこの日は障がい者だけとかですね、そういったことが果たしてできるかどうかはですねもう少し検討させていただきたいと思っております。

○永原（８番）

その日だけ、障がい者だけってということではなく、その地域に溶け込むっていう形で誰でもそういう中に入っていく訓練もさせたいっていう親御さんの気持ちもありますし、その成人になってからも居場所がなかったりという方も何人かいらっしゃるので、ぜひそういう場所づくり、居場所づくり、日中活動の居場所づくりを今後考えてもらっていきたいと思いますが、世代間交流センターもぜひそういう面でもね、そういう人の交流ができるような場所になってもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

○議 長

永原議員、次回からは質問項目と要旨を通告するようにしてください。

○永原（８番）

分かりました。

○議 長

ここで、お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会といたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦勞さまでした。

9．延会の時期

6月10日 午後 4時 58分 延会

平成25年第6回辰野町議会定例会議録(9日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成25年6月11日 午前10時
3. 議員総数 13名
4. 出席議員数 13名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	宮下敏夫
13番	篠平良平		

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	林龍太郎
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	中村良治	まちづくり政策課長	山田勝己
住民税務課長	向山光	保健福祉課長	一ノ瀬元広
産業振興課長	飯沢誠	水処理センター所長	一ノ瀬保弘
会計管理者	宮原修二	教育次長	百瀬辰夫
辰野病院事務長	赤羽博	福寿苑事務長	宮原正尚
消防署長	林国久	両小野国保診療所事務長	河手潤子
社会福祉協議会事務長	守屋英彦		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 武井庄治

議会事務局庶務係長 赤羽裕治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第3番 根橋俊夫

議席第4番 三堀善業

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。夏の風物詩、辰野町の一大イベントほたる祭りも間近に迫りました。今日の天気予報を見ますと台風がちょっと気になりますが、せめて土日ぐらいは雨の降らないよう願っているものであります。傍聴の皆さん早朝より誠にありがとうございます。定足数に達しておりますので第6回定例会、第9日目の会議は成立いたしました。ここで欠席届の報告をいたします。議席番号10番、船木善司議員より本日、質問順位9番、本人の一般質問終了後より葬儀出席のため本議会を欠席したい旨の届がありました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。10日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席2番、成瀬恵津子議員。

【質問順位8番 議席2番 成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（2番）

おはようございます。それでは通告の2項目について質問いたします。初めに風疹の感染予防対策について質問いたします。ご存知のように今年に入り風疹が大流行しております。風疹の患者数は既に昨年1年間を大幅に上回っており過去最悪となりました。流行拡大が続く国立感染症研究所の調べでは、今年の患者数は昨年の38倍で統計を取り始めた平成20年以降最多を更新しており、いまだに流行が治まる気配がありません。風疹は急性の発疹性感染症の一種で咳やくしゃみ、また会話などで飛び散った風疹ウィルスを吸い込むことで感染いたします。風疹流行の大きな原因とされているのが30代から40代の男性の2割から3割が風疹ウィルスへの免疫を持っていないこととあります。風疹の患者は8割以上が20代から40代の男性。女性は20代に多く、この世代は男女とも接種率が低い年代、あるいは接種対象外だった男性であると言われております。風疹は決して軽い病気ではなく、大人でも罹ると合併症を引き起こし心臓、肝臓等の重い病気に罹るといっても言われております。また妊婦が感染すると赤ちゃんの目、耳や心臓などに重い障がいを持って産まれてくる恐れがあるため流行を最大の脅威と感じているのは妊婦であります。今後、妊婦と接触する機会の多い家族などは特に注意が必要と思われれます。そこで質問いたします。まず初めに辰野町の

風疹の流行状況と今年に入り辰野町の風疹の患者数はどのくらい把握しているか、お聞きいたします。

○町 長

皆様、おはようございます。今日は一般質問 2 日目でございますが、大勢のまた傍聴の皆さん方も早朝からお忙しい中お出かけいただきまして、大変にありがとうございます。それでは質問順位、第 8 番の成瀬恵津子議員の質問にお答えを申し上げていきたいと思っております。最初の質問は今、流行っております風疹ということでありまして、今議員がご指摘のとおりだと思っております。妊婦さんは感染いたしますと、今おっしゃられたもののほかに胎児が死亡してしまうとか流産してしまうとか、あるいはまた脊椎膜炎、脳脊髄膜炎のことだと思っておりますがを起こしたり、知的発育不全が起こったりと。また脳性マヒにもなるという非常に恐ろしい結果が出てきております。皆で注意して撲滅を図っていかなきゃならないということではありますが、相手をご存知のとおりウイルスでありますので、なかなか簡単に普通の顕微鏡ぐらいでは覗けないという形であります。症状を見て対応してくということではありますが、最初はどうしても風邪のような症状が出ているというようなことの中でやはり、バイオ検査などを行ってその風疹というような形にお医者さんの方で診断をしていくということになります。ご質問は今、辰野町どのふうな状況かということでございますが、おかげさまで現在、上伊那郡、辰野も含めての中ではゼロということでございます。これ、罹りますと今、保険法の適用でお医者さんの方から病院の方から保健所の方へ通知が行くようになっておりますので、名前を公表とかそういうことでなくて、罹患数のことです。ですから一応正式にお医者さんに掛ればカウントされているわけではありますが、そのような状態です。長野県内におきましてはこれ、5月19日からの1週間だけで2名が発生しております、1月からの累計ですと長野県では41名。治ってしまう人もありますので、罹患したというような経験のある方の中の患者数の合計は41名と。全国では非常にこの大阪あたりが1週間、この1週間で204名が出る、累計では1,758名。東京でも112名、累計で2,336名。大都市ですから人口に比例して当然多いことは当たり前ですが、それにしても大きい流行が今出ると。年齢別におきましては、今議員さんのおっしゃったとおりであります。男性は20歳から48歳くらいまでの間。女性は18歳から30歳ぐらいの間で罹患率は高いということになります。なお、また議員さんも言われましたように男性の方が罹る感染率が高いと

いうふうな結果が出ております。今の質問につきましては数字的にはそういうことでございます。

○成瀬（2番）

本当に辰野町はゼロということで本当に良かったと思います。全国的にも、全国的な患者の数の統計を見ますと長野県はわりかし下の方で本当に良かったなと思います。このまま辰野町もゼロでいっていただけたら本当にありがたいなと思っております。次に風疹が大流行し始めてからは、この20代から40代の方、また妊婦や妊娠を考えている女性の方は誰でもが自分は風疹の抗体を保有しているのかどうか、非常に心配したかと思います。乳幼児や中学生の時に予防接種を受けても大人になって抗体がなくなるということや、予防接種をしても抗体ができないことも稀ではありますがあるとお聞きしております。また、乳幼児期に接種しているという本人や保護者の記憶に頼ることは危険でもあると言われております。そこでお聞きいたします。町としては個人の風疹予防接種の有無について過去の記録の保管はどのようになっているのか、お聞きいたします。

○町 長

予防接種の保管暦ということでございますけれども、一応これ予診表という形でもって予防接種の記録は取るわけでありましたが、一応、厚生労働省あるいはまた定期接種実施要綱等に5年間の保存義務ということでありますので、ずっと一生とかですね、何十年もということは今現在日本の国どこでもしてないはずでございます。いずれにしてもその保存義務はそういうことでございます。5年間であります。

○成瀬（2番）

先ほど町長が言われましたように国の政令では接種記録の保存年数は5年と定められておりますが、5年と定められているから5年しとけば良いっていうもんじゃないと思うんですけど、辰野町としては個人でこの予防接種に関してのデータは何年間、5年という定められているから5年間しておくということになっているのか、町としてはどのくらい保管は考えているのか。5年で定められているから5年でもう保管はしていないのかお聞きいたします。

○町 長

議員さんも同じだと思うんですけど、この今あれですね風疹の問題になってきたんで大騒ぎになってきていて、じゃなぜ前もってもう少し、法律は法律ですけども町

はそういうことも危機感を持って取っておかなんだかとかこういう質問になってっちゃうんですね。ですけどこれは現状ではまず辰野町も一応5年間の保存という形になりまして行政っていうのはこればかりでない360度全部ですから。全て保管を何年間とかですね、税金もやっぱり7年とか5年とかですね、いろんなことがありますて莫大なものになりまして、毎年蔵が建つぐらいの保管量があります。病院の方もそうです。コンピューターの形で保管するように段々変わりつつはありますが、そうなるともた別だと思えますけれども、大変なことなんですね。それでやはり問題に応じて、今議員さんの言うような形で20年取るとか、30年取るとか、特に昔から男性の成人が雇るとちょっと重くなると、また第2世、3世の誕生に対しまして影響を持ってくるとかいろんなことが言われております。しかし今、騒がれていますのは鳥インフルエンザ、鳥、鳥、鳥の内は良かったんですが鳥、豚、豚、人間と。一番恐れるのは鳥、即人間へ来る場合ということで、中国でも今どんなふうになりましたかまだ報道がちよちよ切れたような状態になっておりますけど、心配なことでありますし、このウィルスっていうのはどんどん変わってきますので、ウィルスも自分のやはり生命保存、あるいは子孫保存というような形で先ほどのは死んでも、次はそれに先ほど言いましたような抗原抗体反応、自分自身でも持ちまして人間はそういうふうにしてくるからと。ま、意識があるかどうかは別で形を変えてくるんですね。ですから予防接種のものとかそういった治療薬等々タミフルだとかリレンザだとかイナビルとかいろいろ出て来ましたがそれをまた乗り越える、一応撲滅に近くなりますが残ったものはそれを乗り越えてくる。昔から抗生物質もそうです。テラマイシンだとかクロマイだとかそういったものに対しましても、あれはウィルスばかりでなくていろんな細菌類もそうですけれども乗り越えてくる。形を変えてくる。それに対してどう適用していくか。免疫をしっかりと体へ付けさせるもの、そういった治療薬。あるいはまた予防接種。発見されてからそれを培養して作っていきますので、半年かかると。その間にやられてしまうから問題というふうなことであります。大変困ったことだと思います。前にサーズというのが出て来まして、このへんの病院でも、もしそういった患者さんが来たら、これ何床取ってどういうふうにするのかと。いろいろテクニックもガウンテクニックっていうのがありますて、そこへ入った看護師さん出る時どうするか。靴はどうするか。その入院室は陰圧にして廊下とかほかの所よりも圧力下げて、上げますと出ていきますので、下げて外へ出していくような形とかいろんなことをやりまし

た。伊那中央病院もまた駒ヶ根も辰野も一応やったわけでありましたが、それが一段落と思いましたが今度はマースというのがですね今アフリカあたりから、それからもう近代諸国でもありますヨーロッパへ入ってイギリスあたりまで今ずっと感染が増えてます。これ予防薬、あるいは診療薬がまだ開発されてませんので、さっき言いましたように発見されてから半年はかかるわけですので、その間にどのへんまで世界でいくか心配なことです。それに対しましてできるだけことは行政は国と厚生労働と対応しながらしていくわけでありましたが、なかなか準備万端全て予測して整えるというランクの問題ではないということでもあります。したがって辰野は現在5年でありましたが、今後どうするかであります、分かればそんな方法を取っていきたいと思っておりますが、担当課長の方からお答えを申し上げます。

○保健福祉課長

記録の保管でございますけれども、先ほど町長申し上げたとおりでございます。ただ現実的にはですね5年ではなくてですね概ね10年程度は保管をしております。それからこのですね予防接種の記録についてはですね、お母さんたちがお持ちのですね、母子手帳なんかもですね参考になると思っておりますので、そちらの方もですねご確認をいただければと思っております。それから、予防接種のですね今後のですねデータって言いますか記録につきましてはですね今後はですね、紙ベースではなくてですねいわゆる電子化にしていこうかなというふうに、現在検討中でございます。以上です。

○成瀬（2番）

今、前向きの答弁いただきましたけど母子手帳をね、ちょっとお聞きしたところによりますと「母子手帳をしまい忘れちゃった」とか「紛失しちゃった」というお母さんも、結構います。子どもさんがうんと大きくなっちゃった場合、そういう方もいて「何を見たら良いか分からない」という声もお聞きいたしました。今後、行政として今年の風疹の流行のようなことが起きた場合、本当に5年間はやはり短いと思いません。先ほど電子化で考えてくと言われましたが、ぜひ記録はデータファイルできちんとできる限り保管していくべきではないかと考えます。今後、法定予防接種データは特にきちんと保管していただけたらと思います。ある市ではちょっとお聞きしたことなんですけど、昭和52年以降のなんか乳幼児期の接種の記録を紙ベースで何か全て保存してあるんだそうです。ちょっと52年以降っていうのは本当に長い期間保存してあるんだなあと思ってお聞きしてびっくりしてしまっただけなんですけど、先ほど課長

の答弁の中で、10年間は考えていきたいって言っていただきましたが、できるなら私たちはもうちょっと長く保管していただければ本当に非常にありがたいなと思いますが、町としては最低何年くらいならこういうデータは保存していけるのか、電子化した場合は。お聞きいたします。

○町 長

電子化すれば非常に小さいあれですねチップで済むわけですので、それは、またそれが今まで実際に実験した例はないんですけれども、何年経ったら腐食するとかですね、そこへ記録媒体がどのくらいでいろんな、例えば細菌類あたりに侵されちゃうとかそういうデータあるので分かりませんが、一応それ何十年も一般的に保管は小さいスペースで済みますで可能は可能なんです。ですから今回、3日ばしかって言うんですかね、このものが流行ったからそういうふうに議員は言われますけれども、またほかのものが出たらしなきゃいけないですね。ですからどんなものを保管すべきかっていうことも一緒に考えていただきたいと思います。今出たからやる。何でやってこなかった、今後はあれしろ。また何か出るところ。予防接種というものは全部そういうふうに保管すべきものなのかどうなのか。そのへんはご自分たちでも我々だってデータは国も何にも言ってませんのでありませんので、一緒に考えるべきだとこんなふうに思いますし、また厚生労働の方にも結果を見て後ろを向いて今後はこうしろとか言うんでなくて考えられる全てぐらいのものをチップ方式になればですね、データベース化できれば保存できますので、そのものが痛まない限り大丈夫でありますので、指針を出すように我々も交渉はしていきたいと、こんなふうに考えてるところであります。

○成瀬（2番）

はい、分かりました。よろしく願いいたします。次の質問であります、自分は子どもに風疹に罹ったとか、またワクチン接種を受けた記憶があるので大丈夫と思っ込んでいます。またまだまだ流行は続いておりますが、その風疹に罹るとどうなるかという風疹の怖さや、注意事項を知ってもらうためにも、ぜひ風疹の予防接種の啓発を町のホームページや広報などで積極的に周知していくことが非常に大切かと考えます。また行政として相談窓口の体制もきちんと整えるべきと考えますが、町の考えをお聞きいたします。

○町 長

泥棒見て縄なってるようなものでございますけれども、一応そういうデータが出た以上は現在保健福祉課の窓口に啓発チラシ等々置いてあります。今後様子を見ながら長野県下にもう少し増えてきたとかいうことになれば、ほかの方法も取ったり、啓発あるいはいろんな方向も取っていかざるを得ないとこんなふうに思います。このまま沈静化していただくことを望むわけでありまして。誰でも何か現象が出たらそれを見てこうしろ、ああしろって言うことは簡単ですけども、今後何もなかった時に過大にです、ね、過剰に過大にこういったことは過大にしても良いんでしょうけども、何やったかという形にもなってまいりますし経費もかかることであります。もうちょっと様子見させていただきながら対応させていただきます。

○成瀬（2番）

ずーっとじゃなくてもこの風疹が流行が治まるまでの間でも、こういう周知をしていくことは非常に大切かと思っておりますので、また検討していただけたらと思っております。次の質問であります、風疹のこの流行期というのは冬から夏にかけてであります。また例年のピークは夏頃でこれから夏に向かい今後更に発症が懸念されておりますが、抗体のない、ぜひ抗体のない方また、妊娠を考えている方やその周りの方等には特にこの予防接種をぜひ受けていただきたいと思うわけでありまして、この接種費用が1万円前後と受けるには高額で大分負担になります。こういった中、風疹の予防ワクチン接種の公費助成金を決めた自治体が全国的にも徐々に出て来ております。これだけ流行している風疹であります、個人個人の意識も非常に大切であります、まず行政が予防接種を受けられる環境を整えてあげることが非常に大切ではないかと思っております。ぜひ町として風疹の予防ワクチン接種に対しての補助金の実施をすべきと考えます。特に先ほどからも言いますが妊娠を予定、希望している女性や、その夫への予防ワクチン接種の補助は必要かと思っております。ワクチン接種を実施していただければ接種を迷っている人も「じゃあ、受けてみよう」という気持ちになるのではないのでしょうか。ぜひ町全体が最小限に流行を抑えることができると思っておりますので、事態が事態ですので早急にこの補助金のことを考えていただけたらと思っておりますが、町の考えをお聞きいたします。

○町 長

あと詳細にわたりましては、保健福祉課長の方からお答え申し上げますけれども、

こういった一大事にならなければ結構だと思いますが、ことは行政、それから個人、協同して守っていかなくちゃいけないことでもあります。行政ばかりでもだめですし、個人ばかりでもだめです。ちなみに20歳ぐらいからですね、40歳ぐらいまで、39歳までとかですね、一番罹患率の高い所を男女ともに予防接種を全員したとするとこの合計が1,850名ぐらいになります。辰野町で、それでワクチンが今MRワクチンというのが出ておまして、このMRワクチンというのはこの風疹と麻疹と一緒にいるんですね。風疹ちゃ三日ばしかと考えれば良いでしょうし、麻疹って言ったら本当のはしかですね。両方一緒になったもの、非常にだから非常に高いんですね。9,500円とか約1万円近くかかると思います。じゃあ、その三日ばしかが今問題だから実際の麻疹の方はいいからって言って単独のワクチンもあるんですが、これだと5,400円で済むんですが、これ在庫がないと。今あちらこちらの大都会を中心に出てしまっている。じゃあ、何で薬屋さんも作っておかなんだったって言うけども今までデータの無いもの作りようがない。今これから作っていくと間に合わない。でも作った方が良い。今一所懸命作っているところだそうです。今、すぐやるには在庫がありませんので、両方、混合のMRワクチンを適用するよりしょうがないと。これを全額、どのぐらいかかるかっていうとやっぱり1,750万ぐらいですね。1,760万円近くかかる。行政が持てと言われましても手元不如意でありますし、そんな予定もなかったわけでありませう。一部補助ということも考えられます。しかし今このことで補助金があれば誘発することにはなると思いますが、しかしお金が高いからワクチンを予防接種をしたいんだけどできないっていう人は少ないはずですよ。補助金があるからやるっていう人も中にはあるかもしれませんが、誘発になるかもしれません。行政がそこまで言うんだったらやってみようとかですね。でも、1万円とか今かかるんですが、そのお金がために受けたくても受けれないそういう方だとこれは行政が積極的に関与してかなきゃならないんですが、そういう方は極僅かだろう。まだ要するに分からない。同時にまたどんなふうに進んでくるのか。どよんと膨らんでくのか、これでもってずーっと閉塞するのか、終息するのか分からない。そうやっている内に罹っちゃうと大変なんですからけれども、今、上伊那はゼロの状態ではなかなかそこまでいかない。低所得者の皆さんとか、生活保護の皆さんに対しましては当然町の方ではそれ以外の適用法がありますから対応いたしますけれども、お金を出したからすぐ皆がやるというもんでもない。そのへんをよく検討しながら、もちろん必要であればまた議会の皆さん方にも

補正をお願いしてやってくようになりますけれども、今現在ではさて、どうしたものかなというところであります。保健福祉課長の方に名案があればお答えを申し上げます。

○保健福祉課長

先に申し上げておきます、。名案はございません。感染のですね拡大を防ぐにはですね個人防衛って言いますか、それと社会的防衛のこの両輪が必要だと思います。現在この町がですねこの予防接種を実施してもですねそれはあくまでも個人防衛に近い状態だと思います。生活圏がですね、こう広がってまいりましたので、やはりほかの市町村あるいは県を通じてですね全市町村がですねこういった予防接種を実施するような状況にならないとですね、なかなか防げないだろうというふうに思っています。したがってましてですね、県、あるいはですね近隣の市町村とですね少し調整をする中でですね、あるいは状況を見ながらですね先ほど町長申し上げたとおりですね必要とあればですね対応してまいりたいというふうに考えてます。

○成瀬（2番）

本当に個人防衛が一番大事であります。その個人防衛がなかなかできないので辰野町はゼロですが、罹ってしまった方もいるわけでありますので、先ほども言いましたがまずその気を付ける。いろんな注意事項の啓発をホームページとかそういう所でやっていただけたらと思いますし、全員が全員受けてもらえれば一番良いんですが、あくまで希望、これは強制できませんので例えば町で補助金を決めていただけましたなら、希望者という方をやっていただく、全員じゃなくて希望者ならまあどのくらい1,760万円先ほど町長言いましたけど、希望者ならこんなにはかからないかなとも思いますし、全額じゃなくて半額でも良いと思うんです、補助金は。ぜひまたこの補助金のことを前向きに考えてもらえたらと思います。本当に予防接種を受けることは個人のことだけでなく、先ず感染から守ることが大切でありますので、1日も早い補助金の要望と早くこの風疹の流行が治まることを願い、この質問を終わります。

次に2項目めではありますが、辰野町の図書館の管理について質問させていただきます。辰野町の図書館は建てられて31年が経ちます。多くの皆さんに親しまれ利用されております。本だけでも6万2,000冊置かれている図書館は町民にとっても本当にうれしく誇りであり、図書館に行き本を読み、また借りることを楽しみにしている方が本当に多く、ほとんどがそういう方ではないでしょうか。そこで町の図書館が無事故

で皆さんに愛され、また更に便利に利用しやすい図書館になっていただくために質問いたします。まず初めにこの6万2,000冊にも及ぶ書籍、またビデオ、CD、DVDなどが置かれている辰野町の図書館の危機管理について質問いたします。今、南海トラフ地震が騒がれ、また日本全国で頻繁に地震が起きており、いつ私たちも大きな地震に見舞われるか分かりません。大きな地震となると物が倒れ、棚から物が崩れ落ちたり、そのことにより大怪我をしたり中には亡くなることもあります。辰野町図書館の本棚等の危機管理について本棚の転倒防止、また書籍の落下対策はどのようになっているのかお聞きいたします。

○町 長

それでは2つ目の質問でありまして、これから心配される大きな地震に対して図書館、特に書棚って言いますか、そうですね書架、書棚ですね、書棚の問題等であります。どのようになっているかっていうと、議員がご覧になったとおりであります。辰野町の場合には現在そこまで耐震の補強等が進んでいませんと言いますか、まずは建物全体を今までやってました。学校、中学。今各学校の最後の体育館ですね、そこへ手を着けております。この庁舎自体もですねまだこれから耐震診断をしなければいけないというふうなことで、何かあった時の防災拠点がペシャンコになっているようでは指令もできない。また、連絡の統括もできないということでそれは小沢町長の時に消防署の2階の方に耐震、もうすでに大丈夫なものが、本部だけができております。小さい所です。庁舎全体ではまだとてもですので、というような状況でありますから、まず建物全体がどうなのか。中の内部を一所懸命補強したけど全体がガシャンとなったんじゃ何にもならないということで、そちらから入ってますので。ただやることやらないで放ったるっていうことではありません。予算を集中的にまず一番効果的な所から入っていく。そういった意味におきましては書架って言いますか書棚につきましてはまだきちとした手立てをしてありませんが、もう段階的には次の段階に入りますからそこに入っていきたいと私どもも考えております。現在でも書棚はご覧になって議員さん分かるでしょうけど上より下がこう広くなってますから、台形って言いますか、それだけでも助かるかな。真四角なものよりは下が広いほど良いでしょうと。しかしそれだけでは震度6とかね、7とかいうような時には対応できないだろうということで天井から固定する方法もありますし、逆に床から留めてしまう方法もありますし、そしてまた書棚同士をくっつけちゃうという、その方が全体が大きくなりますから揺

れ動く率は低い。というふうな背中合わせになって押し付けちゃう。いろんな方法があります。そんなにお金もかからなくてできるだろうというふうにも考えておりますが、もう1点は本を入れると真っ直ぐこう入るわけですが、廊下に平行に。入れてあるの少し斜めにして奥を斜めに下げておくという手もあります。そうすると本が少し斜めですから、あんまり斜めにしちゃうと今度見る時見れないもんですから、少し斜めにして、それだけでも大分違うだろう。震度1、2の対応では大丈夫だろうとこんなふうに思いますが、しかしそれとて完璧なものではありません。やはりそこにおいて、本の重さで潰されたという、潰されると言いますか命を落としたとか怪我をしたという例もたくさんあります。もちろん書棚が倒れればもちろんであります。そういった例もありますので、適宜、更に次の段階の中で丁度、言われるまでもなくこのところをどうするかということで議論が今始まった、庁舎内で始まっているところであります。本と棚と一緒にこうまだ動けばね、倒れるんじゃないなくて動くだけなら助かるんですが、書棚っていうのは重いし、しかももう固定してあると。書棚は良いんですけども本の方は動きますよね。これ慣性の法則で書棚の方は建物に、建物はこちらへ揺れるとこちらから押し返す力がありますからこう揺れるわけですが、本も最初の内はこう揺れが出ますけどドサッとくるとサアッと慣性の法則でどこまでもいっちゃうという力が働くわけですよ。ですけどドサンと落ちるんですけども、その違いが出てきます。書棚と要するに重さの違うもの大きさの違うものは全部揺れ方が違うという意味であります。そこまでキチッとどういうふうに留めていくべきか。あまり完璧にしたら今度、本を常に出しにくくなっちゃったと、こういう例もありますけれども、そうならんように何とか良い方法を少し考えてみたいと思います。担当課長の方から、教育次長の方からお答えをもしあればお答えいたします。

○教育長

教育次長が図書館の館長を兼ねておりますので、次長の方からお答えをいたします。

○教育次長

ただ今の町長が説明したとおりであります。現在辰野の図書館につきましては、そういう転倒防止の策はまだしてはございません。しかし当初できた当時は町長申しましたように本棚自体が富士山型と言いますか下へいくと、当初の幅より1.5倍ばかり広くなっていますので、当初はそれである程度耐えられるという計算だったと思います。現在それだけで良いかっていうとそういう問題もありませんので、いろんな転倒防止の

策があるかと思っておりますので、今年度それを研究しながら対策を練っていきたいというふうに思います。また、本の落下等につきましても町長申したように奥へ行って低くなるような方法が良いかなというふうに思いますが、取り出しにくいとか、題名がよく見えないとかってということもあると思っておりますし、今、滑り、いわゆる落下防止の滑り止めのテープみたいなのが市販されておりますが、それを本棚の前面側に貼るとか半ばに貼るとかっていう方法をしていけばいわゆる滑り止めで全くゼロじゃないんですが落下の防止にはなるかなというふうに思いますが、逆に抵抗がありますので、本の出し入れで本の底と言いますか、は短時間でボロボロになるとかそういうことも懸念されるというふうに思います。それらも含めながら検討していきたいというふうに思っています。以上です。

○成瀬（2番）

いろいろ考えていただいているようでありますが、図書館の書籍は本当に町の大切な財産でありますし、まず本当にこの書籍も守っていかなければいけませんし図書館は多くの方が利用され、また見ていますと小さいお子さん連れのお母さんから、高齢の方など利用される方は本当に年齢層が厚いわけですが、この利用される方々の安全面など、将来的なことを考えていただき、きちんと研究し危機管理をして書棚等の転倒防止策とか書籍の落下防止対策は早急に実施していただけたらと思います。またいくつかほかの図書館にどのようなになっているかお聞きしましたら、書棚、先ほど町長もいろいろ言ってくださいましたが、書棚につきましては壁に固定しちゃうと例えば移動した時に本箱が書棚が移動できなくなっちゃうってということで、壁に金具などで固定しているとか、天井から固定してあるって言うてる図書館が結構ありました。また書籍につきましては書棚にテープをつけて書籍の落下防止をやっているっていう所もありました。出し入れがとっても出しづらいつてはあるが、落下で怪我した場合のことを考えるとそういう、出し入れがつかいって言うことは言ってもらえないってことでテープで書籍が落ちないように落下防止をやっているって言う所もありました。そんなようなこともまたぜひ、町として考えていただけたらと思います。町内の小中学校の図書館は書棚に家具等を固定して、また転倒防止をしてあるとのことですので、ぜひ町の図書館も早急に検討を要望いたします。次の質問に入ります。辰野町の図書館は町内、また他の市町村とのネットワークが繋がっていないとお聞きいたしました。そのために不便さがあるって言うことであります。他の市町村

に住んでいる所の図書館のカードで例えば伊那市とか諏訪とかそういう所の方がその自分の住んでいる所のカードで辰野町の図書館に借りに来られる方がいるようですが、図書館のカードでなければ借りることができないようになっているとのことです。町内外、隔てなく提供したり、提供していただいたりすることは今後非常に大事ではないかと思いますが、その点についてはどのようなになっているかお聞きいたします。

○町 長

その前に先ほどの質問でございますけれども、結局、書、書棚と本の問題で書棚の方は固定されても中の本が飛び出して来る。本ていうのは5、6冊持っても非常に重いものがありますので、それも危ないということではありますが、動きが違うっていうことですね。やっぱり地震の揺れによって固定されたもののやっぱり一つの揺れによって向こうへ動くという、一つのベクトルも出てきます。本の方も当然自分の質量に応じてベクトルが出てきます。書棚の方は固定すればするほど、今度建物の揺れを反揺れの方ですね、戻す力の方によって戻されることが出てきます。しかし本は固定されてないため、そのベクトルのままいっちゃうと。でベクトルの違いが出てくるからドサンとなって危ないということで、これは各家庭のお勝手にも言われることでもあります。一緒に来ればもっと危ないんですけれども。じゃあだからと言って食器棚を固定するなり留めるなり、金具で留めるなりいろんな方法がありますがそうすると中のものがドシャンと出てくる。それをどうやって止めたら良いかと。一々全部鍵かっけておけるんですけど、毎日の生活の中なかなかそれができませんし、じゃあ斜めにやっておくと先ほどもありますが、そのテープで止めるっていう意味が分からないんですが、ゴムバンドか何か下側の方へ3分の1ぐらいの所にこう貼っておけば飛び出して来ても見やすいかな。そうするともし、揺れた場合も飛び出すような力があれば弱い力だったらそこで止まりますし、真っ直ぐいくベクトルがこう斜めに今度、支点になってこう落ちてくるという形もなってきますのでいくらか良いのかなと思いますが、まあこれは名案がなかなかないんで、今後も考えてみたいと思います。さて、ほかの図書館との連携ということで、これはもう10年来、町でも検討しているところがあります。もう10年来って言いますか15年以来ですね。私も町議やらせてもらっている頃からそんな話が出ておりました。なかなかこれがほかの図書館との結びつきができないのはそれぞれがみんなコンピューターの時代に入りまして、マイコンの管理

をしているわけです。その機械が違うために相関性、互換性、整合性がないためになかなかできない。簡単なものでなくて決行高いお金ですから、じゃあ、各提携をするために機械を買い替えるかっていうとまた何千万もかかってしまうと。それでそれもお金っていうのやっぱり起債か何かで借りたりなんかしてますから、返済が終わらないうちに次を替えるのかってこんなような論議もありましてなかなかできませんが、もうちょっとで今の起債も切れるところでありますので、今後は、今後はって言うても例えば伊那へつなぐのか、伊那と箕輪は違ってるとかですね、諏訪へつなぐ、岡谷は違ってるとかいろんなことがあるんですね。これをどんなふうにしていくのか、皆各図書館で困っているんです。一斉にこの機械が良いよ、ところが機械が良いって言うても日進月歩で特にマイコンだとか、ああいうコンピューターの世界っていうのはほとんど1年ごとに変わってますしね、今までベストだった尾根をまた乗り越えてほかのものが良いとかいろんなこと出てますから、なかなか掴みきれないんですが、できるだけそういうことができるように考えていきたいというふうに思いますし、辰野にも図書館は小中学校にもありますし、小野図書館もありますし、辰野図書館もありますし、それぞれでありますからそれを何とかデータベース化ができればというようなことで辰野町で一部をそういうことやっておりますけれども、同じ機械でないとできないというのがその所以であります。どうぞ質問があれば質問してください。

○成瀬（2番）

今、町長データベース化の話をしていただきましたが、次の質問の中でデータベース化のことについて聞こうと思ってました。先ほどのネットワークの件はまたぜひ検討していった前向きに考えていただけたらと思います。次のデータベース化についてであります。現在辰野図書館はデータベース化になっていないわけですが、町内の小中学校、辰野町の図書館はデータベース化になっているわけですが、町内の小中学校の図書館がデータベース化になっておりません。町内の図書館のデータベース化の検討、小中学校まではちょっとすぐというのは無理かと思いますが、小野図書館なんかのデータベース化の検討を進めていく考えはないかお聞きいたします。

○議長

5分を切りましたので質問、答弁とも簡潔にお願いします。

○町長

それでは時間がないようですので、ダブってもいけませんので教育次長の方からお

答えをいたします。

○教育次長

データベース化の話であります。先ほど議員申されたとおり辰野図書館につきましては現在しております。小野図書館、あと小中学校の図書館についてはしてはありませぬ。とりあえずはコンピューターに入れてくということでありませぬ。現在小野図書館についてはコンピューターが入ってませぬので、まずはそこをしてかないとデータベース化にするということにはできないということでありませぬ。それで、年に1度、蔵書点検等を各図書館行うわけですが、その行うについては確かにデータベース化になれば非常に時間的なロスはなくなってくるという利点はあります。しかし、それまでにもってく間に非常の期間、時間、または手間、金額等もかかてしましますので、今後はそういうことを1歩でも進めるために研究はしていきませぬが、それらの要因があるということでご理解をいたしまして、研究はしていきませぬというふうに思っています。以上です。

○成瀬（2番）

金額がかかるということではあります。市町村の図書館は今、ほとんど今データベース化になっているようでありませぬ。ぜひ少しずつ始めている所もあるようですので検討を要望いたします。以上で終わります。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席10番、船木善司議員。

【質問順位9番 議席10番 船木 善司】

○船木（10番）

さきに通告してあります2点について質問をさせていただきますが、まず1点は町長選についてでございます。この町長選についてはですね2つに分けてございませぬが、まず1点目は今までを振り返ってということで、今までの実績をお聞きするわけなんで、この点については短時間でぜひ簡潔にお願いできればと思ひます。2点目については時間をかけて丁寧にまたお願いできればということで始めさせていただきます。矢ヶ崎町政4期目も残すところ4箇月余りになりましたが、町長にとっては激動の4期目だったろうというふうに思ひます。リーマンショック以来、世界経済は右肩下りの不景気に陥り、日本経済も青息吐息の状態でした。昨年暮、自民党政権に変わりアベノミクスによる経済効果が、大企業に現れ始めたと言われておりますが日本の99%

を占める小中零細企業にも、その効果が早く現れることを期待するところでございます。21年11月、矢ヶ崎町政4期目スタートに当たり「町・人、全てを育てる」をキーワードに掲げ、人や物、安心安全も、環境や教育も色んな事柄を育て上げ、次世代へつなげていく総仕上げと位置付けております。町長4期目総仕上げのこの時期、実績を振り返れば数え切れない程の成果があっただろうと思います。中でも一番大きかったと思われる病院問題については、後ほど質問をさせていただきますので、ここではまだ課題の多い人口増対策、2つとして道路問題、3つとして観光資源の発掘、これについてキーワード「育てる」を振り返り自己評価を簡潔にお伺いいたします。さきほど申し上げましたようにですね、この3項目、1点ずつその評価をですね簡潔にお願いできればと思います。

○町 長

非常にこの難しい質問でありまして、質問というか答え方が難しいことであります。答え方っていうのは簡潔、簡潔ばかりたくさん言うもんですから。おかげさまで住民の皆さん方に支えていただき、議員の皆さんからも支えていただき4期目、何とか乗り切ったということで慣れれば慣れるほど難しくなってきました。慣れれば慣れるほど時間は余分に個人的な時間もなくなって傾注しなきゃいけないような時代へと突入していることだけは申し上げたいと思います。それで簡潔の前にこっちも簡潔に申し上げますけれども、この4期を通しまして非常にいろんな、今議員さんも言っていましたけれどもアクシデントがあった。モナザイト事件がありました。もう説明はいたしません。マイクロシーベルト、今東日本福島で騒いでおりますが、辰野の皆さんはマイクロシーベルトっていう言葉に慣れてたはずだと思います。大変な騒ぎでございました。また山紫水明、風光明媚なこんな水に困らない町の中で上水道の中に油混入という事件がありました。平成15年のことであります。また中央にありました南信パルプさんの会社が、まあ臭い云々とは言いましたものの、急に解散と。2万5,000坪の辰野の中心が空いてしまうという、こういったアクシデント、ハプニングというにはあんまりにも大き過ぎます。何とかそこへ1年以内に次の工場を入れさせていただいたわけでありましたが、その時点にとってはえらいことだということになります。もしあそこが空きっぱなしだと今頃4、5代町長が代わっているんじゃないかと思いますが、ぐらい。また県営射撃場に鉛が出始めた。出るわけです撃ちっぱなしですから。あそこ全部撃ったら定期的に着弾地の砂の入れ替えをしてもらうように

県へお願いしたところではありますが、そんなこともありました。また16年災害もありまして、16年災害の時に電車ひっくり返ったんですね。田中知事さんだったんですが、そのへんのことを説明していると長くなりますから申し上げません。また18年、18年災害大変なことでありましたので記憶に新しいことと思います。何とか乗り越えてまいりました。残念ながら直接的に2名、間接、復旧を入れまして、もう2名、合計4名の尊い命が捨てられたことは非常に残念なことで申し訳なく思っているところでもあります。また急に医師不足になりました。これは国の政策です。臨床医制度の自由化、その大学で臨床の研修しなくても良い、自由にしちゃったために皆大都会へ集中しちゃったというようなことが今も現在も続いておりまして、なかなか地方で医師不足です。同時に最近では看護師不足にもなってきております。まあこんなことで全て町長責任ということで、そのとおりでということ一所懸命足場をつくって頑張ってきたつもりでございます。さて、人口問題、道路問題、観光資源開発だけに絞ってということではありますが、ほかにも教育福祉、企業誘致、健全財政化、大事なこといっぱいあります。しかしここでは言うなということでございますので、外しまして人口問題になりますが、やはり少子高齢化、町にも押し寄せて来ておりまして非常に大きな状態であります。昨日もほかの議員から出たところであります。そういう中で町といたしましては、公営住宅、少し質の高い今までは入る所がないので公共で住宅を造るといようなパターンでありましたが、今はそこに住んで便利なので、公営住宅を借りたいという所得が少し高い層の方も受け入れなきゃいけない時代になりまして、福寿草「アドニス」とう名前で平出の方に公営住宅をテストケース的に造らせていただき、常に満杯の状態ではありますが、今後もそういうことを取り組んでいかなきゃならんだろうと思いますし、また宅地開発、梅畑もこれから着工いたしますし、また林の下宮木、それとか羽場駅の左側と言いますか東側の所も無事空いた工場がありましたので町が造成し、そして民間の業者に買っていただいて造成であそこはきちっと住宅が増えてきております。辰野もおかげさまで当時もう我々の子どものころは2,000世帯か3,000世帯ぐらいしかなかったんですが、現在7,400世帯以上あるんです。しかしそれだけでは核家族が埋めてしまって人口は増えないと。増えてる町を見ますと私も例えば倍以上って言ってますが3、4倍増えないと人口は増えないということですから、もう少し宅地開発をしなきゃいけないだろうというようなことで現在もやっているところであります。そんなところもありました。道路問題につきましてはもうご

存知のとおりでございまして、竜東線、今歩道につきまして下町、平出下町やっておりますが完備されました。同時にまた 153 も 153 号線でございますけれども、とりあえずは徳本バイパスの所をミニバイパス化して直線化し小野の入り口の雨沢、あそこも拡幅をさせていただきました。同時にそれは理由を言うと長くなりますので端折りますがそういうふうに部分開発をとりあえずしておいて、全線、今全線にこれから向けて進んでまいります。拡幅改良して渋滞がないようにしなきゃいけないな。あの道は特に辰野の道は谷の始まる所ですから非常に狭い狭隘な所でありますので、しかもそこをいつも言うように大きい川が天竜川、小野川、横川川とありまして、しかも交通これは良いことではありますが鉄道、線路までいってもう分断してますので、余計この左右の動くには動きづらい所でありますし、狭い所であります。したがって今ある国道なり県道なりが通過交通を流す道路、と同時に生活道も兼ねているということでもあります。これを拡幅改良に持ち込むように今、羽場の方から皆さん方のご協力をいただいて進め、また新町宮木、そしてまた小野へのつなぎ、善知鳥峠までもっていきたいというようなことの流れが現在出て来ております。こういったものがあるわけですが、ほかに城南通り、75号線が新設されましたし、西天線もついこの間竣工を見たところでありますが、新町の所にできあがりしました。また天神原線も 153 号線徳本の改良によりまして、上辰野の方へとりあえずは細い線ですが、入り込めるようには造ってあります。これはとにかく 153 を更に改良しないと有効利用が更に望めないだろうということでもあります。また天竜川の浚渫改良を国でやっていただきましてその時に護岸道路、辰野中学校からふきはらの所ぐらいまでですかあれも改良させていただいて、有効利用できるようであります。今後も護岸ももう少し広げる中でできればというふうなことに今進んでいる最中でございまして、結構これも道路もやってないって言うんですが、結構やってるはずですよ。相当の補助金も入ってます。住民の皆さんの協力も多大に得ております。まずはそういう便利な所をしていかないとやはり交通の要所だと言っていただけでは時代がもう辰野駅から伊北インターへと中心が変わってきまして、マイカーの時代ですからそれに対応できるような対応をしないと人口が増えていかないと、こんな状態で基礎固めをさせていただいたところあります。観光資源ですか、も言いましたけっね。

○船木（10番）

はい。

○町 長

観光資源につきましては、たくさんあるわけでありますが、観光とは光を観るって書くわけですが、光とは何かというと、めずらしいものがあるとかそんなことでなくて滝があるとかそういうことばかりでなくて、その人、そこに暮らしている皆さん方の大事にしているもの。自慢できるもの。しかし自慢しなんで自慢も気が付かなんで、しかしよそから見ると非常にこれは素晴らしいもんだ。こういうものは全部観光であると。暮らしざま、それから人々たちの一所懸命守っているもの、また新たに開発しているもの。全てこれを掘り起こすようにし、通年観光に持ち込むということで観光立国でありますから一番最初にこれ、笑い話ですが観光立町って一番最初に言ったの私なんで、その次に県が観光立県という。それで今度、国の方も総理大臣が観光立国なんていう言葉を使い始めたわけでありますが、こんな順序なんてどうだっていんですけれども、そういうことで辰野を観光し最近ではもう伊北、箕輪、南箕輪、それで観光協会を立ち上げましたし、また上伊那全体でもこの観光をしていくということでボーダーレスに大きく観光でインバウンドって言いまして円安もいろいろあるわけでありますが、外人客も来てほしい。日本の中でも良い所観てほしい。掘り起こしてほしいということでもあります。「まだまだあるある、掘ればあるある、キラッときらめく辰野の観光」とこんな名打ちをしながら、また今まであるホテルの横川溪谷もしだれ栗も大事にしながら進めているところでもあります。こんなことでいいでしょかね、簡単明瞭って言えばそうなっちゃって味もそっけもなくなっちゃいますが、そんなことが現在進んでいるとこんなようなことでもあります。

○船木（10番）

ただ今町長の答弁ではですね、この矢ヶ崎町政の歩み、1期から4期まであるわけなんですけれども、この中、かい摘んで話をいただきました。それではこれからどのように今までのこの実績をつなげていくかでありますけれども、まず、10月の町長選挙についてであります。町長は4年前、現状を山に例え「今は7合目、後はみんなで一緒に登るだけ、傾斜は急にきつくなるが最後に皆さんの力をお借りしたい」としながら、今日まで粉骨砕身、町のために取り組んで来たことを大きく評価いたします。3月議会で、町長5期目に向けての質問では「目の前の町長業務にひたすら努めている」として明言は避けましたがおそらく10月27日でありましょう、町長選、投票日を目前にした現在5期目はあるのか、ないのか、その意向を声明すべき時期と考えます

がいかがでしょうか。町長、所信をお伺いいたします。

○町 長

大変、私個人のことに触れていただいてご心配いただきますことを大変ありがたく感謝申し上げます。仕事に追われてて考える暇もないっていうのは本当どこの首長も同じだと思いますが、しかしそんなことも言ってもいけません。そこで普段ですとこの議会、6月議会の冒頭に自分の去就を辞めるにせよ、出るにせよ明らかにすべきだと私は前から思っておりました。しかしいまだに、新たに出たいというところが見えて、ほかの人が見えてきません。私も4期もやらせていただきますとまあ、町に對します、あるいは人間的にもその遠慮も出てきます。で1期目、2期目、3期目、4期目のように、何が何でも出るぞってこんなことでなくて、できれば今のこれは非常に難しい時代に入ってきておりますので、町長なられる方がいけばなった以上は失政のない限り、3、4期は頑張っていたきたい。そうしないと事実上の力が出ない。国、県に対する交渉ほかしてやりましても、全て人脈だけですね。ポイントは。人脈がないといくら理屈を言ってみても、屁理屈を言ってどなってみても、頭下げてもだめなものであります。そして住民がその首長を中心に少しでもこうよくなっていくまちづくりするには、そういった力が必要でありますので、できれば50代前半、私も考えてみますと54、私に拘る必要ないんですが、私も54歳から皆さんのおかげで首長にならせていただいたわけでありますから、そのぐらいの人たちで勢いのある人いないかということで、自分自身もこの2、3年2、3人には当たってきました。なかなかリーマンショック、あるいはまたほかの辰野町の必要な団体の方の幹部に入っちゃったりということで、このうまくいかないもんです。ほかにも当然ないだろうかというふうに考えております。えらい60代、しかもでやるならばこれは1期かそこらしかできないはずですから、それはもう止めた方がいい。そのぐらいだったら私がもう1期やる中で次の若い人を育てた方がいいだろうというようなふうにも考えます。そして私が現在、こう表明できていませんのはそういった出たいという皆さん方が矢ヶ崎がやるから、じゃあよすかっていうんじゃないいけないということで、道を塞げないで空けているつもりでいます、今現在。それで無理にということもありますし、忙し紛れもあるわけですが去就が今はっきりできないというのが現状であります。したがってもうちょっと、さりとて私の方も万が一やるということになってまいりますと、これも間に合わなくなってくるので、もうしばらくの間、誰か若手で頑張ってる、で

できればこういう時代ですから、非常にいろいろな苦勞をしている経営経験もある若い人はいないかなということ、呼びかけていきたいとこんなふうに思っております。と言いましても一応、一定の要件はあると思います。出てくる方も。一定の要件でもそんなに難しいんじゃないくて、ごく一般常識的なことで良いと思うんです。そういうことを兼ね備えた方がいれば、またよく適宜見ながら、道を空けたいとこんな気持ちもあります。しかしいつまで待っててもってということになりましても困りますので、私の方ももう少しすればということ、ようやくここで私の後援会に相談しかけたところでもあります。本当に6月に入って、つい最近、さてどうすべきかということをはしかけたところでもありますので、嘘も隠しもなく、そういったことで道も開きながら、またそういった方、思い切ってやっていただく方がいれば歓迎しながら、バックアップをしながら、しかし出なければ出ないで、誰もいないわけにはいきませんので、また我慢してもらえないかなというようなことも考えながらもう少し、みさせていたきたいと。そういうことで答えになっているかどうか分かりませんが、お願いを申し上げたいと思います。

○船木（10番）

ぜひ、答えを出していただければと思います。町長4期目のですね平成21年3月のこの定例会で出馬表明をしました。で6月のこの時点では、取り組みの具体化まで入っております。もう時間的なリミットだろうと町民的にみてもですねそんなふうに感じます。若い人が出て来てほしいということはですね、町長いまだに表明しないということはそこに何かあるのか。道を塞いでいないという町長、道を塞いではいないという町長のお考えのようですが、他方考え方によっては道を塞いでいるんじゃないかという見方も中にありはしないか。もうこのへんで表明すべき、決意すべき時期だと思いますが、再度伺いたいと思います。

○町長

3月議会からずっと通しまして道を空けてるつもりでおりますが、まだ周知徹底されない部分がありますので、この議会の船木議員の大変ありがたい質問を通させていただきまして、もう一度住民の皆さんに若手でやる気のある人はいないだろうか。女性でも男性でも、できれば3、4期できる人。でごく一般的な常識的な要件を兼ね備えている人、歓迎すると。もう1回だけ呼びかけさせてください。それでもやっぱり出るにしても出ないにしてもタイムリミットってあることは事実でありますので。6

月中くらい、7月に入るぐらいまでの中では去就をはっきりしたいと。また出る方があればそれまでにちょっとお知らせいただきたいとこんなふうなことを考えております。以上です。

○船木（10番）

今の答弁で光が見えてきたかな、先が見えてきたかなというふうに理解をしたいと思います。後援会へ話し始めた、それから相談をし始めたということはですね、出馬に向けての話し始めたというふうにも私は理解をしたいと思います。

次は病院問題についてであります。辰野病院の新築移転は、町長4期目の最大な事業であったらと思います。新築になった辰野病院は、上伊那地域医療を支える公立3病院のうちの1つとして急性期病院の後方支援である回復期を担う使命は重要であります。これらに加え辰野病院は病院を核にしたまちづくり、まちづくりにとって辰野町にとって最も相応しい姿であると思いますし、加えて益々高齢化が進む当町にとっては欠かすことのできない施設であることは、町民一様の考えであろうと思います。前回は看護師・医師確保対策について質問しましたが、前回出できなかった部分についての質問であります。先ず1点目は病院機能評価についてであります。病院機能評価は言うまでもなく、医療の質と安全の向上を目的に一定基準に従って中立な立場から医療施設を評価するために始まり、この一定水準を満たしていると認められた病院が認定病院として信頼と納得が得られる医療サービスを提供するものであると義務付けられております。私の調べでは平成24年度末、日本の8,400余りの病院のうち、既に2,450箇所、すなわち28%余りの施設がバージョン6なる段階の認定を受けているようであります。また最近までは社会的なブームとして審査を受けることは当然と考え認定病院が増加してきましたけれども、その後は審査を受ける病院が減少傾向にあると言われております。その理由としては「マニュアルに基づき日頃の業務をきちんとやっていたら良い」といったためだという声が聞かれております。辰野病院も機能評価を受審するとお聞きしましたが、その取り組みのほどはいかがでしょうか。評価段階も現在はサードG、バージョン1.0、一般病院1と変更になったこと。評価基準も年々難しくなり経費も増加傾向にあると聞いております。また、評価項目は多岐にわたり、加えて膨大な項目とも聞いておりますので、専任職員の配置、並びに病院スタッフを巻き込んだプロジェクトチームを立ち上げて、十分な検討と万全な準備が必要だと思います。お聞きしたところでは、コンサルタントに依頼するようすけれ

ども病院スタッフがまずその気になっているかどうか。これが前提であり、ここが最も肝心であります。お尋ねします。病院機能評価を受審するに当たり、取り組みの体制、予算規模、具体的なスケジュール、更には誰のためにいかなる効果を狙った受審であるのかお尋ねいたします。

○町 長

今、現状を申し上げます。病院の機能評価、これも大事なことでありますということで、現在では議員ご指摘のように今年度中にコンサルタントの契約を申し上げ、そしてまた叩き台を作っていただく。もちろん皆やる気なんですけど、一応パターンとかそういった外部ソフトの部分だけはコンサルトの考え方、同時にまたほかの病院の方も全部見比べた状態の中でということで一応、叩き台を立脚し職員一丸となって26年度、遅くも27年度には、受審、病院で受審っていうのもおかしいんですが、受ける、審査の方、そっちの受審をしていきたい。こんなふう考えたところであります。ただ1点、今議員おっしゃられましたように、全国では8,400の病院がある。そんなにあるかっていう人もあるんですが、実は9,000あった病院がこの7年間で8,400に減ったというふうにお取りいただきたいと思います。やっていけず医師不足、いろんなことで、いつも言いますが千葉市の大きな400床の病院、潰れたまま厚生労働も放りっぱなしで何もできてません。1人、2人のお医者さんが診療所、ほんの一部を使って診療所をやっているっていう話は聞きますが大変なことでもあります。この医療改革の中にどれだけの住民の皆さんが苦しんでいるか、地方の病院のことを考えてもらわなきゃならない。そんな中の8,400。尊い8,400だと思います。そんな中で2,450が認定を受けているということはそのとおりだと思います。ついこの間、県の町村会の役員会で、ある病院を視察に行きました。そこはやはり町がやってる、町がやってる抱いてる病院であります。非常に名医がいまして整形なんていうのは、こんな医者少ない中で8人もいて、そしてその県は長野県とは申しませんのでその県外からも患者さんが来る。紹介がある。いろんな手術もされたりして、特に脊髄なんかの名医だと。ほかの整形も全部やっているようです。それで内科もあり外科もありやってたところ、あれよ、あれよという間に内科、4人いた内科がゼロになってしまった、という話をその院長、整形の先生でしたが聞いてまいりました。これどうしようもない。食い止めようがない。それで、いろんなやはりそれだけの有名な病院でありますから、システムもこれをあえてこの機能評価とは言いませんけど、いろんな

システムやった。しかしそれ全部スタッフが揃っている状態のことであってこうなっちゃうと、そんなとこいっちゃいけないよと。とにかく医師確保するよりしょうがないということで、あの手この手で診療時間も割いてその院長は飛び歩いているようですし、首長も一所懸命あちらこちら顔出しているようですが、結果的に医師不足の解消は医師を入れるよりやむを得ない。医師を入れるにはどんなことをやっても信大とのつながりだとかいろいろなこと言ってますが、人脈しかない。ここに尽きると私も思っております。そういった意味の中でこういった機能評価とかいろいろなこともありますけれども、これで雁字搦めにやってみても医者がいなかったらだめなことでありますので、そのへんも平行して、この機能評価もあればとっても良いことでありますし、スタッフが揃っていればこんな機能もお互いがお互いをこう刺激し合って、患者さんのために一所懸命やれる、こういったマニュアルづくりには最高だと思いますので進めていきますが、そんな環境も。ですからまだまだできたとはいえ、またお医者さんたちもここ2年で2名新しく医者を入れたとはいえ、ヨチヨチ歩きの状態の中で雁字搦めにしていっていかってという部分もありますので、あっても2年後、平成27年ぐらいのことですから大丈夫だと思いますので、早く取り入れていきたいとこんなことであります。質問以外の余計なこと言っただけで申し訳ないと思っておりますが、大事なことでありますのでよろしくお願いします。

○辰野病院事務長

それでは私の方でいかなる効果があるのか、また取り組みの体制、予算規模の方、質問ありましたのでそちらの方をお答えしたいと思います。医療機能評価ですが、やはり施設の整備、またはマニュアルづくり、各種委員会の設置、そういうものに対して一つずつ点検して行って、認定を受けるっていう状況になります。この中で、やはりマニュアルづくりとか、委員会作ったりとか、それにつきまして職員の質の向上、単に認定を受けるためのものではなくてその過程の中で職員の質ですね、マナーとか対応とか、そのへんを作るためのものを目的として今回受審しようということで、取り組みを行います。また、取り組みの体制でございますが、やはり専門的なものがありますので、やはり機能評価の検討委員会っていうのを設置しまして、それを元に進めていくんですが、いわゆるどうしても多規模にわたりますので病院の職員全体で取り組みを行っていかなければならないということで、既に3月の機能評価検討委員会の中で、機能評価を受審するっていう意志表示はいたしてあります。ただ今後ですが、

病院長をトップにキックオフってよく言われるんですけども「じゃあ、やるよ」っていう、そういう意思表示をもう1度やるような経営機能評価をまた今後開催しながら始めていきたいと思います。後、費用の件ですが、先ほど町長が申しましたとおり、私どもだけではちょっとできないっていうことで業者の方に委託します。そういう中で評価の認定取得までを含めまして、なから450万ほどを見込んでおります。また日本医療機能評価機構の受審の方につきましては130万円という数字をいただいております。以上です。

○船木（10番）

今まで病院問題が話題になるたびにですね慢性的な看護師不足というのが常に出ています。私もこれが一番大きな課題であろうと思っております。先日の『たつの新聞』にも25年度の採用計画が載っておりました。この中にも看護師5名を予定しているという数字が載っておりました。先ほども私、述べましたけれども、まず皆で取り組む意欲、意識が高まらなければだめだということで、看護師のモチベーションを高めるためにはですね、慢性的なこの看護師不足の解消、これがまず最初だろうと思うんです。この看護師不足解消に向けて来年度26年度、5名の採用で解消されるのかどうなのかそのへんの見通しはいかがでしょうか。

○辰野病院事務長

先ほど議員が言われましたとおり、新聞のほうに5名の26年度採用っていうことで載せさせていただきました。この5名につきましては成人枠と申しますか、採用としましては今年25年の10月採用ということで出させていただいております。既に7月に1名看護師を採用するっていうことで決定をしております。まだ少ないっていう中で予定としましては26年の4月にそのほかに6名の看護師を採用するっていうことで、また広告の方を出ささせていただきます。現段階では4月にやはり10名ほど看護師採用しましたが、まだまだ病棟の方では看護師長がそのサイクルの中に入っていると。準夜、深夜、行っているという状況が続いております。4月に採用した看護師も他の医院から、病院の方から来られた方は即戦力ということで既に夜勤とかやっておりますが、新卒の看護師につきましてはどうしても慣れるまで時間かかるっていうことで、私は半年10月にならなければ一人前の看護師としての業務ができないということで、今一所懸命で勉強しております。この中で10月過ぎには先ほど私申しました5名の採用。これは他の病院からの成人枠っていう形で入れさせていただくんですけども、

そういうのが入れば看護師の方にも若干仕事の方ゆとりが出て看護師長も通常の業務ですね、に戻れるんじゃないかと。またゆとりができれば先ほど申しました機能評価の方の取り組みのマニュアル作り等につきましても力が注げるんじゃないかと思っております。以上です。

○船木（10番）

慢性的な看護師不足の解消そのものがですね、病院の評判を上げる、そこにつながっていくだろうと思います。ぜひ取り組みを強化してもらいたいとこんなふうに思います。次は病院の個室料金についてであります。個室料金の設定はシャワーがあるかないか、これで5,250円、もしくは3,150円としているだろうと思います。広さや方位までを料金設定に加味しているかどうか疑問に感じますけれども、これはいかがでしょうか。1日、陽の当たらない病室でも高額料金はいかななものか。また個室のシャワーは使い勝手が悪くシャワーを利用できる患者の多くは浴室を利用していると聞いております。個室を利用する多くの方々は、大部屋では周りの人に気を使う、そんな患者だから個室にしてあげたい、という家族の心使いがほとんどであり、5,250円の病室の方はですね、ここの患者は「3,150円が空いたら替えて欲しい」という要望がほとんどであるというふうに聞いております。今年3月時点の3,150円の病室利用率は27.0%。5,250円の利用率は20.4%というデータが出ております。また個室以外の78床の稼働率、これはは81%であり利用の少ない個室の稼働が病院全体の稼働率を73.8%まで下げていることが明らかであります。個室の料金設定は近隣病院を参考にして決定したと思われまますけれども、近隣の急性期病院の在院日数は平均11日。辰野病院での平均在院日数は19.6日といったデータが出ており、更に長期の方は1箇月以上入院しておられるという患者もおられるようです。したがって近隣の急性期病院とは比較にならない高額な差額料金を患者さんは支払っているんだろうと思います。伺います。実情に即した料金見直しをすべきと考えますがいかがでしょうか。病室の利用料金を下げることで、個室の稼働率の向上につながり、病院経営に資することと考えます。併せて患者満足度の向上、即ち町民益につながることを考えますがいかがでしょうか。見解を伺います。

○町 長

それでは次の質問にお答えいたします。その前に先ほどちょっと触れたところでございますが、実例のことなんですけれども当時3、4年前から公営企業全適を受ける

とかいろいろなことが叫ばれました。そうしてないんでだめだとかいうようなことで、それを入れた病院もあるようです。この近くではもちろんありませんが、既に3年公営企業の全適を受けて新しく理事長を入れて、そして病院長もありということで、その市なり町なりはバックしていく体制をとりました。その理事長が今度お辞めになって結局誰も次の理事長に成り手がなくて、院長がその公営企業の全適の理事長を兼ねてってというような所も出てき始めまして、さて、そういうものが本当に形式的なことをやるのが良いのかどうなのか。形式じゃなくて非常に有意義なということやってるわけですが、そんなこともあります。なおまた先ほどの看護師の問題でありますけれども辰野では、看護師長がいますけれども総師長でなくて、まあ総師長もそうなんですけれども看護師長もサイクルってというのは、夜勤にも入る、入ってもらってということでもとても苦勞していることも事実です。患者さんの対応が良いとか悪いとかありますけれども、そういう中で誰も入ってくれないかな。看護師も非常に少なくなっちゃって、やり手が少なくて困ったと。おかげさまでこの4月には大体10名前後ぐらい入っていただきましたし、で先ほど言いましたようにここでまた入れ、また来年の新規で6名近くも募集をしていきたいとこういうことであります。最初っから全部30人も40人も揃えたらどうだろうということ話もありますが、それは経済のアベノミクスと同じであまり、理想的なことで揃えてしまいますとそんなに来っこありませんし、もし揃えたとすると経費倒れになる。売り上げと言いますか患者さんが増えてくのは徐々に増えてくるわけで、それを前もって30人もいてやることなくていたような状態だと病院のスタグフレーションみたいになっちゃって、売り上げ上がらずの経費倒れという形がありますから、段々に徐々にしながら先生方の意見も聞いて、先生もこの入院どのくらいまで取れますかと、確認しながらもっていくという方法を現在とっておりますので、それでもその方法を出せば今のところもうその8掛けぐらいは応募してくれて、入ってくれてることを非常によろしいと思っておりますが、まずは1にも2にも医師と看護師とそういうスタッフに対することをきちっと応募していかないと何やっても全部元から崩れるとこんな状況であります。今の質問の料金の問題であります、特別室は辰野病院は8,400円で旧辰野病院も8,400円でした。ちなみに伊那中央病院は1万5,750円。昭和伊南病院が1万500円。国保軽井沢病院、これは特例でしょうが、3万1,000円なんていうのがあります。これは特例でしょうと思います。諏訪赤十時が1万5,700円。諏訪中央病院で、茅野の上にあるのが、1万

500 円です。個室に入ってまいります。現在辰野町は 5,250 円をいただいております。伊那中央病院が 8,400 円。昭和伊南病院が 6,820 円。岡谷が 4,200 円ですからちょっとこのへんをマークした方が良いと思います。それで大町病院がやっぱり 3,150 円。諏訪日赤が 8,400 円。諏訪中央が 6,300 円。ですから急性期、話がありました急性期は平均が 11. ですからもう治らないうちに出て行けなんですね。そうしないと次の、各地域に急性期を受け持つ病院が少ないもんですから、医師不足だから。昔は 1 病院完結型でどの病院でも大体急性期やってましたが、今集中で分けて、そのかわり亜急性期を引いてやるよと。こちらでもって受けてやる。そうしないとその全体の中からいきますので、ベッドを塞いじゃって患者さんが入れないということで、急性期はおいしい所取りであります。この特別室も料金も、また手術料だとかそういうふうなことで一番お金の、診療報酬としていただけたところをもらって「はいよ、じゃああとは亜急性期お願いしますよ」と。亜急性期になりますと、今度は加療の方も少なくなってきましたし、さりとて家にはまだ帰れない状態。術後ずっと見て、薬剤調整をしたり、また手当てをしてかなきゃならん状態であります。したがって長くなります。長くなるのに特別料金、あるいは普通の人々の料金も安くなる。ということで、ちょっとこれは厚生労働のやり方もおかしいんで、また今一所懸命いろいろ厚生労働へもお願いをしておりますけれども、もうちょっと亜急性期も見てくれというふうなことであります。しかしその中でございますので、一応その説明はそんなところでございますが、やはり長くいることも事実でありまして、亜急性期ですからどうしてもなる、そうなります。もう家庭へ帰る直前まで受け持たなきゃいけないわけですから、リハビリも課して。料金体系につきましてはこれお医者さんが、辰野病院の医師会でこう判断をされた金額でもあります。したがって医師会の方へももう少し、途中で変更もできるわけありますので、10月1日開院の時の前に決めたものでありますから、相談はしてみたいとこんなふうに思います。事務長の方から何かあれば。

○辰野病院事務長

個室の利用料金につきましては今、町長から説明した経過でございます。ただ、新しい病院を今年の10月に建てたんですが、やはりその最近の患者さまに対しましてはどうしてもプライバシーの関係とかそういうことで、個室希望っていうのはすごく多いっていうのが実情でした。その中で新しい病院も4床室もありますが、個室もなるべく多く取ろうということで当初はもう全部個室にしようかっていう案も出ましたが、

それはやっぱり無理だっていうことで、現在22床を個室っていうことで作ったわけがあります。その中で料金の方の設定今、町長が先ほど言われましたとおり、近隣病院の方で合わせて作っているんですが、やはり30日入院する患者さんにとってはやはり5,000円の負担となりますと月15万円ほどかかってしまうと。そのへんの負担というのはやっぱり大きいってというのがやっぱり厳しいものがあるかなというように思っております。やはり急性期病院と亜急性期病院の違いっていうものはそこに出てくると思います。そうはいつでも少しでも個室を埋めるためにはやはり患者さまのニーズ、それに合わせる料金設定を考えていかなきゃいけないかなとはやはり思っております。以上です。

○船木（10番）

私が特に申し上げたいのはですね、病床稼働率を70%以上に上げることによって、病院経営はトントンになるだろうということでありまして、先ほどのデータを申し上げましたけれども、個室料金を下げて病床稼働率を上げる。このへんがまず狙いだというのを強く申し上げまして、次の質問に移ろうと思っております。亜急性期病床についてはですね昨日も質問がありましたけれども、私なりの切り口から質問をしていきたいというふうに思います。辰野病院は、伊那中央病院、諏訪日赤病院を中心にした急性期病院の後方病院として亜急性期患者を担う役割を持って、新築移転時、亜急性期病床数30床を厚生局へ届け出し、近隣市町村に対しては正に亜急性期病床を「売り」にしてきたところだというふうに思います。しかし一例として307号室は男性用。4床の亜急性期病床として届出してあるようですけれども、使用実態はないとお聞きしておりますが、なぜ使用されていないのでしょうか。亜急性期病床がいつも空いていることに疑問を持つ1人です。経営収支トントンといわれる病床利用率70%以上を維持するために亜急性期病床稼働率が大きな課題であることをデータが示しております。辰野病院へ紹介で転院してくる患者は、亜急性期病床ではなく退院まで一般病床を利用する患者が殆どであるというふうに聞いております。一般病床の患者をですねどの様に亜急性期病床へ移し、そこからいかにして在宅へ移行していくか、この点も大きな課題であります。上伊那医療再生計画も今年度が最終年度であり、伊那中央病院の後方病院として、更には諏訪日赤病院、近隣急性期病院の支援病院として亜急性期を適切に回し、退院支援につないでいくことが、亜急性期病床を抱える辰野病院の使命だと思います。亜急性期病床の稼働率を向上させるには、いうまでもなく急性

期病院との強い連携、これが不可欠であります。一方、辰野病院の亜急性期病床は15床から30床まで増やしてきたところですが、辰野病院の亜急性期病床は何床が適正値であるのか、適正数であるのか検証すべき課題と考えますが、いかがでしょうか。病床稼働率を向上するため100床病院にしては亜急性期病床25、26床が取りあえず今時点では、実情から見ても適正だろうと考えますがいかがでしょうか。先ほども触れましたけれども、亜急性期病床30床を「売り」にするには急性期病院との連携を整え、強化しほかの病院にも伍して、近隣のですねほかの病院にも伍して患者確保に努めるべきと思いますがいかがでしょうか。新病院の償還が近くに始まることも踏まえ、いずれにしても病床稼働率向上が不可欠であります。町長のお考えを伺います。

○議 長

質問時間が4分を切りました。質問、答弁とも簡潔にお願いします。

○町 長

亜急性期30床を現在、辰野病院は謳っております。亜急性期病床が少し空きがあるということにつきましては、伊那中央病院、あるいはまた諏訪日赤、辰野はそういうようなことでほかの病院とも連携してしますので、亜急性期患者さんで適宜な方があればお受けしたいというふうなことでありますが、まず医師の数。診る医師の数。その次はそれを医師が入院させても良いと言っても看護師さんが、本当に夜勤までずっと含めてローテーション組めるかどうか。このことで満床ができないのが実情であります。ただ、たまたま亜急性期病床っていうのは例えばICUだとかCCUみたいに特別な病床があるわけじゃないんです。普通病床と亜急性期病床っていうのは名前が変わっているだけのことで、ベッドも酸素から何から全部付いて全く同じでありますし、同じ所でありますので、看護師さんが効率的に今の患者さんたちを看ていくには近い所で入院していただいた方が看やすいことは事実であります。亜急性期、ちょっと私も事務長からお答えしてもらいますが、307が特別ポーンと空いてるかどうかちょっとよく分からないんですが、そういうようなこともあります。で亜急性期っていつて色が違っているとか、ベッドが違うとか何か柵がやっているとかがそういうことではありませんので、適宜応用の中で亜急性期でとった患者さん、あるいは一般病床で普通に辰野病院で手術されたり、辰野病院で入院したり、慢性な方とか、こんなようなことでやってるわけで混在されておりますので、そのへんは理論的なことはどうか分かりませんが私はそんなふうに考えますが、事務長からこういうご指摘初めてでありま

すので、いずれにしましても看護師不足のために30床は満床にならない。これは事実です。

○議長

1分を切りましたので簡潔に。

○辰野病院事務長

その307の件に関しましてお答えします。こちらの病床内科系の亜急性期病床、全部で8床のうちの4床ですが、やはり看護師不足っていうことで受け入れができなかったっていうのが真実でございます。ここで看護師増えて参りましたのでこれから307には逐次入れていくっていうことで院長とは話ができております。以上です。

○船木（10番）

与えられた時間が、一杯になりましたんで先ほど町長の方から全適については説明、答弁をいただきました。これで質問を終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時50分といたします。

休憩開始 11時 39分

再開時間 11時 50分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席11番、中谷道文議員。

【問順位10番 議席11番 中谷 道文 議員】

○中谷（11番）

事前に通告してあります「町の観光資源の掘り起こしと充実に向けて」と題して、質問をさせていただきます。今、辰野町では第65回ほたる祭りも開幕式を数日後に控え、準備も着々と進んでいます。本年も例年以上のホタルの発生が見込まれるのではないかと予測されており、大いに期待をしているところであります。そこで私は今回ほたる祭りにちなみ、ホタルで町おこしをテーマに質問させていただきます。質問内容は次の3点であります。1点目はホタル童謡公園に「ホタルミュージアム」風な施設を建設をしてみてもどうかと。2点目は観光立町として今後、観光事業に力を入れていくについては推進組織の強化が非常に大切ではないかと思っております。3点目は観光事業の推進のための施策を実行していくことが重要かとこんなふうに考えまして、以上3点について順次質問をさせていただきますので、ご回答をよろしくお願いいたし

ます。1点目のほたる童謡公園にホタルミュージアムを建設してはどうかと思い提案し、町長のお考えをお尋ねいたします。観光室のお話では、今年のほたる祭りの期間には辰野町に訪れた人は16万人とのことでした。祭りの期間は約10日間でありますので、1日あたり平均1万5,000人と大変な人出だったなどこんなふう感じているところであります。また、ほたる童謡公園は平成15年4月に開園とのことでありました。約10年が経過し今では、松尾峡と連動したホタルの名所であり、町民憩いの公園として大変重要な施設となってきました。町としても、ホタルの増殖用の水路や公園整備、大型遊具の導入も25年度事業で予定されてるとお聞きし、また65周年記念事業として、無線通信網の整備を計画されている、とお聞きし町としても大いに観光事業に力を注いでいるなあとこんな感じで高く評価をしている者の1人であります。そこで町長に質問します。私はほたる祭りに来た人が「日程が取れなかった」、また「ホタルの飛ぶ時期に来られなかった」等をよく聞かれます。「有名な辰野のホタルの実態を知りたい」また、「辰野の近くを通ったので、ホタルの何か資料や実態を見て帰りたい」との声があるのも事実であります。また、私ども交通整理の一員としてそれぞれ場所に配置して立っておりますが、一番聞かれることは「この近くに食堂はないか」「どの辺に行けば食事をとることができるか」こんな質問が大変多くあります。どうかホタルの展示館と食堂を併設したようなホタルミュージアム風な施設をぜひ今後考えていく必要があるのではないかと、こんなに思っています。平成14年度頃の建設に取りかかる頃にはホタル展示館の計画もあったようにもお伺いしております。当時は、町の経済情勢やまだまだ時期尚早等の声もあって実現ができなかったのでは、と憶測をしているところであります。現在は当時と違い、大変に有名になり、多くの観客が訪れるようになったことや、町が観光立町と言うことで、ホタルに力を注いでいるのも事実です。国もアベノミクスの第三の矢であります、地域力の造成と言うことで地域に活力を生むための施策には、十分に支援していくとの方針と聞いております。これから5年先の第70回ほたる祭りには、ぜひ仮称ではありますけど「ミュージアム」を建設しコケラ落としには、ぜひ水森かおりさんと呼んで「辰野の雨」を歌ってもらうぐらいの段取りを提案したいのですが、町長の考え方で、また建設当時の構想等も現在に引き継いでおるのかどうか、そのへんを踏まえて町長のお考えをお伺いいたします。

○町 長

それでは質問順位第10番の中谷道文議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。ホタル、辰野のメインの特別シンボルでありますホタルを中心に観光っていうものが袖を広げているわけでありましたが、また時期も春夏秋冬という形の中で、冬も逆手にとりながらいろんな観光を進めているところでありましたが、それに基づいた我が町でございませう。まずホタルミュージアムをほたる童謡公園内に作れということでありませう。今、松尾峡と呼ばれてる、松尾峡は本当はもっと奥なんですけど、今ほたる名所ですな。ほたる名所といわれているあの辺、に對しましてはあれは光のゾーン第1回のちょうど私も町会議員やらせてもらったりして一緒に建設委員やったんですが、その頃はそのゾーンも3つに分けて、今出ているところは光のゾーン、それから平出側の方もホタルのゾーンがこう少しだぶって入ってまして、それからあそこは遊びのゾーン、子どもたちの。同時にその中でも学び、匠なんていう所も、大分入りましたけれども、いろんな工房を作ってそこでものを売ったり作ったり馴染んでもらうっていうようなこともありました。それから今、ご指摘の方が下辰野側のませ口橋から下りていった所ぐらいの所を学びのゾーンということで、博物館、ミュージアムっていう博物館同じことですけれども、ミュージアムというような計画がありました。それで、時期尚早という話でありましたが、確かかに時期尚早でもありますし、議論が何回もつながりまして、第3回目ぐらいまでの建設委員会の中では、こんな話もありました。勝野先生もその頃はお元気で、その委員会に出てきておられましたが、今おっしゃるようにホタルは1週間か2週間ぐらいの間しか出ないと。これを通年、こう飛ばすことできないかと。で勝野先生はやり方によれば9月の終わりから10月ぐらいまでの間出ている時からその箱の中ですな、箱の中の一部のガラスの中ぐらいで飛ばすことは可能であるっていう見解でした。そうしましたら、いろんなやっぱり理屈言う方もいらっしやいまして、理屈と言うか理論というかわけ分らんですが、自然に対する冒瀆であると。ホタルがこの時期に出てこの時期にこう散っていくんだと。いうのにずーっと交代交代でこうね、温度調節をしながら生かして、それで10月まで見せるということは見る人は勉強になるかもしれないけれども、それは自然に対する冒瀆であるというようなことを言う方もありまして、しかし、野菜でも何でも今春夏秋冬よらずに出ておりますけど冒瀆なんですかね。人間も放っておけば死んじゃうんですけど、ねえ、少しこういろんなことを手当てして長く生きる方法も、これも自然に対する冒瀆かよく分からないんですが、その時点はそういう自然を崇高する人がい

ましてそういうことで、ほとんど潰れかけたっていうことも事実なんです。それから当時、計算しまして私も覚えてますが5億2,000万円ぐらいかかる。それで通年といってもホテルを見れるのは勝野先生によると6月ぐらいから10月のちょっと頭ぐらいまで、あとはいろいろ展示をしてホテルの生態だとか、カワニナの繁殖の状態だとかそんなものを見せる博物館、ミュージアムであるというようなことを5億円もかける必要があるのかと、大反対もありました。そういうようなこともありまして現在に至っているんです。お金がその分だけ残っているわけじゃありません。行政っていうのは、じゃ、それやらないならほかの方へどんどんどん福祉か何とか、学校だ何だかんだ、橋を架ける、道路を造る、そっちの方へ使われちゃってますので余ってはいないんです。もしやるということになれば、こういったものをまた新たな予算を組む。予算を組むっていても町のお金でそれはできませんから、また国の方からですね、何か良い理屈の付くような予算を取ってきてはめないととても町独自では、5億円もかけて。今議員のご指摘ですと和風レストランだとか物産館だとか、農産物だとか、水族館まで、水族館て何見るんですかね。魚ですか、海の魚、鯨じゃないよね。水族館てその淡水に親しむ、ホテルに関しての水族館ですか、ということなんでしょうね、おそらく。おまけにイベント広場、広場はその前広くしておけば良いんでしょうけども、これ組み込むとちょっと5億円では上がらんかなというようなことを。さりとて、あんまりチャチなものと、造ってみても誰も年間来ないっていうような今時代になっておりますので、そうすると通年通じて良いものを造っておけばということですが、大体5、6億はかかるだろう最低でもというように踏んでおります。そういうことでどうしても、っていうまた声が広がってくれば拾い上げて考えてまいりますけれども。病院も造った時でございますし、ほかにもまだあれもやれ、これもやれっていう。住民の皆さん方の要望は限りないわけでありますので、その中で何が優先か、優先順位を付ける。もちろん観光も大事です。しかし何が大事か。耐震構造が大事なのか、いろいろあれですね優劣を、優劣と言いますか順序を付けましてね、一番はやっぱり緊急度合いの高い所、投資効果の高い所、効果っていうのはどういう意味を取るかいろんな複雑ですが、そんなようなこと。住民要望の高いもの、それを優先順位付けて段々こう下ろして行ってこのへんがどのへんに入りますか、また検討してみたいとこんなふうに考えております。ですから直ぐに計画があったからといって第三回の中でそれ一応潰れてますので、また再考するにはそういった委員会を起こ

して検討いただきたいと、こんなふうに考えております。以上であります。

○中谷（11番）

ただ今、町長から経過だとか課題、優先順位のお話等も聞きまして、なるほどと思うところもありますが、私は通年ホタルが本物でなくても電気仕掛けでもホタルが光るようなそういうものなら別に道徳的にも関係ないと、こんなように思いますのでそんなように考えてます。町長の考え等聞きましたので、引き続いて提案と質問をいたします。町当局にて十分ご検討いただくことではあります。先だってほたる童謡公園に調査に行き元建設に関係した方にも、お会いし話を聞いてきました。「建設当時は地元上平出地区には立派な青年会組織があり、いろいろの提案をして現在に来た」と。「高齢化が大変進んでしまってもう直売所や土産品や食堂などいろいろ考えてきたが、どうにもならない」と。「歳を取っちゃってどうにもならんよ」と、こういう返答がありました。「町がそんなことを考えてくれるなら前向きに検討していただけるなら大変ありがたいことだ」と。「地元としても大賛成で大いに支援協力をしていきたい」とのありがたい、お話を聞いてきました。そこで、質問を続けますが施設については、補助金等を利用して建設等比較的建てやすい、今は時期じゃないかと考えておるところでございます。建設後の維持管理と採算性については、心配な点もかなり予測されますので私は、今辰野町に要望の上がつているいくつかの施設を総合的に集結し、通年管理運営を行い、辰野町の観光の基地とし町内観光の横の連携強化と採算性向上を対策としたらどうかと、こんなように考えて提案するところでございます。全体をホタルミュージアムと表現していますがそれは総称であり、具体的施設と内容については、ただ今町長もちよっと触れておりましたが、十分町当局で検討していただくことではあります。質問した関係上、私の希望する施設名と内容を少し紹介、提案したいと思います。1つはただ今町長からもありましたホタルの生態展示館ですが、これはホタルの一生や、ホタルの宿移しの物語、それからホタルに関する資料、ほたる祭りの歴史、ホタル発生に向けた努力と歴史、ホタルの通年発生装置、人工でも結構ですがそういったホタルの展示館。2つ目は和風レストラン、食堂ですが前段もお話したとおり、ほたる祭りに来ても食堂がないと。また、地域の名物料理を提供するような食堂を開催して通年やったらどうかとこういうことではあります。通年対応として地元食材を大いに活用した料理メニューとし、マツタケやキノコ、地元産野菜、地元銘柄豚、信州和牛、川魚等の関連料理。またホタル丼、ソースカツ丼、ローメン

等伊那谷風のものを提供していったらどうかと思います。ほたる祭りに対応しての食事ということになればカレーとかラーメン、そば、丼物ものを主力にし通年は辰野町として伊那谷として特徴ある料理を提供してはどうかと考えるものであります。次に3つ目は物産館、土産品店のことでありますが今「辰野町に観光にきても、土産品を買う所がない」とよく観光客やら関連から言われます。「仕方ないから伊那のグリーンファームを紹介しておいた」とかよく聞かれます。辰野の特産品や土産品また広く伊那谷の特産品等幅広く対応していったらどうかと、こんなふう考えています。4番目には農産物直売所と加工施設、現在、直売所や加工施設を多くの皆さんが希望しているのは事実であります。地元農産物の販売施設として野菜、果樹、お米を初め、山野草や花卉類も販売してはどうかと思います。また加工施設や販売所の建設要望が町の中から多くの皆さん方から提案されています。建設により地域農業振興に大いに役立つのではないかと考えてるものであります。5番目に先ほどもチラッと出ましたが水族館やミニ動物園の併設。これについては通年のため人を寄せるための施設として水族館、例えば天竜川水系の魚の展示だとか、ホテルにかかるそうしたものの展示、それから憩いの広場として重要な場所でありますので、ミニ動物園を併設することで多くの人が集客でき憩いの場としての貢献が図れるのではないかと考えるものであります。また6つ目としてイベント広場ですが、今、町民の声として「辰野町には、人の集まる場所が少ない」との声が聞かれます。関係施設として、催しのできるような場所または、建物を併設できないかと考えるものであります。以上6点が私の現在考えているホテルミュージアムの構想と概略であります。少し説明が長くなっておりますが最後に質問をいたしますので、もうしばらく説明をお聞き取りいただきたいと思いますが、ホテルミュージアムの建設上の課題について私の考えを少し述べて見たいと思います。5点ほどあります。1つは建設の時期であります、優先順位等の話もできましたけれどもできるだけ早いほど越したことはないわけではありますが、できれば第70回ほたる祭りまでを、ひとまずの目標時期にして検討を進めてはどうかと考えています。2番目は費用についてであります、国の補助事業の導入により実施しやすい今、時代、時期となっているように感じております。国において地域活生化のための支援制度もあるかと思っておりますので資金的対応は可能と考えられます。3点目は建設場所及び用地についての考えであります、ほたる童謡公園内、または今後の検討課題ではあります、周辺の土地の借地や購入も視野に入れ検討が必要であります、必ず

道は開けると信じております。4点目は運営管理であります、町の直営、第三セクター方式、あるいは指定管理方式等、十分今後の検討としたいところであります。5番目に建設の狙いと効果についてであります、一番大切な部分が最後となりましたが、私は考えます。観望客の増加による町への経済効果や雇用も然ることながら通年会館することにより、施設の相生効果で辰野町の活性化は元より、農業や商業の振興に飛躍的に貢献が可能と信じます。以上5点課題と展望を申し上げました。10年先50年先を考えた辰野町の姿を想像した時、町の資源である、また宝であるホテルによる町おこしが現時点では超目玉と思えてなりません。ここを核として町内はもとより近隣観光地と密接な連携、大胆な構想の中でこの事業を展開していったらどうかとこんなように思うところでございます。町当局を初め、観光協会、商工会、農業関係組織等広く論議を深め早期実現を目指すよう、提案しこの説明を終わります。ここで町長に、本来なら回答をいただくところであります、第70回ほたる祭りまでに、何とかという質問でありますので、結論は別として町長のコメントをお伺いしたいと思っております。

○町 長

非常に高邁な構想を、しかも夢のある、また奥深まる提案をいただきまして感謝するところでございます。若干、先走ってお考えになり先走って展開されちゃってるのかなっていうきらいもないわけではないんですが、さきほど言ったような事由もございまして、また第4期の建設委員会をボツボツ1回あそこをどういうふうにするか、あのままで良いのかっていう検討段階もきてますので。一番大事なのは緊急度があるかどうか。投資効果が掴めるかどうか。このへんの観点も一つの切り口として、しかしやっぱり夢とか今後も考えなきゃなりませんので、そのへんで総合的に結果を、結果と言いますか検討させていただきたいとこんなふうに思うところであります。担当課長の方からもしあればお答えを申し上げます。

○産業振興課長

ただ今、町長が申し上げたとおりでございます。本当に夢のある楽しい構想でございますけれども、やはりなかなか現実的に考えてみますと財政面から考えなきゃいけない部分。それから費用対効果ですね。また施設の管理面の方もやはり考えていかなければいけないと思っておりますので、先ほどの生態の展示の展示館の関係もそうですけれども、当初の計画、やるとしてもですね当初計画でやるのか、それとも研究部門のみ

でやっていくのかとかそういった部分もですね、今後の第4期の建設委員会で総体的に協議をしてまいりたいと思っております。またレストランの問題ですとか、お土産を売る所がないとか、直売所の問題ですとか、そういった部分につきましては案内パンフを増設するとかですね、ほたる祭り期間中に配布の方法も考えましたり、またお土産につきましても、かやぶきの館等もございますけれどもそのへんも考えていきたいと思っておりますけれども、いずれにしろこのほたる童謡公園内でやっていくということになりますと、壮大な構想でございますので今後検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

○中谷（11番）

ただ今、町長並びに課長の方からご答弁をいただきました。で、理解をしておりますが、投資効果、優先順位、いろいろと総合的な判断が必要だとこんなように私も考えておりますが、一つの将来、辰野町の将来構造として、こういうものを核に進行したらどうかと、こう思うわけですのでよろしくお願ひします。町長のお考えを聞きましたので、以上で1番の質問は終わります。

次に続いて2番目の質問に入らせていただきます。観光事業の推進組織と対策の強化ということで質問と提案をしたいと思っております。現在国も県も町も観光立国、立県、立町と観光事業の取り組みを大きな柱として、また目玉政策の1つとして、進めている実態にあります。辰野町においても、従来より企業立町ということで大きなテーマとして推進してきた経緯があります。町の発展には最も効果的な取り組みであると私も思います。現在は情勢も変わり国外に企業が出て行ってしまふ現状の中でなかなか優良企業の誘致は困難な実態になっていると思っております。おかげさまで先ほども町長からお話がありましたように辰野町にはホテルをはじめ、荒神山公園の桜、小野の旧問屋と町並み、川島溪谷の紅葉、小野しだれ栗公園、今後期待されるほたる童謡公園、また新しい資源としては日本の中心地点の観光資源化と開発等、今後に期待される場所は多くあり、今後大いに観光立町に期待が持たれるところであります。成果を期待したいものであります。そこで質問であります。私はこの観光資源を核としてどのように動かし連結し効果を高めて行くか、組織的活動が大変重要だと思っております。4つの項目について現状なり今後の方向性について質問いたします。1点目は観光推進室の要員の関係であります。現在要員体制は十分かどうか。また近い将来には観光課にして大々的に観光事業の推進を図るようなお考えは持っておるか。また

2 点目は町内観光施設について横の連携はどのように連携しているか。3 番目は北部観光連絡協議会との連携や行事はどのようになっているか。4 番目は、郡または諏訪地区との広域的な連携はどのように構築しているか。以上4点について簡単に結構ですので実態をコメントでお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○町 長

先ほど、観光立町、観光立県、観光立国の話いたしましたが、最近では上伊那広域も観光立、何て言うんですかね、郡ですか。上伊那の観光ということで提携して先ほどの質問にもありましたけれども進めている状況であります。まず、1点の観光課に昇格させろというような話がありますけれども、現在は産業振興課の中に1名増員いたしまして、正規で3名。そしてまた臨時の方を1.5名入れております。1.5名っていうのは常勤ではないということであります。そしてこれだけの先ほどの構想だとか、観光ほか広げていくには課にしたらどうかと、将来。ということではありますがやっぱり、やっぱり行革でありまして人件費節約してますので、今は町の職員の皆さんは前よりもずっと1人の仕事量が増えております。そんなような形の中で兼務でもできることも、できない、できないじゃない。一般の企業見れば皆兼務してやってる所たくさんあるわけでありますから、兼務していく中で進めていきますが、誰が見ても課へ独立する時期だということがあればそのように考えますが。また大きな市になりますと観光開発課とかそういうこともありますけれども、まあまあこの町の2万1,000人ぐらいの人口の中ではこのぐらいの課で、それも大分減らしてきた課であります。また増やすっていう方向はちょっとその時代が来れば別ですが、一考させていただきたいとこんなふうに思います。また、横の連携といたしましては、しだれ栗とこの間、行いました小野宿、結構1,000人ももっとも大勢人が来て、交通事故が心配なぐらいでありまして盛っておりますし、また、旧中仙道歩くとかいろんなこともやってみて参加して分かるような観光っていうやつもありますので、ただ見て通り過ぎる点と線の観光でなくて参加する、またやってみる、そんな中の観光っていうやつもありますから。最近では企業観光なんてのありまして、企業を研究する観光も出て来ております。上伊那でも諏訪と取り組んで今やっておりますが、辰野にも大きな会社ありますのでそこにもお願いして観光しながら話しながら、そして勉強もしながらとこんな観光もあるわけであります。要するに先ほど言ったように光を観ること。それが全て観光でありますから、光とはそこに住む人たちの誉れのことである。これを大切に掘り

起こす。大事にする。これを観ていただくのが観光、こんなふうに理屈付けております。あるいはまたかやぶきと横川溪谷、これはもう前からありますけれども、また硯、龍溪石というような形の中で、辰野にしかない龍溪石、あと雨畑とか端溪とかいろいろありますけれども、日本で龍溪石は辰野だけです。こんなことも一つの大きな特色の観光であろうと思いますし、北部の観光連絡協議会は先ほど申し上げましたが、作ってあります。南箕輪、箕輪、辰野町であります。既に今回ほたる祭りではこれ初めての企画ですからどうか分かりませんが、電車に乗って来てもらって、まったり散歩、ゆったり散歩という意味だそうです。天竜川の護岸をずうっとまた箕輪、南箕輪と歩いていただき、箕輪まで10キロメートル、南箕輪まで15キロメートル、南箕輪の人はそこまで歩いていただき、またそれで帰っちゃっちゃいけない。また電車へ乗って来てもらって、今度は夜になるので辰野のホテルを観るってこんな観光ですが、成功しますかどうか今、全戸配布をしたところでもあります。そんなこともやったりしていずれにしても挑戦しておりますし、辰野はホテル、まあ象徴的にはですね。箕輪は紅葉、もみじ湖もあります。赤ソバもあります。美味いかどうかは私は何とも言えません。南箕輪は大芝高原もあるし、イルミネーションも盛んであります。そのおこぼれで、こちらは年末のイルミも少し借りてきてやってるということで、連携ができております。それでそれを固めながら上伊那全体の大きな駒ヶ根のあれですね、やはり千畳敷の所まで上がっていくケーブルに対してどういうふうに誘客していくかというようなことも考えていかなきゃならない。いずれ、大変Bルートじゃなくて残念で、Cルートになっちゃいましたけれども、そうは言っても飯田まで近い将来ですネリアモーターが来るということになれば新宿から30分かからなんで来ちゃうんですよね。ブレーキ掛けなきゃそのまま通り越して行っちゃうんですけれども、またそれで大阪まで行くんですけれども、だからそんなことに対しましても、あと飯田線の整備をしてアクセスする。それから中央道も今のままじゃ、ないよりずっと良かったわけですが、雪の降らん時の高速道路と。雪の降らない時だけの高速道路、雪が降ると止めちゃって皆降ろしちゃう。だから下の153は皆もう大変なことですね、渋滞で。そのへんも整備しながらまた誘客する中でリニアも生かしていかなきゃならないと、こんなことも考えてるところであります。後は、課長の方からももう少し考えがあり、名案があるかもしれませんのでお聞きください。

○産業振興課長

特に名案はございませんけれども、先ほど郡ですとか、諏訪地区なんかの広域的連携の強化についてもご質問ございましたので、そのへんにつきましてご説明申し上げますけれども、上伊那観光連盟につきましてはご案内のとおり上伊那の市町村、それから伊那バス、それからJR東海、地方事務所、広域連合なんかで構成をしております。既にもう大分前からやっております、観光施設への受け入れ態勢の整備ですとか誘客の宣伝、それから物産展だとかツアーなんかもやっております。そのほかに観光キャンペーンで都市部の方へキャンペーン張るとかですね、またパンフレットだとかマップみたいな作成も幅広くやっております。それから先日、塩嶺大城パークラインマラソンがございましたけれども、岡谷市と塩尻市と辰野町で塩嶺大城観光開発協議会を作っております。塩尻峠から大城山までの観光開発をしております、昨年初期中仙道ウォーキングということでやっております。そのほかとしましては、信州諏訪温泉泊覧会っていうまあ、温泊ですかね。ここでズーラという組織を作っております。このズーラっていうのは諏訪弁で「ほうずら」ですとか「いはずら」とかそういうところから出ているようでございますけれども、このズーラは構成組織がですね諏訪の岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪、富士見、原村、ここの観光協会と商工会、それから諏訪湖温泉旅館組合で構成されてたわけですがけれども、昨年塩尻市とともに辰野町もこのズーラと一緒に加盟をさせていただきました。食べ歩きですとかアートですとか、歴史文化、それからヘルスですとかね、幅広い、楽しくって美味しくって気持ちよいてっていうようなそういう体験をしてもらうようなことをやっております。辰野につきましては、吊るし雛ですとか、それからおやき作りですとか、こういったものを雑誌の中で紹介をしております。本年度は秋ズーラ、冬ズーラも予定をしております。以上でございます。

○中谷（11番）

ただ今、説明いただきまして実際の取り組みだとか現在進んでいる方向性については理解をいたしました。ぜひ、そのホテルミュージアムらしきものが出た時はここを核にして、各上伊那や諏訪の観光と連携を取りながら土産品だとか、必ず寄ってってもらうようなそういう連携強化をして、せっかく作っていただいたのでそれが十分に活用され辰野町の発展につながるような施設にするためにそういう努力を今から観光室を中心にして積極的にアプローチをする、企画をしてとこういうことを要望して次の質問事項に移ります。

3点目であります、観光立町として観光事業推進にあたっては町としても大きな取り組みと施策が重要ではないかと考えるものであります。今私が考えている点は3点ほど取り組みなり検討いただきたいと、こういうことで質問させていただきます。まず1点目は全てのことに通ずるわけでありませぬけれどもまず、道路対策をしっかりと今後、町の対策として考えていく必要があるではないかとこんなように思います。例えば観光のために辰野町に来町したとしますと、県外や関東中京関西方面と大変遠方の方が来られると思われませぬ。その時は高速道路の利用が主と考えられませぬので、将来的に高速道とのアクセスや道路が狭いという辰野町の課題等も今後更にご検討をいただきたいなど、こんなに考えてるものでございませぬ。2番目にはこれは新しい資源の開発ということで提案するわけでありませぬけれども、日本の中心の地点は、今後の辰野町の観光開発の目玉になると思われませぬ。ぜひ、ほたる童謡公園とこの日本の中心点を結ぶようなことも視野に入れて取り組みや実態調査等も今後検討していただきたいなど、こんなに思うところございませぬ。3つ目は塩嶺大城スカイラインとの連携連動でありますけれども、ただ今雪の時はどうするかというふうな町長からのお話もありませぬが、そういう課題があるとしてもそれもまた解決できない課題ではありませぬので、何としても先般も塩嶺大城のマラソン大会に出席をしましませぬ。帰りに担当係長と2人であのスカイラインをゆっくりと眺めながら帰って来ませぬ。非常に素晴らしい景色であります。あんな素晴らしい所があったのかなど、今更ながら感激をしてきたところございませぬ。こういうようなものを観光の事業の一つに結び付けてほたる童謡公園や、中心の地、あるいはスカイラインとそういうような所を周遊するようなコース等も設定したり、またほたる童謡公園からそれぞれの施設で辰野町の施設、あるいは郡内の施設に出向くようなそういうコースを設定をしたりして大いに観光事業の発展に力を注いでいただきたいなど、こんなに思われませぬが以上、3点について何か町長コメントがありましたらよろしくお願ひします。

○町 長

まずは東経 138 度00分、それから北緯36度00分、その交点があるということ、特に有志の皆さんでそこへ大城山の方から降りる道を造ってくれたり、また安全柵を造っていただいたり、何度も行ったり、また住民の皆さんで関心のある人を下から大城山までバスで運んで、そこへちょっと下ってくる所ですが、そこへも何回も運んでいただいたり、で意識をしていただいたということで大変ありがたく思われませぬ次第

であります。日本の中心、アメリカの有名なアトラス社、アトラスって言えば地図っていう意味ですけれども地図を作る会社が日本を新しくまた地図を描くのにもまずその日本の交点、00分の交点、これは辰野ですからそこから北海道でも東京でも九州でも破線を張って地図を描くようでありまして、各国には大体中心点が大体どこでもあるようです。一番中心ほど描きやすいということです。非常に権威のある所でありますので、日本の中心だと。もう一つは長谷の何かね、磁気がゼロになる所っていうのありまして、私も前の長谷村のころ、村長に言われて皆でもって上伊那郡中で行って宿泊施設、入野谷さんですか、あそこへ行ってあの上にくわん本当三角形みたいなこのうのありましてね、ここに真ん中にいると何か気持ちが変わってくると。一人で真ん中にいたら5人でも6人でも真ん中だって言うからわけ分からなくなったんですが、そこで話しながら15分ぐらいいたことあるんですが、「何か変わったかい」って言うもんで、私は何か頭が痛くなったような感じがして、そしたら長谷の村長が「あつ、それが証拠だ」と言うもんですから頭が痛くなる証拠じゃ困るんですが、そんなようなね、何か一つ、一つのパワーがあそこに出りゃあ良いかなというふうに思って、作るわけにもいきませんし、でも発見することはできますので、いろいろ考えたいと思います。ついこの間は有志の皆さんがゼロポイントからのろしを上げていただきました。なるほどのろしっていうのはすごかったな。ちょっと宣伝不足で町ももう少し一緒になって宣伝してあげれば良かったと思います、岡谷の方から見た人が山火事だと思っただけなんですけれども、前もって言ってからやる方が一番良い。見える範囲は全部出して、今度ほたる祭りにあそこでアドバルーンを揚げてくれるっていうことで、それも自分たちの有志のお金でやってくれるって言うからとても大変だなと思うんです。アドバルーンを揚げるには専門業者に頼んで、そっから上を見てる専門の、上を見てるって言うか、上へ揚るもんですから飛んでっちゃわないように3人ぐらい必要で人件費がかかるんですが、1日2日ならそんな大したことないんですが、ただ木が周りありますから風でこうなると引っかかるんじゃないかと思ったり心配なんですけれども、いろんな調整をしていただいております、それを住民おこしのものとして町も捉えて、また予算付けもし住民の皆さんと一緒にこの中心を開発していく手段をまた考えたいと思います。さりとてあんまりあの科学的なことばかり言ってもいけませんので今度のほたる祭りにはお宿移し、ほたるのお宿移しって私も聞かれたことがあるんですよ。我々、ほたるの近い所なもんですから子どもころはほたる

祭りって言や、町へ出て物を買うもんだと思ってホテルの方へ行かなかったんですが、そんなころからホテルお宿移しがあつて何のためかな。で、忘れちゃったからもう不思議にも思わなくていたら、4、5年前に何でお宿を移すんですかっていうことで、ああそう、考えてみたらそうか。理屈考えるとホテルが絶滅の危機に瀕した時に守るために、しばらくホテルを全部じゃないですよ、一部だけ駅前の方、駅の近くへ籠の中へ大きな籠の中へ入れて、人間の入れるような、そこで見てもらった。あるいは足だとかいろいろ悪い方が行けない方はそこで見てもらう、こんな理屈があつたようです。最近では物語性付けろということで光源氏、紫の上、それなら紫式部の方が良いって言うてる人がいまして、それは作者ですのでだめですけど、の出会いと彦星とというような年に1篇の、辰野のホテルは恋ホテルということで水森かおりも、これは失恋の歌でいけないんですが、思い出捨てに来て、また新たなこの間も静岡で行き会いましたので、新たなまた恋を始めてくださいって言ったら笑ってましたけれども。そんなようなことでいろんな言いがかり、いいがかりって言いますかそういったことを作っていくことも大事かもしれません。100年も言い続ければ本物になるということで、それはまた別ですけどもそういうようなことをやっているということは良いことですよね。そういうことで今の日本の中心もいろんなこともまた皆が夢と希望で笑うようなことも良いじゃないですかということで、いろいろ考えていきたいと思えますし、また塩嶺大城のスカイラインも鶴ヶ峰っていうのが非常に産業振興課長は私に頼まれて2、3回途中まで車で上がって見てもらったようですが非常に眺望が良い所だそうでありまして、私も連れて行ってもらいたいと思つてますがまだ機会がなくていけないんですが。ただ道路の中でまだちょっと未舗装の部分が塩嶺大城ですから、しだれ栗線の方へずーっと道路があるんですね。昔、昔って言いますか7、8年前にサイクリング大会をそこでやったこともあります。一時は車も通るぐらいの道が開いてますが、まだ舗装が全部じゃない15キロメートルぐらい未舗装部分があつて、これどうしたらいいもんかな。はい？ああ1.5キロメートル、15キロメートルじゃない1.5キロメートル。15キロメートルって言うと全部になっちゃいますので、1.5キロメートルほど未舗装部分を何とかしたいな。しかし山は荒れますのでいい加減な舗装するとひっくり返っちゃいますから。しっかりと路盤造つてやらなきゃいけないんです。そんなことも夢のように考えながら進めていきたいと思えますし、ご指摘のように皆さん方の、また町議さんのご指摘のことも参考にさせていただきながら、とにか

く我々が大事に保つこと。再発見して皆で守っていこう、つくり出そう、こういうことでそれを自慢にして1人でも2人でも、あるいは1万人でも2万人でも来てくれるようなまちづくりにしたいとこういうことであります。以上であります。

○議長

質問時間が5分を切りましたので。

○中谷（11番）

それでは町長の思いも少し理解できましたので、以上で質問を終わりたいと思います。ただ、観光事業というのはどれだけ経済効果が出るかと、こういうことを計るには相当専門家に検討してもらったりいろいろしないと、経済効果についてはなかなか大変な宿題だと思います。ほたる祭りも65回になるわけですけど、果たしてこのほたる祭りでね、どのくらい辰野町に経済効果をもたらしたかと、こういうようなこともしっかり考えて、それが本当に地元の経済効果につながるような施策にね、していかんやいけねと思っておりますので、皆で考えてこのホテルミュージアムみたいなものができれば皆で地元へ貢献ができたか、経済効果が発生するじゃないかとこういうことで少し夢のような話でありましたけども、ぜひそういうことで頑張っていただきたいことを提案して終わります。

○議長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時30分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 36分

再開時間 13時 30分

○議長

午前中に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席1番、宇治徳庚議員。

【質問順位11番 議席1番、宇治 徳庚 議員】

○宇治（1番）

最終バッターといことですが、教育行政に絞って質問させていただきます。「安倍内閣は教育再生を経済再生と並ぶ最重要課題と強調しています。今年1月には、有権者で作る教育再生実行会議を首相直轄の会議として発足させています。会議では既にいくつかの提言をまとめ、例えばいじめ問題の対応では道徳の教科化。いじめの対策の法律化。加害者への厳罰化など教育委員会改革では教育行政の権限と責任を合

議性の教育委員会から教育長に移行するなど、いずれをみても教育のトップダウン化であり、上からの改革の流れが強まっています」とは、去る5月6日付けの『信濃毎日新聞』の社説の一文です。同じ社説の中でトップダウンとは対照的な皆で学校をつくっていく。ボトムアップ活動の事例として辰野高校の80年代から90年代にかけての取り組みの足跡が記されています。それは「当時全国の学校で校内暴力などの荒れが広がっている中、辰高も例外ではなく服装のみだれ、茶髪、喫煙など地元住民からの苦情が絶えず、特に通学路にあるコンビニで食べ物を買って、道路にごみを捨てる者がいて困るというものでした。その対応策として区長初め、近隣住民の声を聞くことから学校改善を始めたとのこと。そして、手始めに行ったのが授業の一般公開と生徒と住民を加えた年1回の辰高フォーラム及び年3回開く生徒、PTA、職員会代表による三者協議会は今年で通算50回を向かえ、先生たちは生徒や保護者、住民の意見を取り入れた授業改善に役立っているということです。即ち生徒自身が意識を持たないと学校は良くなりません。強制ではなく自主性を重んじることで生徒に自分の意見の重さを感じて欲しいと教頭先生が話しています。トップダウンで目に見える効果は早いかもしれませんがボトムアップは手間と時間がかかるため遠回りに思えるものの、それだけ強い絆が生まれ、効果も倍加、持続することもあります。再生とは罰則を強化したり、権限を集中することではないという視点からのアプローチも大切である」と結んでいます。そこで辰野高校の事例を念頭に置きながら、義務教育を預かる辰野町の今日的な教育行政の課題と対応について順次お尋ねいたします。まず町長にお尋ねいたします。辰野町における教育の課題についてどのような認識をお持ちか、お尋ねいたします。

○町 長

それでは質問順位11番、最後にしんがりになるわけですが、宇治徳庚議員の質問にお答えを申し上げます。今、議員おおせのとおり、いろんな問題が取り沙汰されている中で辰野高校のあいつた方法に対しましては非常に日本中が注目している高校としてなりまして、私もその中で何回か出させていただいたこともありますし、良い方向が、既制服を作るという形を生徒の方から決めて来たわけですが、そういう場合の既制服で非常に良いのかなという中でいろんな問題が解消してきたことは事実でありまして、同感であります。さて、辰野町の一般教育の中で義務教育の中では小学校、中学校とあるわけですがそれにつきましてどのように認識して

いるかということでございます。やっぱり社会修正は私が一番大事なことだろうと思いますので、常にこの間も申したとおり、昨日も申したとおり、学校だけの教育でなくて家庭教育、地域教育、そしてまた学校教育と連携する、その架け橋はまさにPTAである。あるいはまた教育関係者である、このように考えております。ちょっと前は非常に偏差値の優秀なお子さんがありますと「ああ、あの子は優秀だ優秀だそうだよ」という噂が地域に広がる。隣のおいさんとぶつかっても挨拶もしない。こちらで声かけても知らん顔して行っちゃう。これでも優秀なものは優秀だと認めた時代があるんです。これが大きな間違いのスタートであると。子どもも全体的360度全部を伸ばすわけにはいきませんが、こう伸ばし、ほかの方も伸ばしてこういう段々やりながら自分の得意なものを持ち上げて富士山のようになり、裾野をきれいに張るのがやっぱり人間形成であろうとこんなふうに思うわけでありまして、そのへんの観点からいきますと非常に自由の履き違いのない時代に入ってきている。また、1億中流社会になったというような形の中で、また高学歴の社会にもなってきておりまして、学校の先生が特別昔みたいに家のおふくろやおやじたちみたいにえらく感じなくなってる。ああ、何かあの先生こうか、なんて友達のような感じ、そんな感じでございますから子どもに移って子どもが先生を良い先生を友達のような先生。「先生だめじゃん」何て言って平気で、それは仲良くまつわることは良いことだと思います。今度は権威、何か先生が「いけないよ」って言った時に聞くかどうかって説得力があるかどうか。その辺へくるとその辺が少しダウンしてしまうというようなことで社会通念上の感覚、また教育を履き違えているお母さん、お父さん。その親は誰かって言うと我々の世代に入ってくるわけですから、まあ孫、末代までの中で大きな流れを見失っているのが日本の一部の教育であると、こんなふうに思います。そういう中でいろんな評価っていう形の中でいくといじめが少ない学校が非常に評価されているか、そんなことを現すようなグラフがあるのか。あるいは部活をどのくらい入って、どのくらい一所懸命やっているか。部活は大会の成績では評価されますが、あんまりこの活動の段階では評価されない。そうすると結果的に進学をどのくらいしたか。あるいは小学校は進学するまでもなく、文部省が行う全国一斉テストみたいな、それで点数の良い所が評価する、悪い所がだめだと。ですから正に教育の偏差値だけに集中しちゃっているのかと、でもそうばっかでない親も大分出てきている。その親はじゃ、ほかのこと教育しているかっていうともう全然でたらめであるとかいう、アンバランスになっちゃって

まして時代を担う、少子化でとても大事な子どもたちに対しての教育の履き違えがあるだろうと、こんなふうに思います。したがって我々として町として教育長先生や教育委員会にお願いを申し上げて、また校長先生方にもお願いを申し上げて、理想的な教育をしていただくようなこと、お願いはいたしているわけですがけれども、やはり日本の全体の社会の流れ、これは文部体制、やっぱり官僚が支配する文部体制の簡単な評価、偏差値で見るのが一番楽ですから、早いわけです。大学の試験だって高校の試験だってただ点数だけで入れるから大間違いがあります。そんな学校はどうも日本と韓国と最近今度、中国がどうなりますか。よその例えばアメリカあたりなんかみんなそうですけれども、あれですねハーバード、インディアナ、イェール、あるいはイギリスのオックスフォード、ケンブリッジ、またあるいはドイツは大学の発祥の地ではありますが、そんなような所の入試制度と全然違うんですね。そこに大きな間違いを生んだ元がある。で社会すう勢の中の先ほど言いましたけれども自由な時代になって自由を履き違えてきている。それから教育の本髄、子どもをこうしとねて、教育していく、育てていく。育てていく。こういう時の親の姿勢、とっても大事であります。先生の悪口を、一番良い例が、一つの卑近な例でありますけれども、もし飲んだくれの、我々がそうだったんですが飲んだくれの父ちゃんが帰って来て、お母さんが子どもの前で「お父さん、何度言ったら分かるのこんな、ダラダラダラダラ飲んできて、本当にもう許せない」のとか何とかいろいろ始まって子どもの前で子どもに「お父さんみたいになっちゃいけないよ」ってこう育ったと仮定します。しかし小学校卒業して中学ぐらいに入ってくる。中学時代になってくるとなかなかこれ自然の原理で男の子なんか、女の子もそうですがお母さんの言うこと聞かなくなってくんですね。そういう時期があるんです。「ああ、今度お父さんだめだ。お父さん怒って」って言っても、じゃあうんと座って「こらっ」って言うてもなっちゃいけない見本なってるわけですから言うことを聞くわけがない。このへんのものの在り方、家庭の在り方、家庭の任務のわきまえ、このへんが大きく全部影響してきて実際の教育の現場で大変苦しんでいるとこのように思うわけでありまして。あんまり私がしゃべっちゃってもいけませんから、大体感想はそんなところにあると。これを打開しなきゃいけないとこんなふうに考えております。以上です。

○宇治（1番）

同じ質問で教育長にお願いいたします。

○教育長

町長、今お答えいただいたこと私もまことにそうだなというふうに賛同するところ
であります。一つですね付け加えをさせていただくとすればですね、かつては学校の
中にはね、文化の最先端があったと思うんですね。家庭にない文化が学校の中には
あったと。ところが今はどうかというと家庭の方がいろんな文化が進んでいる状況が
あって、学校が文化の最先端を失っているところがあるのではないかというようなこ
とを付け加えて感じる場所でございます。また、議員さん開かれた学校についての課
題はどうかという通告でもありますので、開かれた学校についての課題ということ
を申し上げますと辰野町は全幼保小中高、それから大、揃っておりますし、更に社会教育
の機関として美術館や図書館もあります。これらの機関を全部連携しながら教育力を
高めていきたいというふうに考えているわけでありまして、各学校は開かれた学校を
求めてそして学校支援地域本部事業、ボランティア事業でありますとか、去年はキャ
リア教育のプラットフォームというようなものを立ち上げまして、全講師を、そしてま
た地域の皆さん皆が盛り立てて開かれた学校を目指し、それを通して一層充実した学
校や教育力のアップを願っている場所でございますので、更にそうしたものを推進し
ていくというのが町の課題かな、というふうに私は考えている場所でございます。
以上です。

○宇治（1番）

近年の教員や警察官の相次ぐ不祥事にはうんざりしますが、こうした不祥事を生む
土壌や風土は知らず知らずのうちに組織の中で育ち、辞書によると道徳とは人間の踏
み行うべき正しい道というふうにあります、道徳の欠如に及んでいるのかもしれない
と思います。こうした背景と時代認識もあってか、提言書で示されている道徳の教
科化が遡上に上げられているのは道徳を学校の授業として導入しようというわけ
ですから、それには一定の評価が問われることにもなるかと思えます。その点をど
のように扱うのか。素人にはなかなか理解し難いのはいたし方ないとしても先生
の指導力という点で若い先生ほど、不安や心配はないかということが気になるわけ
であります。そこで教育長にお尋ねいたします。学校における道徳教育の現状と
道徳の教科化とは何を指すのか。その評価方法はどのようなものになるのかとい
うふうにお考えでしょうか。

○教育長

道徳の現状とそれから教科化ということについてのご質問でございます。最初に現状の方から申し上げますと、学校にはいくつかの領域と言っておりますが、領域がございます。領域というのは1つは教科、それからもう1つは道徳、それから特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動。小学校ではこの5領域があります。中学では外国語活動を除いた4領域であります。その中の1つの領域であります教科というのがあるわけではあります。教科につきましては小学校の1、2年生は6つの教科があります。それから3、4年生は7つの教科、それから5、6年生は8つの教科。で中学生は9つの教科があります。今、領域という中で私は道徳というふうに申し上げましたけれども道徳はしたがって教科の中へ現在は入っていないわけではあります。教科というのは、じゃあどういふものを教科というのかということですね、教科となるための要件が3つあります。1つは文部省の検定の教科書を使うということ。それから中学、高校などでは免許のある専門の先生が教えるということ。小学校は別であります。それからもう1つは成績を付けるということが教科であります。教科以外のものは今言ったものと外れますので、担任の先生が指導をする。免許は特別にない。それから成績は付けないというのが教科以外の授業であります。したがって現在はですね、道徳は小学校1年から中学3年まで年間に週1時間ずつ35時間を授業として行うようになっていますが、教科ではないので教科書がありません。成績は付けません。活動の記録としてどんな活動をしたかという記録は残ります。そういうのが現在の道徳であります。しかし道徳もですね、どういうことを扱うかということについては学習指導要領の中に含まれていますので、いろいろな価値について例えば生活習慣であるとか、自主自立であるとか、礼儀であるとか、友愛とか、自然への畏敬の念だとか、あるいは愛国心であるとか、そういったものは扱いなさいという中身は記されているところではあります。そして教科書はないわけではありますけれども、副読本としてですね「心のノート」というようなのを文部科学省で作っておりますので、希望をすれば無償で配布をしてもらえます。また教科書会社でも教科書ではないけれども、副読本として道徳の読本を作っているところもありますので、買えばそういうものを使っても良いし、使わなくても良いしと、こういうのが現在の道徳の現状であります。さて、そこでですね、教科化ということについてであります。今議員さんご指摘のようにです

ね、安倍内閣が首相の諮問機関としてですね教育再生実行会議というのを作っております。第1次安倍内閣の時には教育再生会議と言いましたが、第2次は教育再生実行会議と実行が入りました。ま、似たようなものでありますけど。この実行会議で数々の提言を首相にするわけでありましたが、この1月に発足をして2月に最初の提言があったわけですが、その提言の中におっしゃいますように道徳心が少なくなってきたんじゃないとか、あるいはいじめに対応するためにですね、道徳を教科としたらどうかという提言をしたわけでありまして。つまり教科でない現状は取り扱いに差があるのではないとか、きちっとした取り扱いをしていない先生がいるんじゃないかとかいうようなことがその原因になっているかと思えます。そこで、教科にするかどうかということにつきまして、今度は文部科学省側ではですね、道徳教育の充実に関する懇談会っていう別の会を作ってですね、道徳を教科にしたら良いかどうかということを検討を今しているところでありまして。以前にもそういうことを文部科学省の方で検討をした経過がありますけれども、その経過をですね文部科学省の諮問機関は中央教育審議会というのがございます。中央教育審議会に諮ったところ、中央教育審議会では道徳を教科とすることは非常に難しいと、困難がある、ということで今まで教科とはならなかったという経過があります。そこで今回またそのことについてですね検討委員会を設けたわけでありましてけれども、今までの経過もありますので、今回中央教育審議会がどのような審議をして教科にするのかしないのかということはこれから先の問題になろうかとこんなふうに思います。その中でですね、先ほど教科としての3つの要件と私申し上げましたけれども、この3つの要件を揃えようとするとな非常に無理があります。教科書は何とか作れば作れないことはないかもしれませんが。しかし専門、道徳教科と専門の免許っていうのは今、日本中誰も持っていないわけです。そういう制度がないわけでありまして。これを教えられるように全員の先生を養成して免許を持たせるということになるのと、これはえらい先のことになるだろうというふうに思いますし、点数化をして成績を付けるというところに非常に無理があるだろうと。道徳は人の心の問題を扱う教科だというふうに思いますので、人の心に点数を付けるのかと。あるいはテストをするのか。テストをしてあなたの道徳性は100点だとか20点だとか付けるのかとか。成績は1だよとか。5だよとかいうふうに付けるのかどうかということ。そこに非常に問題があるだろうというふうに思いますので、もし教科とするならば道徳に限ってはこの3つの条件を外した形で教科にするというよう

なことが考えられるのかなというふうに思っていますが。それにしてもこれから先の政府の動きを注目していくところかなと思いますし、それと同時に道徳は、道徳の時間だけではなくて全教科にわたって道徳を行うんだというふうに、これは学習指導要領にも書かれておりますので、道徳の時間だけでなく例えば算数の時間でも理科の時間でもその中における道徳はあり得るということ。そしてまた家庭での道徳教育、社会での道徳教育というものもあり得るだろうというふうに考えておるので、これから先の在り方を注目していきたいと思っているところであります。以上です。

○宇治（1番）

教育長言われるように道徳教育についてはですね、今後とも感心を持って見守る必要があるというふうに思いますが、本年度から辰野町は学校運営協議会、即ちコミュニティースクールを取り入れることになりました。そもそもこの制度は平成16年4月9日に制度化されて10年近い歳月が流れる中、文科省は平成28年度までに全国の公立小中学校の約1割にあたる3,000校の導入を目標にしているものの、今年の4月時点では1,562校に留まっています。なぜ、半分程度なのかということで、私なりに調べてみますと要因はいろいろありますが、大きくはこのコミュニティースクール自体が都会型の学校経営の改善手法のように思えるわけです。人口減少地域の政策としては馴染まないとも記されています。その理由は地方においては既に住民が学校運営に多面的に参画する仕組みと実績もあり、学校経営に十分に活用されてるというものであります。続いてお尋ねいたします。辰野町として今、なぜコミュニティースクールが必要なのかという点について、お尋ねいたします。

○教育長

コミュニティースクールの質問でございます。今、議員さんのご指摘のとおりでありまして、文科省としてはですね、3,000校を目指していると、こういうふうに言われているところでありますが、今約半分とこういう実態であると思います。辰野町ではですね、両小野小中学校におきまして、コミュニティースクール化を今進めている準備段階であります。昨年度、それから今年度、来年度にわたって研究を進め、27年度からですね本格的に両小野小中学校をコミュニティースクール化しようと、こういうふうに考えてるところであります。なぜ必要かと、こういうことでございますが、今までの両小野の動き、地域の皆さんがですね学校を支えようという非常に大きな皆さんの願いに立って現在両小野の小中連携教育ですね、一貫教育ですね、が成り立っ

てきているところであります。名前も両小野学園と付けてですね、地域の人たちが多
いに学校へ入り込み、ボランティアをし、そして子どもたちの成長を見守り、学校を
小中一貫として子どもたちを成長させようという強い願いがありまして、今まで「た
のめ科」という教科を新設して、これは学習指導要領にない強化であります。こうい
うふうにやるという計画を作って文部科学省に申請をし、文部科学省から学習指導要
領の特例校というお墨付きをいただいてですね、これでやるということで今やってき
ているわけであります。更にですね、この「たのめ科」の中にはですね、地域の願い
とかいろいろな地域を活性化する授業とかいろいろなものがあるわけではありますが、
やがてですね校長先生も代わり、学校の先生たちも代わっていく中で当初の一貫教育
のこうした願いが薄れていってしまうのではないかと、という恐れがあるわけござい
まして、先生が代わっても、校長が代わっても、地域にある一貫教育として、地域の
人たちが学校づくりに参画をしながらやっていく学校を目指したいという両小野の皆
さんの強い願いに立ってこれを実行していこうというふうに考えているところであり
ます。今準備中という段階であります。これが全国的には今お聞きしたように 1,500
あるわけでありますけれども長野県内ではなかなか進んでいなくて県内でコミュニ
ティースクールに指定されている学校は3つ4つしか現在ありません。そういう中で
両小野ではコミュニティースクール化をして地域に根ざした学校を作っていこうとこ
ういうことでございます。以上です。

○宇治（1番）

そうすると両小野に関しては塩尻市との連携を取って行うということによろしいで
すか。

○教育長

はい。

○宇治（1番）

分かりました。平成23年度に文科省が行ったコミュニティースクールになったこと
で何が変わったかという調査があります。1つは学校と地域が情報を共有するよう
になった。2つ目は地域が学校に協力的になった。3つ目は地域と連携した取り組みが
組織的に行われるようになったなど、特色ある学校づくりが進んだ。あるいは学校に
対する保護者や地域の理解が深まったと評価しています。一方で、辰野町はこれから
進めようとしておりますが、ここ数年で文科省の評価以上に我が辰野町では地域と学

校の関係はより近くなり大きく前進していると私は感じています。特に辰野モデルとも言えるような学校支援地域事業が定着し、住民や保護者が学校運営に参画して、成果が上がっていると思うからです。それでも必要と考える教育委員会の狙いはどこにあるか。屋上屋にならないよう整理して取り組む必要があるようにも私は感じます。そこでお尋ねいたします。今でも学校評議員制度やP T Aもある中、コミュニティースクールはどこが違うのでしょうか。

○教育長

学校評議員制度というのがしばらく前からできました。これはどこの学校でも数名の委員を指定して、教育委員会が任命し、行っているものでありますが、これは委員の指定でありまして委員会ではないんですね。委員を個人で指定をして委員になった個人が校長に意見を言うことができると、こういう組織であります。P T AもありますけれどもP T Aは親と教師の会でありまして、保護者が学校の施策を理解し、そして協力していくという組織であります。したがってですねコミュニティースクールとはちょっと違うわけではありますが、コミュニティースクールにつきましては学校運営協議会というのを作りなさいと、こういうふうに言われているわけであります。この運営協議会っていうのはどういう性格を持っているのかということですね、校長とともに学校運営にあたるというのであります。校長が学校運営を示した時にそれを検討して、これで良いかどうかということ審議し、学校の運営を一緒にともにやっていく。そしてその中身としてですね、学校の運営全般や教育課程の中身のこと。更に学校予算のこと。更に教員の人事のこと。そういったことに触れることができると、そして意見を言い、校長はできる限りこれを取り入れていくというのが学校評議員でありますので、この評議員を指定するとコミュニティースクールになるとこういうことあります。したがって評議員制度やP T Aと多少違いがあつてかなり学校運営について大きな力を持っているとこういうものであります。学校評議員はその学校の学区内の人が主でありますけれども、学区外の人が指定されても悪くはない。こういうわけあります。ただここですね、この校長とですね評議員の意見がうまく合わないとかですね、そのためにちっとも学校がうまく進んでかないとかですね、というようなまずい場面が起こってきた場合には教育委員会は学校評議員を更迭することができる。あるいはコミュニティースクールを解消することができる、というような決まりがありますので、いかんとも仕方がなくなった場合にはそういうことがあるかと思いますが、

そんなことがないようにお互いがうまく力を合わせて学校運営をしていくということ
を望んでいるところであります。

○宇治（1番）

次に申し上げるのは、コミュニティースクールを導入していない市町村の考え方で
ございます。例えば学校支援地域事業や学校評議員制度を通して学校運営の基本方針
や教育活動について意見を述べ合い、ともに学校づくりをしていこうという組織体制
が機能しているので、今のスタイルを維持していきますという考え方。あるいは学校
運営について、意見を述べる評議員にふさわしい人が足りないことや、地域住民や保
護者が既に協力的であり新たな制度の導入は必要ないと考えています。というもので
あります。辰野の場合ですね、現状私はそれに近いように思いますが、今でさえ多忙
を極める先生や学校サイドの負担が増加する心配があります。続いてお尋ねいたしま
す。新たな制度の導入は逆に混乱を招くことはないか、負担増に対する人材の確保は
十分かどうかお尋ねいたします。

○教育長

特に両小野に関してはですね今まで地区地域の人たちがですね入って学校を運営す
るために運営委員会を作っていると、一貫教育のための運営委員会を作っているとい
う実績があります。この実績を今まで見てきますと決して学校の邪魔になっているわ
けではないし、運営のために非常に力を貸してくださっておってより良い学校づくり
ができていると私は思っております。したがってですね、これらの人たちがこれから
コミュニティースクールになった場合にもですね、これらの人たちの中から主な人選
をしていくというようなことも考えられますし、それからまた混乱が起こらないよう
にですね3年間かけて今先進地の研修をしたり、どんな規約を作ったら良いのかを研
究し、また近々また研修に行くようになっておりますけれども、そうしたことを重ね
てですね、混乱のないようにして出発をしていきたいというのが考え方であります。
軌道に、一貫教育の運営委員会は今非常に軌道乗っているというふうに私は思ってお
りますので、おそらくコミュニティースクールになって学校評議員制度になっても、
おそらくうまく軌道に乗っていくのではないかと思いますし、さほどの負担もなく現
在くらいのところで学校が運営されていくのではないかな、というふうに考えており
ます。

○宇治（1番）

これは私の考えですけれど、最終的にコミュニティースクール導入するにあたっては学校評議員制度を見直したり、あるいは発展的に解消するとか、あるいは一本化するとか、辰野町の実態にマッチするような、あるいは両小野一貫にマッチするような内容に整えていただく方が良いんじゃないかなというふうにも思うわけでありまして。いずれにしても、今の制度に加えるということになりますと多様化が進むわけで、事務局となる教育委員会はもとより、学校、そして保護者や地域住民が何か変だという疑問を感じるといふようなことのないよう整合の取れた組織運営を希望したいと思っております。ところで、学校運営の中の具体的な事例ということで申しますと大津市の中学生自殺事件に始まるいじめ問題は重大な案件だと思います。これまで学校に対しても、教員に対しても保護者などが教育のプロとして信頼して子どもを預けてきたものが、近年のいじめや体罰問題が露呈されたことによって残念ながら、学校への信頼が損なわれたために相談しながら決める、という方向に移行する段階としてこのコミュニティースクールが改めてクローズアップされてきているようにも私は思えます。すなわち、学校にとっては校長、教頭の管理職だけでなく全職員が一体となった学校運営を外部からの刺激を受けながら、いわば地域に根ざした開かれた学校を目指す必要性は従来にも増して高まっていることは申すまでもないと思っております。そこで大切な子どもを預かる学校の先生と生徒。そして生徒仲間でおきるいじめに関してお尋ねいたします。いじめ問題が起きた時、大切なことは何かというふうにお考えでしょうか。

○教育長

はい、いじめの問題については私も本当に心を傷めているところでございます。同じく体罰についても心を傷めているところであります。起きた時に大切なことは何かということですが、その前にですね起きないようにするというのが非常に大事だろうというふうに思っております。これは先ほどらい言われてますように道徳を徹底していくということも当然だろうと思っておりますし、先生方が普段からいじめとは何かという研修をしっかりと、いじめを見抜く目をしっかりと養うということが非常に大切であろうと思っておりますし、傍観者ではいけないということを皆が認識することが起きないようにする大切な観点だろうと思っておりますが、起こってしまった後はですね、どうするかということは先ずは早期発見、私はこれが一番だと思います。早く発見する。それには先ほど申し上げましたようにいじめを見抜く目をしっかりと養うことが大事だろう、これ教員もそうですし生徒同士、児童同士もそうだろうとこん

なふうに思います。そして発見されたらですね早期に対応すると、これを直ぐ、即対応する。授業を止めても即対応するということが大事だろうというふうに思います。そして更にそれが早く解決するということ。早く解決させるということ、これが最も大事だろうというふうに思っています。なおですね、1回や2回の注意ですぐ直るんならね良いですけども、なかなか陰湿で表に見えないような形でいじめが続くというようなことがあれば長引くというようなことがあれば、これは大変でありますので、一人の担任の先生だけが一人で解決しようというふうに思っているのはだめだというふうに思います。学年の先生とか学校中の先生とかが協調して解決を目指す。そしてまた学級のPTAなり学校のPTAなりPTAの組織も動員をしながら、何とか早く止めさせる方法を編み出す。地域全体、学校全体が関わっていじめを止めるということを考えていく必要があるだろう。更にそれでも止まらないというような場合につきましては児童相談所でありますとか、事例が大きな問題になりそうな場面につきましては警察の手をお借りするというようなことも考えながら、とにかく犠牲になる子どもがないようにしていくことが大事だというふうに思っています。これは先ほどらい言われているように、開かれた学校にもつながることだろうというふうに思っています。

○宇治（1番）

いじめが起きないのに越したことはないと思いますが、いじめがないというのは私は全く嘘だというふうに思います。少なからずいじめは存在するのではないかというふうに思うわけですが、大津市のいじめ事件をきっかけに文科省が調査した全国の実態では熊本県が一番少ないという結果が出ましたが、これはいじめが少ないというのではなくていじめを早期に発見し、早期に解決していることが判明しております。逆にいじめの解決件数は全国一だということでもあります。その理由は熊本県が早期発見、早期解決した先生を評価するシステムを構築し機能しているがゆえの結果であり、極めて難しい問題を積極的に解決している先進的な事例だと言えます。続いてお尋ねいたします。辰野町でのいじめ、体罰の実態とその対策についてはどのように対応されているかをお尋ねいたします。

○教育長

いじめの把握でありますけれども、まずは子どもが訴えて来ることが第一だと思いますけれども、必ずしも子どもが即、訴えて来るとは限らない場合もあろうかと思っておりますので、友だち同士が訴えやすいような先ほど申し上げましたように傍観者でいな

い友だちということを是非、大切に扱っていきたいと思いますし、また先生と生徒の間の連絡ノート、親もこれに書くことあるわけでありましてけれども、そういった連絡ノートに書かせるとか、あるいは特設のアンケートを作っていじめられていないかどうかを調査をする。そしてまた以前の議会でも何回かお答えをいたしましたけれども q-u という学級の状態、個々の児童生徒の状態が見られるような検査を今、どこのクラスも年間に 2 回はやるようにしておりますので、そういったところから学級に適應しているかどうかを調べ、追求をしていくというようなこと。また、部活動、体罰に触れてはですね、体罰も同じような状況で発見されると良いわけでありましてけれども、部活動の場合は部活動の保護者会のご協力をいただくとかいうようなこともあろうかと思えます。また、今回文部科学省でいたしました体罰の調査につきましては、児童生徒用のアンケート、それから保護者向けのアンケート、それから学校の先生向けのアンケート、三様のアンケートを取って体罰があったかなかったかを調査する方法が取られました。今後、文科省がまたそういうことやるかどうか分かりませんが町といたしましても必要があればそういった方法で、体罰があったか、ないか、こういうことを実態として把握をしていきたいというふうに考えております。そしてまた体罰あるいはいじめがですねあったということが分かった場合はですね、担任なり何なりがすぐ生徒指導やあるいは校長、教頭に報告をする。校長は教育長に報告をする。で必要があれば教育長は県の教育委員会に報告するというふうにルートができておりますので、解消すれば良いわけでありましてけれども解消しなければ第三者の機関の手をお借りしても解決をしていくというのが開かれた学校の在り方だろうと思っています。

○宇治（1 番）

具体的な実態で把握されているような件数というのは特になんかということでしょうか。

○教育長

いじめはある程度がありましたが、解消をしています。それから体罰につきましては文科省のアンケートの時にですね、いくつかは事例としてアンケートに書かれたものがありました。書かれたものについては全て校長と教頭が精査をして聞き取りをして本当に体罰であったかどうかをきっちりと検証をしまして、体罰だというふうにはっきりとしたものはございませんでした。以上です。

○宇治（1番）

はい、分かりました。いじめ、体罰が全国的にこれだけ問題になっている以上、昔はいじめも愛の体罰もあったということで済ますわけにはいきません。私の中学1年の担任は軍隊上がりの先生で軍隊時代の部下に復員して皆さんもご承知かと思いますが、プロ野球中日ドラゴンズのエースとして活躍した有名な杉下茂投手がいて「ずば抜けた長身の彼を殴るには飛び上がって叩いたのであまり効き目がなかったが、君たちは丁度良いから、ピンタは効くぞ」と言われて結構いただいたものです。この先生の名誉のために申し上げますがこの先生は非常に人間味のある温かい先生でございました。その時代は親は「お前が悪い」と言う一言で済まされていたものです。私の子どもたちの時代になると体罰を加えた先生には保護者がクレームを付けたことはあっても、それ以上の問題に発展することはありませんでした。経済が成長し、核家族化が進み言論の自由や女性の社会進出などと相まって、時代とともにいじめや体罰の中身は変質していることも事実で、人の命に及ぶに至ってはあってはならない、起こしてはならないと定められるのも当然のことと言えます。そんな中で、町としてせっかく導入するコミュニティースクールなどが、保護者や地域住民が参画するボトムアップ活動として真に子どもたちのための学校づくりに十分機能するような意味合いがなされることが肝要だと思います。一昨年7月、日本教育新聞社が全国の市町村の教育長を対象に行ったアンケートがあります。その中で、今後進めたい施策について聞いたところ、小中一貫連携教育の導入、拡大、と校内研修の充実、支援、そして家庭内教育の支援がトップ3に挙げられております。また「今、抱えている問題は何か」という点では学校の小規模化、不登校、そして若手の職員、教員が増えているが上位を占めております。そこで最後の質問として、今申し上げた中から教育委員会の考え方や努力度が問われる項目を1つだけ絞ってお尋ねいたします。辰野町における小中一貫連携教育の取り組みはどのような実態にあるのでしょうか。また、その評価はいかがでしょうか。

○議長

質問時間が5分を切りましたので、簡潔にお願いします。

○教育長

小中一貫連携の取り組みであります。時間もありませんので簡潔に申し上げたいと

と思いますが、小中一貫につきましてはですね、県の教育委員会が小中一貫学力向上事業というのを数年前に行いました。ただしこれはですね、全県下で4校だけという指定がありました。そこへ手を挙げてですね是非やらせてくださいということで辰野町が参入をさせていただきました。数学の先生を中学へ1人余分にくださるという事業であります。この先生がですね、中学の授業でなくてその小学校ですね、中学へ来る上がってくる小学校の授業、算数の授業を小学校の担任の先生と一緒にやるというそういう授業でありました。したがってそれは2年間にわたっていただきまして、各小学校へ行って、えっと両小野中学は別なので別でしたけれども、ほかのこっちの小学校には全部行って、日常的に各小学校で中学の先生が授業をした。中学の先生と小学校の先生と一緒に授業をしたというような経過がありました。それにつきまして、後の検証であります、全国の学力学習状況調査を見ますと数学の力が上がったという結果として、そういうことがございました。今その授業は終わってしまいましたので、今はもうやっていませんけれども、同じような形を続けたいということで、小学校の先生が中学で授業をしたり、中学の先生が小学校で授業をしたりということは今でも続けておりますし、小中ではないですけども、ついでに申し上げますと中学の先生が高校、辰野高校で授業をしたり、辰高の先生が中学で授業をしたりというようなことも一貫教育の一部としてやっているところでもあります。そしてですね校長会を初めとしたところで、小中一貫学力向上委員会というのを作ってですね各小学校や中学の先生方、委員の先生方が集まってですね、どうしたら学力向上できるだろうかというようなことを話し合い、そしてまた実行をしているところでもあります。結果としてはですね学力の向上もこのところ見られますけれども、それよりも著しく良くなったのは不登校が減ったということでもあります。驚くほど不登校生は減りました。中一ギャップがなくなったという、なくなったと言うか非常に少なくなったということが言えるだろうというふうに思います。これがほかの要素もあるかもしれませんが小中一貫の大きな成果であったかなというふうに思っています。以上です。

○宇治（1番）

新任の伊藤県教育長は信州教育再生に向け、学校と地域の連携を強調しております。この方は中央の役人ですから都会の実績と感覚を持ち込んで来ることも危惧されています。地方には地方の良さがあるわけで是非、辰野らしさと生徒の個性を失うことのない開かれた学校を目指した辰野町教育委員会のリーダーシップを期待して、私の質

問を終わりといたします。

○議 長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9 . 散会の時期

6月11日 午後 14時 20分 散会